

広島市地域防災計画

(都 市 災 害 対 策 編)

目 次

【地域防災計画～都市災害対策編】

第1章	総則.....	301
第1節	計画の方針.....	301
第1	計画の目的.....	301
第2	計画の位置付け.....	301
第3	計画の構成及び内容.....	301
第4	災害の想定.....	301
第5	計画の修正.....	302
第6	細部計画の策定.....	302
第7	計画の習熟.....	302
第2章	海上災害対策.....	303
第1節	海上災害の特徴.....	303
第1	油等の流出.....	303
第2	船舶の火災・爆発.....	303
第3	船舶の衝突・座礁.....	303
第2節	市域に関する港湾区域、港湾施設等の現況.....	304
第1	広島港港湾区域.....	304
第2	港湾施設.....	304
第3	定期航路の就航状況.....	305
第3節	対象とする海上災害.....	305
第1	大規模な油等流出（海洋汚染）.....	305
第2	船舶の火災・爆発、衝突・座礁、沈没（海難事故等）.....	305
第3	その他の大規模な海上災害.....	306
第4節	災害予防計画.....	306
第1	大規模な油等流出事故の予防対策.....	306
第2	船舶火災の予防対策.....	307
第3	危険物積載船舶の保安対策.....	307
第4	船舶の安全運航の確保.....	307
第5節	災害応急対策.....	308
第1	災害対策本部の体制.....	308
第2	応援要請.....	308
第3	関係機関との情報連絡系統.....	308
第4	関係機関の災害応急活動.....	309
第5	大規模な油等流出対策.....	309

第6	海難事故等対策.....	312
第7	海上交通の安全確保.....	314
第3章	航空機災害対策.....	332
第1節	航空機災害の特徴.....	332
第2節	市域における飛行場施設等の現況.....	332
第1	ヘリポート.....	332
第2	緊急離着陸場.....	332
第3	広島ヘリポートにおける航空機の運航状況.....	333
第4	航空路の指定等.....	333
第5	異常事態時の航空機の緊急着陸.....	333
第3節	対象とする航空機災害.....	333
第1	航空機の海上への墜落（海域での事故等）.....	333
第2	航空機の陸上への墜落（陸域での事故等）.....	333
第3	航空機の空中衝突・市街地への墜落又は高層ビルへの衝突（空中での事故・多数の巻き添え者を含む密集地での事故等）.....	334
第4	その他の大規模な航空機災害.....	334
第4節	災害予防計画.....	334
第1	航空機の安全運航の確保.....	334
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	334
第3	防災訓練の実施.....	334
第5節	災害応急対策.....	334
第1	災害対策本部の体制.....	334
第2	応援要請.....	335
第3	関係機関との情報連絡系統.....	335
第4	関係機関の災害応急活動.....	335
第5	情報の収集及び広報.....	336
第6	迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動.....	336
第7	航空機火災への対応.....	336
第8	救護所の設置と医療救護班の活動.....	336
第9	トリアージの実施.....	337
第10	避難場所等の開設等.....	337
第4章	鉄道災害対策.....	339
第1節	鉄道災害の特徴.....	339
第2節	市域における鉄道施設等の現況.....	339
第3節	対象とする鉄道災害.....	339
第1	旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災.....	339
第2	化成品積載列車からの危険物・毒物劇物等の流出等.....	339
第3	その他の大規模な鉄道災害.....	339
第4節	災害予防計画.....	340

第1	鉄軌道の安全運行の確保.....	340
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	340
第3	防災訓練の実施.....	340
第5節	災害応急対策.....	340
第1	災害対策本部の体制.....	340
第2	応援要請.....	340
第3	関係機関との情報連絡系統.....	341
第4	関係機関の災害応急活動.....	341
第5	情報の収集及び広報.....	342
第6	迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動.....	342
第7	危険物・毒物劇物等の流出への対応.....	342
第8	救護所の設置と医療救護班の活動.....	342
第9	トリアージの実施.....	342
第10	避難場所等の開設等.....	343
第5章	道路災害対策.....	346
第1節	道路災害の特徴.....	346
第2節	市域における道路施設の現況.....	346
第3節	対象とする道路災害.....	346
第1	車両の多重衝突・火災.....	346
第2	危険物・毒物劇物等運搬車両からの流出等.....	346
第3	その他の大規模な道路災害.....	346
第4節	災害予防計画.....	347
第1	道路の安全運行の確保.....	347
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	347
第3	防災訓練の実施.....	347
第5節	災害応急対策.....	348
第1	災害対策本部の体制.....	348
第2	応援要請.....	348
第3	関係機関との情報連絡系統.....	348
第4	関係機関の災害応急活動.....	349
第5	情報の収集及び広報.....	349
第6	迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動.....	349
第7	危険物・毒物劇物等の流出への対応.....	349
第8	救護所の設置と医療救護班の活動.....	350
第9	トリアージの実施.....	350
第10	避難場所等の開設等.....	350
第6章	大規模火事災害対策.....	355
第1節	大規模火事災害の特徴.....	355
第2節	市域における大規模施設等の現況.....	355

第1	施設等の概要.....	355
第2	火災の発生状況.....	356
第3	気象の概要.....	356
第4	消防力の概要.....	356
第3節	対象とする大規模火事災害.....	356
第1	多数の者や要介助者が利用し、避難・消火活動に制約がある大規模施設（地下街、ホテル、デパート、高層建築物、病院、社会福祉施設等）の爆発・火災.....	356
第2	市街地における大規模延焼火災.....	356
第3	付近住民の避難を要する化学工場等の爆発・火災.....	357
第4	付近住民の避難を要する大規模な林野火災.....	357
第5	その他の大規模な火事災害.....	357
第4節	災害予防計画.....	357
第1	火災に強い地域づくり.....	357
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	358
第3	防災訓練の実施.....	358
第5節	災害応急対策.....	358
第1	災害対策本部の体制.....	358
第2	応援要請.....	358
第3	関係機関との情報連絡系統.....	359
第4	関係機関の災害応急活動.....	359
第5	情報の収集及び広報.....	359
第6	迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動.....	360
第7	活動上の安全管理.....	360
第8	救護所の設置と医療救護班の活動.....	360
第9	トリアージの実施.....	360
第10	避難場所等の開設等.....	360
第7章	危険物等災害対策.....	367
第1節	危険物等災害の特徴.....	367
第2節	市域における危険物等施設の現況.....	367
第1	危険物施設の現況.....	367
第2	毒物劇物施設の現況.....	367
第3	火薬類施設の現況.....	368
第4	ガス類施設の現況.....	368
第3節	対象とする危険物等災害.....	369
第1	危険物等の製造・貯蔵・販売・取扱等を行う施設における危険物等の漏えい・爆発等.....	369
第2	運搬中における危険物等の漏えい・爆発等.....	369
第3	その他の大規模な危険物等災害.....	369
第4節	災害予防計画.....	369

第1	危険物等の安全確保.....	369
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	370
第3	防災訓練の実施.....	371
第5節	災害応急対策.....	371
第1	災害対策本部の体制.....	371
第2	応援要請.....	371
第3	関係機関との情報連絡系統.....	372
第4	関係機関の災害応急活動.....	372
第5	情報の収集及び広報.....	373
第6	迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動.....	373
第7	活動上の安全管理.....	373
第8	救護所の設置と医療救護班の活動.....	373
第9	トリアージの実施.....	374
第10	避難場所等の開設等.....	374
第8章	放射性物質災害対策.....	380
第1節	放射性物質災害の特徴.....	380
第2節	市域における放射性物質使用施設等の現況.....	380
第3節	対象とする放射性物質災害.....	381
第1	市域内の放射性同位元素等取扱施設（病院、研究施設等）における放射性物質の大量漏えい・火災等.....	381
第2	輸送中における市域内での放射性物質の漏えい・火災等.....	381
第3	市域外における放射性物質の大量漏えい等.....	381
第4節	災害予防計画.....	381
第1	放射性物質の安全規制.....	381
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	382
第3	防災訓練の実施.....	382
第5節	災害応急対策.....	382
第1	災害対策本部の体制.....	382
第2	応援要請.....	382
第3	関係機関との情報連絡系統.....	383
第4	関係機関の災害応急活動.....	383
第5	情報の収集及び広報.....	384
第6	迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動.....	384
第7	活動上の安全管理.....	385
第8	救護所の設置と医療救護班の活動.....	385
第9	トリアージの実施.....	385
第10	避難場所等の開設等.....	386
第11	市域外における放射性物質災害への対応.....	386
第9章	ライフライン災害対策.....	387

第1節	ライフライン災害の特徴.....	387
第2節	市域におけるライフライン施設等の現況.....	387
第1	電力施設.....	387
第2	水道施設.....	388
第3	下水道施設.....	388
第4	通信施設.....	388
第5	ガス施設.....	389
第3節	対象とするライフライン災害.....	389
第4節	災害予防計画.....	390
第1	ライフライン機能の確保.....	390
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	390
第3	防災訓練の実施.....	390
第5節	災害応急対策.....	390
第1	災害対策本部の体制.....	390
第2	応援要請.....	390
第3	関係機関との情報連絡系統.....	391
第4	関係機関の災害応急活動.....	391
第5	大規模停電対策.....	391
第6	大規模断水対策.....	392
第7	大規模情報通信途絶対策.....	393
第8	大規模ガス漏えい・爆発対策.....	393

第1章 総則

《危機管理室》

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大規模な都市災害に対処するため、広島市防災会議が作成する計画であり、市域における都市災害に係る災害予防、災害応急対策に関して、本市及び防災関係機関等が行うべき事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を都市災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置付け

この計画は、都市災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、広島市地域防災計画の「都市災害対策編」として位置付ける。

第3 計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は次のとおりとし、この計画に定めのない事項については、広島市地域防災計画「基本・風水害対策編」によるものとする。

1 総則

想定する都市災害等について定める。

2 個別災害対応計画

想定する都市災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、本市及び防災関係機関等がとるべき措置等について定める。

第4 災害の想定

この計画において想定する都市災害は、次のとおりとする。

1 海上災害

大規模な油等の流出による海洋汚染の発生又は船舶の火災・爆発、衝突・座礁、沈没による多数の死傷者等の発生といった海上災害

2 航空機災害

航空機の墜落等による多数の死傷者等の発生といった航空機災害

3 鉄道災害

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害

4 道路災害

道路構造物の損壊や運転者の不注意等を原因とした車両の衝突等による多数の死傷者等の発生といった道路災害

5 大規模火事災害

大規模施設の火災、大規模な林野火災等による多数の死傷者等の発生といった大規模火事災害

6 危険物等災害

危険物等施設における危険物等の漏洩・爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害

7 放射性物質災害

放射性同位元素等取扱施設における放射性物質の大量漏洩等による多数の死傷者等の発生といった放射性物質災害

8 ライフライン災害

大規模な停電・断水・情報通信の途絶・ガス爆発等により広範囲にわたり市民生活に重大な支障を及ぼすようなライフライン災害

第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第6 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動の展開に必要な細部計画（地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載したマニュアル等）については、本市各局等及び各区並びに防災関係機関等においてあらかじめ定めておくこととし、かつ、今後、関係機関等との連携を図りながら、適宜修正・見直しを行っていくこととする。

第7 計画の習熟

本市各局等及び各区並びに防災関係機関等は、平素からこの計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めるものとする。

第2章 海上災害対策

第1節 海上災害の特徴

海上災害の特徴として、陸上で発生した災害に比べ、災害現場が特定しにくいこと、災害現場に近づくために船舶等を必要とすること、災害実態の把握や人命救助・捜索、消火活動に制約があること、気象や海象条件の変化などにより災害の態様が急変し、その対応に困難をきたす場合もあることなどが挙げられる。

また、海上災害は、国内船に限らず、外国船においても同様に発生し得るものであるが、その場合は治外法権や言葉の障害などにより、迅速かつ的確な対応を取り得ないことも考えられる。

さらに、海上災害は船舶における被害にとどまらず、海域の魚介類等の水産物や水質・大気・生物等の環境へ直接的な被害を与え、また、水産物の汚染等を介して間接的に人体へ被害を及ぼすことも懸念される。

海上災害は、海洋汚染事故と船舶の事故に大別され、それぞれ次のような発生態様がある。

第1 油等の流出

- 1 海上に流出した油等は、船舶の航行や風・潮流などの影響により、不整形の状態を示し、細長い帯状あるいは斑状となって断続的に漂流・拡散する。また、油の粘度等により拡散速度が異なる（一般的に粘度が低い油ほど拡散速度が速い。）。
- 2 流出油等による被害は、局地にとどまらず広範に拡大し、また、長期間にわたって影響を及ぼすことがある。
- 3 油等の性状等によっては、大気汚染や海面火災等の二次災害の危険性が高い。

第2 船舶の火災・爆発

- 1 船内は、一般的に構造が立体的で多層、狭隘かつ閉鎖的であり、通路も複雑である。また、規模・用途、乗船者数、積載物の種類・数量等多様であり、発災時点での早期把握が困難であることから、消火・救助活動上の制約が多く、船舶の火災・爆発は多数の死傷者を伴う危険性がある。
- 2 船体は、開口部が少なく、ほぼ密閉された状態で火災の燃焼が続き、船内に熱気、濃煙が充満しやすく、消火・救助活動に支障をきたすことが多い。
- 3 船舶の爆発は、船内清掃中、整備作業中、荷役中等に発生する場合が多く、状況によっては、大規模火災へ拡大するおそれがある。

第3 船舶の衝突・座礁

- 1 船位の不確認、居眠り、見張り不十分などの人為的原因により、多く発生している。
- 2 港内及びその沿岸水域に集中して発生している。
- 3 危険物を積載したタンカー等が衝突・座礁した場合、爆発、火災又は危険物の流出による海洋汚染等を併発することがある。

第2節 市域に関する港湾区域、港湾施設等の現況

《広島海上保安部、広島県広島港湾振興事務所》

第1 広島港港湾区域

広島港港湾区域とは、次の区域をいう。（港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）（昭和31年6月8日運輸省告示第326号、変更昭和45年10月14日広島県告示第870号））

観音崎、峠島南端及び似島南東端を順次結んだ線、同島地獄鼻、大カクマ島南端及び大カクマ島南端と沖山ノ鼻を結んだ線上、同南端から4,950メートルの地点を順次結んだ線、同地点から318度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに天満川昭和大橋、旧太田川舟入橋、元安川南大橋、京橋川御幸橋、猿猴川黄金橋各下流の河川水面。ただし、漁港法（昭和25年法律第137号）により指定された草津漁港及び五日市漁港の区域を除く。

資料1 港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図

第2 港湾施設

1 航路

（単位：m）

名称	位 置	水深	延長	幅員	備 考
第一航路	第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 長森三角点（152メートル）（北緯34度20分37秒 東経132度29分58秒）から260度30分2530メートルの地点 二 長森三角点から245度30分2860メートルの地点 三 長森三角点から256度30分7060メートルの地点 四 長森三角点から256度10050メートルの地点 五 長森三角点から262度30分2820メートルの地点 六 長森三角点から254度30分3540メートルの地点 七 長森三角点から260度7090メートルの地点 八 長森三角点から258度10070メートルの地点	-11.0 ～ -14.0	7,400	300 ～ 400	港則法第11条に定める航路（港則法施行規則第8条の別表第2による。）
第三航路	廿日市木材港の沖 第四航路までの海面	-12.0	1,300	300	
第四航路	廿日市木材港 30,000D/Wバースの沖 1,500メートルまでの海面	-12.0	1,500	250	
第五航路	五日市-11m岸壁の沖 1,350メートルまでの海面	-12.0	1,300	250	
第六航路	出島-14m岸壁の沖 第一航路までの海面	-14.0	1,000	400	
廿日市航路	昭北新開物揚場前から佐方川河口までの海面	-3.0	1,300	60	
宇品内港泊地	西防波堤灯台と東防波堤灯台を結ぶ線で閉じられた海面	-4.0	—	—	

資料1 港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図

2 施設状況

資料1「港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図」及び資料2「公共けい留施設の現況」のとおり。

3 利用状況

(1) 入港船舶種別表(令和4年度)

(単位: 隻・トン)

区 分	外航商船	内航商船	自動車航送船 (内外航含む)	その他	合 計
隻 数	1,117	25,640	16,423	237	43,417
総トン数	23,192,861	9,178,302	7,799,549	80,412	40,251,124

※ 商船とは、客船、貨客船、貨物船、貨物船(各種専用船及びコンテナ船を含む。)及び油送船をいう。

※ 外航とは、外国航路に就航している船舶を、内航とは、内国航路に就航している船舶をいう。

(2) 入港船舶階級別表(令和4年度)

(単位: 隻)

区 分	10,000 総 ト ン 以上	6,000 以 上 10,000 未 満	3,000 以上 6,000 未 満	1,000 以上 3,000 未 満	500 以上 1,000 未 満	500 総トン 未 満	合 計
外 航	322	507	273	14	0	0	1,117
内 航	229	9	473	384	5,009	35,959	229
							43,180

(3) 船舶乗降人員(令和4年度)

(単位: 人)

乗込人員	上陸人員	計
710,878	712,853	1,423,731

(4) 大型旅客船の入港状況

資料3「大型旅客船の入港状況」のとおり。

第3 定期航路の就航状況

資料4「コンテナ等定期航路の就航状況」のとおり。

第3節 対象とする海上災害

《危機管理室》

本章で対象とする海上災害は、広島港港湾区域及びその周辺海域（以下「広島市海上区域一円」という。）等において、多数の死傷者又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような海上災害とする。

第1 大規模な油等流出（海洋汚染）

《災害対応上の特性》

- ・ 広島地区排出油等防除協議会との連携
- ・ 大規模な流出油等の防除・回収
- ・ 流出油等への引火、海面火災に対する警戒
- ・ 回収油等の処理（運搬、焼却・廃棄等）
- ・ 環境汚染対策、水産物被害対策
- ・ 沿岸住民の避難
- ・ 船舶の撤去・えい航

第2 船舶の火災・爆発、衝突・座礁、沈没（海難事故等）

《災害対応上の特性》

1 旅客船の場合

- ・ 多数の負傷者等の救助活動及び医療・救護
- ・ 多数の行方不明者の捜索
- ・ 海上への燃料流出・拡散防止

- ・ 船舶の撤去・えい航
- 2 タンカーの場合
 - (1) 大規模な消火活動
 - (2) 積載油等の流出・拡散防止
 - (3) 流出油等への引火、海面火災に対する警戒
 - (4) 船舶の撤去・えい航

第3 その他の大規模な海上災害

第4節 災害予防計画

第1 大規模な油等流出事故の予防対策

《広島海上保安部、危機管理室、消防局警防課・南消防署》

1 排出油等防除協議会

広島湾において大規模な油等流出事故等が発生した場合の防除活動について、関係機関が必要な事項を協議・実施するため、次のとおり排出油等防除協議会が組織されており、本市もこの協議会に参画している。

区分	広島地区排出油等防除協議会	広島湾排出油等防除協議会連合会
対象区域	広島海上保安部の管轄区域内の海域のうち、広島県海域（大竹港を除く。）及びその隣接海域	広島湾
業務内容	1 排出油等防除計画の策定 ① 排出油等防除マニュアルの作成 ② 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の促進 ③ 排出油等の防除活動の実施の推進 2 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施 3 油処理剤の使用に関する事項 4 その他排出油等防除に必要な事項	1 合同防除活動の実施の推進 2 排出油等防除に係る自主基準の作成 3 排出油等防除に関する研修及び訓練の実施 4 その他排出油等防除に関すること
資料5 広島湾排出油等防除協議会連合会会則 資料6 広島地区排出油等防除協議会会則		

2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

広島市海上区域一円における大規模な油等の流出に備え、関係機関（第5節第4を参照）が連携して次の対策を実施する。

項 目	実 施 内 容	実施機関
関係機関との協力体制の確立	1 大規模な油等流出事故等に備え、広島地区排出油等防除協議会を通じて関係機関との緊密な協力体制を確立する。 2 必要な資機材及び数量等をあらかじめ把握する。	広島海上保安部
油等防除訓練の実施	毎年 1 回以上、海上消防訓練にあわせて実施する。	広島海上保安部、
防除資機材等の整備	オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。	国、県、市及び関係機関
資料 7 海上流出油対策用資機材等の保有状況（広島港湾関係）		

第2 船舶火災の予防対策

《広島海上保安部、消防局警防課・予防課、南消防署》

- 1 広島市海上区域一円における船舶火災に備え、関係機関が連携して次の対策を実施する。

項 目		実施対象等	実 施 内 容	実施機関
消防設備の整備促進		第1種船、第2種船、第3種船、第4種船及びタンカー並びに小型船舶	・消防設備の整備に関する指導及び取締り	広島海上保安部、消防局
海上火災予防運動の推進 (年2回、春・秋)		港内就航船舶及び旅客船、タンカー、漁船等	・消火設備及び火気管理状況の点検等 ・火災予防思想の高揚と防火についての注意事項の周知徹底 ・危険物荷役船舶の事故防止対策の徹底及びこれらに関連する活動・訓練	
海上消防訓練の実施 (毎年1回以上)		油槽船及び油槽所等の事故による火災及び離島火災を想定	・海上消防訓練 ・離島における火災に対する消防訓練	
摘要	1 第1種船、第2種船、第3種船、第4種船及びタンカーとは、船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）に規定する第1種船、第2種船、第3種船、第4種船及びタンカーをいう。 2 小型船舶とは、小型船舶安全規則に規定する総トン数20トン未満の船舶であって、国際航海に従事する旅客船以外のものをいう。			

- 2 消防局は、船舶火災における消防活動が円滑に行われるよう、必要な細部計画（災害対応マニュアル）を定めておくものとする。

第3 危険物積載船舶の保安対策

《広島海上保安部、消防局指導課・南消防署》

広島港に入港する危険物積載船舶の保安確保のため、次の対策を実施する。

項 目	内 容	実施責任者（根拠法令）
指示・命令・荷役規制	広島港に入港する危険物積載船舶の錨泊、けい留又は移動に当たり、保安確保のため必要な指示又は命令を行う。 港内の船舶ふくそう度、岸壁、栈橋等のけい留施設の現状等に応じ、栈橋・岸壁に荷役許容量を定め、これに基づいて荷役規制を行う。	広島港長 ・港則法 ・危険物船舶運送及び貯蔵規則
監視・指導	危険物荷役現場及び危険物積載船舶に、職員を随時派遣して、法令の励行状況を確認するとともに、荷役状況を監視及び指導する。	広島港長・消防局長 ・港則法 ・危険物船舶運送及び貯蔵規則 ・消防法

第4 船舶の安全運航の確保

《広島県広島港湾振興事務所》

- 1 港湾管理者は、船舶の安全な運航を確保するため、港湾区域及び管理する港湾施設を良好な状態に維持するものとする。
- 2 海上運送事業者等は、関係法令・規則等に基づき船舶の整備・点検を適切に実施するとともに、安全な運航に努めるものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制

《危機管理室》

海上災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

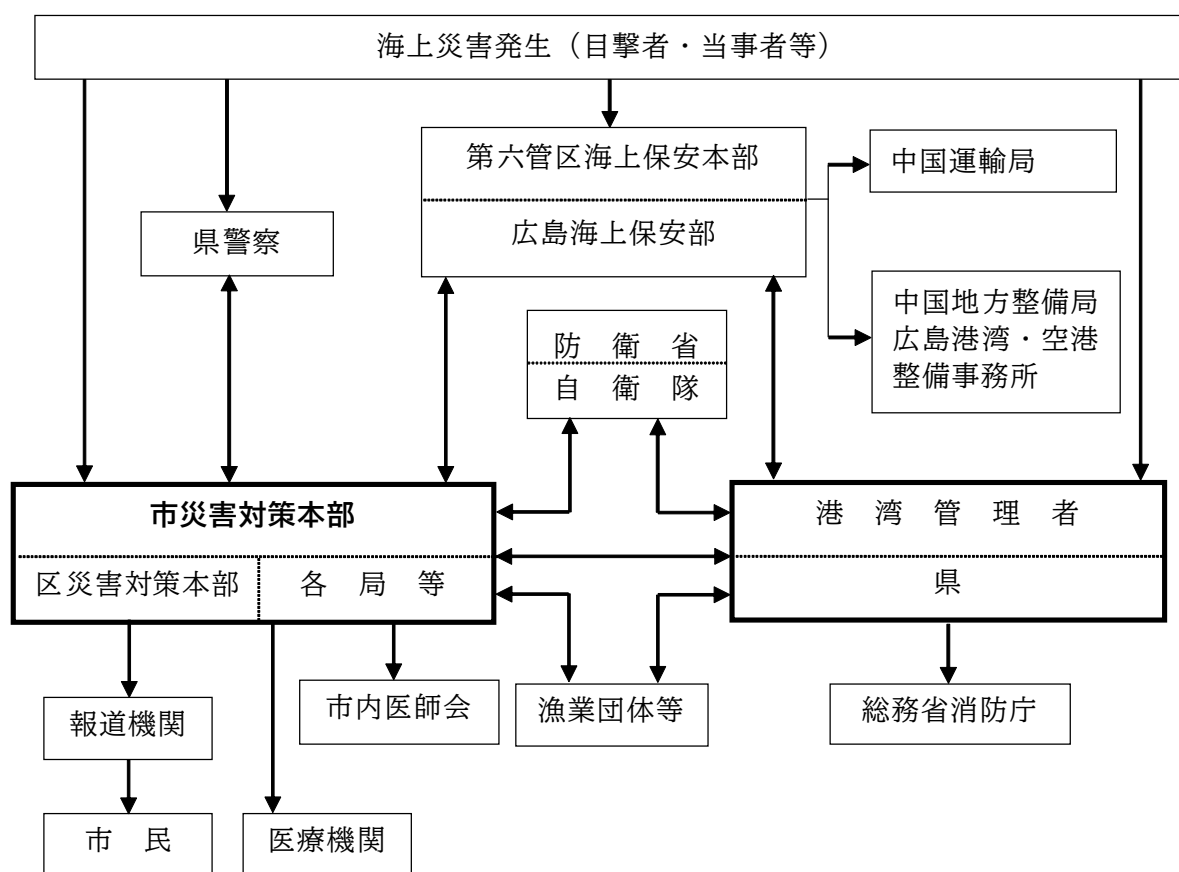
また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

第2 応援要請

《危機管理室》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統



第4 関係機関の災害応急活動

《危機管理室》

区 分	港湾管理者	船舶使用者	排出油等防除協議会	広島海上保安部	県	県警察	消防	市災害対策本部	区災害対策本部
現地指揮所の設置				○		○	○	△	
情報収集	○	○	○	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定				○		△	○	○	○
人命救助・捜索		○		○	△	○	○	○	○
消火活動		○		○			○		
避難誘導		○		○	△	△	○		○
救急・医療救護		○		○	△		○	○	
海上交通の安全確保	○			○					
火気の使用制限等				○			○		
流出(漂着)油の防除	○	○	○	○	○		○	○	
回収油等の処理	○	○			○			○	
汚染水産物対策								○	
被災者の支援		○				△		○	○
群衆整理						○			
道路交通整理						○			
市民相談						△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 大規模な油等流出対策

《広島海上保安部、広島県広島港湾振興事務所、危機管理室、消防局警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

災害現場において活動を行う広島海上保安部、消防等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。

なお、排出油等防除協議会に総合調整本部が設置された場合には、市災害対策本部は、情報収集及び連絡調整を行うため、職員（消防局現地指揮者等）を派遣する。

※ 市災害対策本部における情報の収集方法・項目

ア 情報の収集方法

- ・ 船主、運航者、荷主、乗員等への確認
- ・ 広島海上保安部（排出油等防除協議会）への確認
- ・ 県への確認
- ・ 消防ヘリコプター、消防艇及び救助艇による情報収集 等

イ 情報の収集項目

- ・ 発生日時、場所及び付近の状況
- ・ 船籍、船名、種別、規模（トン数）、構造、船会社及び荷主
- ・ 流出油等の種類及び成分（引火性・毒性）
- ・ 全体の積載量及び流出量
- ・ 流出油等の拡散方向
- ・ 風向及び潮流等の気象・海象状況
- ・ 乗客・乗員数、要救助者、負傷者及び不明者の有無
- ・ 火災危険及び爆発危険の有無
- ・ 緊急措置の状況
- ・ 予想される防除活動の基準 等

(2) 情報の伝達

収集した情報により、流出油等が毒性を有するなど、二次災害の危険性が高い油等であることが判明した場合には、直ちにその旨を現場活動職員へ周知し、現場の安全管理を徹底するものとする。

2 流出油等及び海面の監視

広島市海上区域一円に流出油等による影響があると認められるときは、次により流出油等の監視を行うものとする。

(1) 消防ヘリコプターは、上空からの海面監視を行う。

(2) 消防艇及び救助艇は、海面監視を行うとともに、関係者等から情報を収集し火災の発生や油等処理・回収作業に備える。

なお、消防局は、流出油等の拡散等に応じて、消防隊を現地に応援出動させる。

(3) 区災害対策本部は、流出油等の拡散等に応じて、必要な沿岸区域へ職員を派遣して海面監視を行う。

3 火災に対する警戒等

流出油等による海上火災のおそれがある場合には、次の措置を講じるものとする。

内 容	要 件	対象者	実 施 者 (根拠法令)
喫煙又は火気取扱の制限・禁止	港内に引火性の液体が浮遊している場合において、火災の発生のおそれがあると認めるとき。	当該水域にある者	広島港長 (港則法第37条第2項)
火気の使用制限・禁止 退去・進入中止	排出された危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるとき。	火災が発生するおそれがある海域等にある者	広島海上保安部長 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の5)
火災警戒区域の設定及び火気の使用禁止 退去・出入禁止・出入制限	流出等の事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	火災警戒区域内にある者	消防局長、消防署長(吏員)、警察署長等 (消防法第23条の2)

4 臭気及び大気汚染調査《環境局環境保全課、各区》

流出油等の気化、海上火災による臭気(毒性)及び大気汚染等が認められるときは、次により対応するものとする。

(1) 海面監視に派遣された職員は、自ら周辺に異常な臭気があるかどうかを確認するとともに、住民等からの情報収集を行い、その結果を区災害対策本部へ報告する。

(2) 区災害対策本部は、臭気に関する情報の収集を行い、市災害対策本部(情報班各区担当)へ報告する。

(3) 臭気調査によって、臭気を確認されたときには、環境局は、必要に応じて臭気の拡散状況の把握及び大気汚染の状況の調査を行い、大気汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあるときは、市災害対策本部(情報班各局担当)へ報告する。

5 流出油等の防除、処理及び回収《広島海上保安部、危機管理室、消防局警防課・南消防署》

(1) 排出油等防除協議会等との連携

消防局現地指揮者は、排出油等防除協議会からの情報収集及び連絡調整を行う。

また、必要に応じて、関係者等から油等の成分や性質等を聴取するとともに、効果的な回収・処理方法について広島海上保安部等と協議を行う。

(2) オイルフェンスの展張、流出油等の処理等の実施

ア オイルフェンスの展張、流出油等の処理等に際しては、排出油等防除協議会(総合調整本部)において関係機関と連絡調整が行われ、活動方針が決定されることから、この活動方針に従い、同協議会と連絡調整を行いながら活動する。

イ 防除活動は、各機関の固有の指揮系統の下に実施するものとし、消防局は保有するオイルフェンスの展張、油処理剤、油吸着材の散布を行う。

なお、油処理剤の散布は、水産資源の育成環境等に影響を及ぼすことから、必ず関係漁業協同組合の同意を得たうえで行うとともに、散布の量に注

意を要する。

6 回収油等の処理・運搬《環境局業務第一課・産業廃棄物指導課》

回収油等の処理は、原因者が実施することが原則であるが、原因者が特定されない等やむを得ないときは、広島海上保安部、県（港湾管理者）及び排出油等防除協議会等との協議のうえ、次により回収油等の処理を行うものとする。

- (1) 環境局は、焼却処理可能量、産業廃棄物処理業者等の受入れ可能量及び運搬方法、その他処理に必要な事項を検討して、回収油等処理計画を策定する。

このとき、陸揚げされた油の一時保管が必要なときは、一時保管場所の確保に努める。

- (2) 環境局は、処理が困難又は所管工場の処理能力を超える場合には、県（環境県民局）と協議し、近隣市町等への応援要請等の措置を講じる。

7 水質汚染状況の把握及び水産物対策《健康福祉局保健部、環境局環境保全課、経済観光局水産課》

- (1) 水質汚染状況の把握及び広報

水質汚染等が発生し、水産物に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、次により対応するものとする。

ア 環境局は、健康福祉局及び経済観光局と連携し、必要に応じて水質汚染の状況の把握・監視及び検査等を行い、市災害対策本部（各局担当班）に報告する。

イ 環境局及び経済観光局は、水質汚染状況の広報を行い、港湾・漁港利用者や市民への注意喚起等を図る。

- (2) 漁業団体及び民間施設等への情報提供

ア 経済観光局は、関係漁業協同組合に対して、情報の提供及び収集を行う。

イ 経済観光局等の関係局及び区災害対策本部は、沿岸部に所在する関連の民間施設等に対して、情報の提供及び収集を行う。

- (3) 汚染水産物の流通防止

ア 健康福祉局は、魚介類販売店やスーパー等に対して、食品衛生に係る監視・指導を強化し、汚染が疑われる水産物の流通を防止するとともに、広報車やチラシ、報道機関等を通じ、市民への注意喚起等の広報を行う。

イ 経済観光局は、水産荷受会社、仲卸業者等に対して、汚染が疑われる水産物の排除等を指導し流通を防止する。

8 市民への情報提供及び市民等相談窓口の開設《企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、消防局予防課》

- (1) 市（区）災害対策本部は、収集した情報、臭気調査結果など市民への迅速かつ適切な情報提供を行うものとする。

- (2) 市（区）災害対策本部は、必要に応じて臭気・大気汚染及び健康被害等に関する市民等相談窓口を開設する。

9 避難指示《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

流出油等の漂着及び気化等により、沿岸住民等に健康被害が生じると認められる場合には、区長は、基本・風水害対策編「第2章 災害予防計画、第6節 避難体制の整備」に定める指定緊急避難場所一覧表等の中から、避難者の人数や被害の状況に応じた安全な避難場所等を開設し、沿岸危険区域内の住民等に対して避難指示を発令するとともに、適切な避難誘導を行うものとする。

10 災害ボランティアとの連携《市民局市民活動推進課、危機管理室災害予防課》

本市沿岸部へ油等が漂着し、災害ボランティアの活動支援が必要であると認めるときは、市民局は、市災害ボランティア活動連絡調整会議の開催を要請するものとする。

11 防除活動経費の請求《危機管理室》

市災害対策本部は、同本部の防除活動全般に係る物件費及び人件費等の経費を、油濁損害賠償保障法に基づき、原因者に対して請求するものとする。

第6 海難事故等対策

《広島海上保安部、広島県広島港湾振興事務所、危機管理室、消防局警防課・予防課・南消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 情報の収集・伝達及び広報

(1) 情報の収集

災害現場において活動を行う広島海上保安部、消防等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。

※ 市災害対策本部における情報の収集方法・項目

ア 情報の収集方法

- (ア) 船主、運航者、乗員への確認
- (イ) 広島海上保安部への確認
- (ウ) 県への確認
- (エ) 広島港さん橋管理事務所への確認
- (オ) 消防ヘリコプター、消防艇及び救助艇による情報収集 等

イ 情報の収集項目

- (ア) 発生日時、場所及び付近の状況
- (イ) 船籍、船名、種別、規模（トン数）、構造、船会社及び荷主
- (ウ) 出火場所（船艙、客室、船員室、機関室等）及び火災規模
- (エ) 乗客・乗員数、要救助者、負傷者及び不明者の有無
- (オ) 風向及び潮流等の気象・海象状況
- (カ) 衝突・座礁、沈没事故の場合における火災危険及び爆発危険の有無 等

(2) 情報の伝達

収集した情報により、危険物の積載等、二次災害が発生する危険性が高いことが判明した場合には、直ちにその旨を現場活動職員へ周知し、現場の安全管理を徹底するものとする。

(3) 広報活動

海難事故等（船舶の火災・爆発、衝突・座礁、沈没）は、社会的影響が大きく、また、安否確認等全国的な情報発信が必要であることを踏まえ、市（区）災害対策本部は、関係機関及び報道機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行うものとする。

2 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動

- (1) 広島海上保安部、消防等は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。
- (2) 合同の現地指揮所は、災害現場が全般的に把握できる場所や搬送拠点に使用するけい留施設等の直近など、海上との連携が取りやすい場所に設置する。
- (3) 警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現地活動が円滑に行える体制を確保するものとする。
- (4) 船舶火災における指揮権は、広島海上保安部と広島市との相互応援協定（消防業務協定）に基づくものとする。

3 警戒区域の設定

海難事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その区域の住民等の保護のため必要と認めるときは、市（区）長又は広島海上保安部長は、警戒区域を設定するとともに、船艇及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止を行うものとする。

4 救護所の設置と医療救護班の活動《健康福祉局医療政策課》

- (1) 多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、保健医療担当局長は、区災害対策本部と協議し、必要に応じて救護所を設置する。なお、沖合で事故等が発生した場合には、消防艇その他の船舶により負傷者等の往復搬送を行うことから、搬送拠点として使用するけい留施設等の直近に救護所を設置するものとする。救護所が設置された場合、区災害対策本部長は住民に対して救護所開設の広報を行う。

医療救護班の編成にあつては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請し、災害時における医療・助産活動を実施する。

- (2) 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

5 トリアージの実施《健康福祉局医療政策課、消防局警防課・救急課、各消防署》

- (1) 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に応じて救急搬送を行うものとする。
- (2) 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

6 避難場所等の開設等《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》

- (1) 避難場所等の開設等

ア 区長は、船舶の乗客等多数の被災者の一時収容が必要であると認めた場合は、基本・風水害対策編「第2章 災害予防計画、第6節 避難体制の整備」に定める指定緊急避難場所一覧表等の中から、被害の状況に応じた安全な避難場所等を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。

イ 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否情報の問い合わせ等に対応するものとする。

- (2) 外国人に対する対応

ア 市災害対策本部（統制・検討班）は、人命の危険があり、救助・避難のために入国審査等を終えていない外国人を緊急上陸させたときには、広島出入国在留管理局（082-221-4412）へ連絡するとともに、必要に応じて出入国在留管理局職員の現地出向を要請するものとする。

イ 区災害対策本部は、県警察等と協力し外国人の安全確保を行い、必要に応じて指定緊急避難場所等への避難誘導を行うものとする。このとき、外国人が日本語を理解できない場合には、通訳者の手配を行う。

第7 海上交通の安全確保

《広島海上保安部、広島県広島港湾振興事務所、危機管理室》

海上交通に著しい危険を及ぼす海難事故等が発生した場合は、海上交通の安全を確保するため、市災害対策本部は、次の措置を講じるよう要請する。

1 県知事（港湾管理者）による安全確保

項 目	内 容	根拠法令
漂流物、廃船その他の航路障害物の除去	港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去等に努めるとともに、港湾施設の利用者（原因者）に回復措置を求める。	港湾法第34条 （第12条を準用）

2 広島海上保安部長（広島港長）による安全確保

項 目	内 容	根拠法令
船舶交通の整理・指導	船舶交通にふくそうが予想されるときに、必要に応じて巡視艇等により船舶交通の整理及び指導を行う。	
漂流物、沈没物その他の航路障害物の除去	漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者等に対し、これらの除去を命じることができる。	港則法第25条
船舶交通の制限等	船舶交通の安全のため必要があるときは、船舶交通を制限し、又は禁止することができる。	港則法第39条
航行警報の周知	航路障害物の発生、航路標識の異状など船舶交通に安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知する。また、大量の油流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすと認められるときは、航行警報等、安全通報並びに船舶又は航空機による巡回を行い、速やかに周知する。	

3 事故船舶等の撤去

座礁又は沈没船等の撤去については、船主がその責務を有することから、市災害対策本部は、広島海上保安部などを通じて船主に対して撤去を要請する。

資料2 公共けい留施設の現況

令和5年4月1日現在

地区名	施設名	けい留施設				摘要
		延長 m	前面水深 m	けい船 標準値 D/W	船席数 バース	
海田・坂	海田－7.5m岸壁	650	-7.5	5,000	5	
	海田－5.5m岸壁	750	-5.5	2,000	8	
	海田物揚場	212	-4.0	500		
	森山北1号物揚場	20	-2.0			
	森山北2号物揚場	225	-2.0			
	森山北浮棧橋	114	-2.0			
	坂浮棧橋（PBS）	116	-6.5			
向洋・仁保	柞木物揚場	95	-0.5			
	仁保物揚場	32	-0.5			
	丹那物揚場	117	-1.0			
船越	船越物揚場	200	-2.0			
宇品	宇品外貿ふ頭岸壁	1,005	-10.0	15,000	5	
	宇品外貿ふ頭ドルフィン	155	-10.0			
	宇品中央物揚場	24	-4.0			
	通船棧橋	60	-4.0			通船用
	事務所前棧橋	35	-4.0		2	工事監督用
	御幸松物揚場浮棧橋	292	-3.5			
	御幸松防波堤物揚場	30	-3.5			
	広島港棧橋（1号）	124	-4.0	1000G/T		フェリー用
	広島港棧橋（1号）	48	-4.0	1000G/T		フェリー用
	広島港統合棧橋	137	-4.0～-6.0			旅客用
	広島港第4棧橋（直轄棧橋）	300	-4.0～-6.0	5000G/T		旅客用
	広島港第4棧橋 （島嶼部フェリー棧橋）	140	-4.0			フェリー用
	元宇品東物揚場	333	-3.0			
	元宇品浮棧橋	80	-3.0			旅客用
	元宇品2号浮棧橋	75	-3.0			
出島	出島－14m岸壁	330	-14.0	50,000	1	コンテナ用
	出島－7.5m岸壁	150	-7.5	5,000	1	
	出島－7.5m岸壁	150	-7.5	5,000	1	
	出島－5.5m岸壁	130	-5.5	2,000	1	
	出島東1号岸壁	160	-7.5	5,000	1	
	出島東2号岸壁	180	-4.5	700	3	
	出島西1号岸壁	480	-4.5	700	8	
	出島西2号岸壁	685	-5.5	2,000	7	
吉島	ボートパーク広島北エプロン	197	-2.0			モーターボート・ヨット用
	ボートパーク広島南エプロン	100	-2.0			モーターボート・ヨット用
	BP 広島 A～X バース	4,430	-2.0			モーターボート・ヨット用
	BP 広島一時係留棧橋	66	-2.0			モーターボート・ヨット用
江波	江波南浮棧橋	30	-2.3			
観音	浮棧橋 C～G バース	1,186	-7.0			モーターボート・ヨット用
	ビジター棧橋	347	-7.0			モーターボート・ヨット用
	サービス棧橋	100	-7.0			ディングー・ヨット用
	ディングー棧橋	60	-7.0			ディングー・ヨット用
	マリーナ物揚場	85	-3.0			モーターボート・ヨット用
	観音旅客浮棧橋	98	-7.0			旅客用
似島	似島棧橋	95	-3.8		2	フェリー用（港内）
	似島学園前棧橋	75	-3.5		3	フェリー用（港内）
	似島家下－2m物揚場	44	-2.0			
	似島大黃浮棧橋	60	-2.0			
	似島西浮棧橋	20	-3.0			
	似島物揚場	36	-2.0			

地区名	施設名	けい留施設				摘要
		延長 m	前面水深 m	けい船標準 値 D/W	船席 数 バス	
五日市	五日市地区岸壁（－12m）	270	-12.0	30,000	1	耐震強化岸壁
	五日市地区岸壁（－11m）	190	-11.0	18,000	1	
	五日市1号岸壁	390	-7.5	5,000	3	
	五日市2号岸壁	450	-5.5	2,000	5	
	五日市3号岸壁	70	-4.5		1	
	五日市PBS	583	-2.0			モーターボート・ヨット用
廿日市	廿日市木材港1号けい船杭	240	-12.0	30,000	1	
	廿日市木材港2～4号けい船杭	585	-10.0	15,000	3	
	昭南岸壁	351	-10.0	15,000	2	
	廿日市－7.5m岸壁	190	-7.5	5,000		
	住吉新開物揚場	122	-3.0			
	桜尾新開物揚場	43	-1.0			
	昭南新開物揚場	351	-2.0			
	昭北新開物揚場	140	-3.0			
	昭北新開2号物揚場	140	-4.0			
	昭北1号浮桟橋	50	-4.0			
	廿日市BP	917.5	-5.0			モーターボート・ヨット用

※ D/Wとは載貨重量トン数を、G/Tとは総トン数を示す。

資料3 大型旅客船の入港状況

区 分	外 航		内 航		計
	隻数	最大船舶（総トン数）	隻数	最大船舶（総トン数）	
平成27年度	25	クァンタム・オブ・ザ・シーズ 168,666	7	ぱしふいっくびいなす 26,594	32
平成28年度	38	クァンタム・オブ・ザ・シーズ 168,666	13	飛鳥Ⅱ 50,142	51
平成29年度	41	クァンタム・オブ・ザ・シーズ 168,666	7	ぱしふいっくびいなす 26,594	48
平成30年度	40	クァンタム・オブ・ザ・シーズ 168,666	8	飛鳥Ⅱ 50,142	48
令和元年度	50	ダイヤモンドプリンセス 115,875	7	飛鳥Ⅱ 50,142	57
令和2年度	—	—	2	ぱしふいっくびいなす 26,594	2
令和3年度	—	—	2	にっぽん丸 21,903	2
令和4年度	5	ウエステルダム 82,348	9	飛鳥Ⅱ 50,142	14

資料4 コンテナ等定期航路の就航状況

a 海外定期航路

令和5年4月1日現在

航路	船会社	開設年月	便数	寄港地	左の航路を利用 しての主な 輸出入先
韓国航路	SINOKOR (長錦商船) HEUNG A LINE (興亜ライン)	1990.3	2/週 (月・木)	釜山	韓国
	Pan-Continental Shipping (汎州海運)	2001.8	1/週 (火)	釜山、蔚山	韓国、中国、 東南アジア
	カメラライン	1996.4	2/週 (火・金)	釜山	韓国
	Namsung (南星海運) CK LINE (天敬海運) KMT C (高麗海運)	2021.12	1/週 (土)	釜山	韓国
	KMT C (高麗海運)	1995.4	1/週 (木)	釜山	韓国、中国、 東南アジア、 インド、中東 方面
			1/週 (水)	釜山、浦項、蔚山	
中国航路	Kambara Kisen (神原汽船)	2003.3	2/週 (火・水)	大連、青島、寧波、 上海、天津、新港	中国、東南アジ ア、南アジア、 中東、豪州
		1996.1	1/週 (土)	上海	
	Minsheng (民生輪船)	2002.2	1/週 (水)	大連、天津、 新港、青島	中国(華北部)
		2001.12	1/週 (土)	上海	中国(長江流 域、沿岸部)、 台湾
		2005.9	1/週 (水)	上海	
	Taicang Container Lines (太倉港コンテナ 海運)	2020.10	1/週 (土)	太倉、南京	中国(長江流 域)
台湾・香港 航路	WAN HAI LINES (ワンハイラインズ)	2009.10	1/週 (土)	基隆、台中、 高雄、香港	台湾、香港
北米航路	EARSTERN CAR LINER (イースタン・カーライナー)	2005.9	1/月	エバレット、ロン グビーチ、バンク ーバー	アメリカ合衆国、 カナダ

b 国際フェーダー

航路	船会社	便数	開設年月	寄港地	左の航路を利用する主な輸出入先
阪神	マツダロジスティクス 井本商運	5/週 (月・水・木・金・土)	1980.5	神戸、 大阪	中国、東南アジア、南北アメリカ、 ヨーロッパ、地中海、西アジア、ア フリカ、豪州 等
阪神	OOCL	2/週 (火・木)	2009.3 2009.5	神戸	福山、今治、松山、岩国、中関、徳 山等を経由
阪神	OOCL	1/週 (土)	2009.5	神戸	ひびき、宇部、門司等を経由

c 国内定期航路

航路	船会社	便数	開設年月	寄港地	備考
千葉	マツダロジスティクス	3/2 週 (月・水・金)	1989.7	広島、千葉	
関西・中部	マツダロジスティクス	2/週 (月・金)	2016.5	中関、堺、 衣浦、四日市	
東北・関東 中部・九州	トヨフジ海運	1/2 日 (一)	—	名古屋、坂出 or 松 山、新門司、田原、 横浜、川崎、仙台	
関東・中部 九州	日藤海運	1/週 (一)	—	追浜、川崎、名古屋、 豊橋、坂出、玉島、 荏田、神戸	
東北・関東 中部・九州	トヨフジ海運	1/2 日 (一)	—	名古屋、坂出 or 松 山、新門司、田原、 横浜、川崎、仙台	

d 旅客航路

航路	経営者	便数	就航船型
広島～宮島（ランチ・ディナークルーズ）	瀬戸内海クルーズ(株)	1	旅客
広島～プリンスホテル前～宮島（厳島港）	瀬戸内シーライン（株）	8	高速
広島～沖美（三高）	瀬戸内シーライン（株）	14	フェリー
広島～能美（高田・中町）	瀬戸内シーライン（株）	20	高速
広島～江田島（切串）	上村汽船（株）	22	フェリー
広島～江田島（切串・小用）	瀬戸内シーライン（株）	20	高速
広島～呉（呉港）～松山	石崎汽船（株）、瀬戸内 海汽船（株）	10	フェリー
		9	高速
広島～似島	似島汽船（株）	13	フェリー
広島（市営桟橋）～プリンスホテル前～金輪島	（有）金輪島会	11	旅客

資料5 広島湾排出油等防除協議会連合会会則《第六管区海上保安本部》

（目的）

第1条 広島湾（広島及び呉海上保安部の担任水域をいう。以下同じ。）において、大量の油又は有害液体物質の排出事故（油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。）による汚染又は汚染のおそれがある海域が、広島地区排出油等防除協議会、呉地区大量排出油等防除協議会及び岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会（以下「地区協議会」という。）のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

（名称）

第2条 会の名称は「広島湾排出油等防除協議会連合会」（以下「連合会」という。）とする。

（業務）

第3条 連合会は、次の業務を行う。

- (1) 防除活動の連携の推進に関すること。
- (2) 排出油等防除に係る自主基準（マニュアル）の作成に関すること。
- (3) 排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関すること。
- (4) その他排出油等防除に関すること。

（組織）

第4条 連合会の会員は、各地区協議会とする。

- 2 連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。
- 3 連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。
- 4 連合会の事務局は、第六管区海上保安本部警備救難部環境防災課に置く。

（会議）

第5条 連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。

なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合連合会からそれぞれ1名とする。

- 2 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。
- 3 会議は、原則として、年1回開催するものとする。
- 4 会議は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 防除活動の連携の推進に関すること。
 - (2) 連合会の事業計画に関すること。
 - (3) その他連合会の重要事項に関すること。

（訓練）

第6条 連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年1回訓練を行うものとする。

- 2 前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

（情報提供）

第7条 連合会会長は、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

- 2 連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

（総合調整本部の設置等）

第8条 連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い、必要と認める場合にあっては、広島湾排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。

なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。

- 2 総合調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。
- 3 総合調整本部の本部員は、各地区会長、広島県及び山口県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。
- 4 連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部員とすることができるものとする。
- 5 連合会会長は、総合調整本部を存続させる必要がなくなったと認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

（防除活動の実施等）

第9条 地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4号各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

- 2 地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 地区会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

（他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼）

第10条 連合会会長は、広島湾において大量の油又は有害液体物資の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会（以下「他の連合会」という。）の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出油事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。

- 2 応援を行う他の連合会会員の防除活動に要した経費の求償及び防除活動のために受けた災害の補償については、所属の連合会会則に定めるところによる。

（広島湾外への応援のための出動調整）

第11条 連合会会長は、広島湾外において発生した大量の油又は有害液体物質の排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。

- 2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

（指揮系統）

第12条 地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

（求償及び災害補償）

第13条 防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附 則

この会則は、平成10年6月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年12月4日から施行する。

資料6 広島地区排出油等防除協議会会則《広島海上保安部》

第1章 総則

（目的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「法という。」）第43条の6に基づく協議会として、広島地区（広島港及び付近海域をいう。以下同じ。）における排出油等の防除に関する事項を協議し、これを推進することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 前条の協議会は、「広島地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）という。

（地区協議会の業務）

第3条 地区協議会は次の各号の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準の作成
 - ① 排出油等防除マニュアルの作成
 - イ 情報の共有
 - ロ 人員、船艇及び防除資材の動員
 - ハ 出動船艇相互の通信連絡
 - ニ その他必要事項
 - ② ①に基づく排出油等の防除活動に必要な資材の整備の推進
 - ③ ①に基づく排出油等の防除活動の連携の推進
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (3) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- (4) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

（組織）

- 第4条 地区協議会は、別表に掲げる機関で組織し、会長、幹事及び会計監事をおく。
- 2 会長は、会務を統括し、広島海上保安部長をあてる。
 - 3 幹事は、会長が会員から指名した者をあてる。
 - 4 会計監事は、幹事の互選とする。
 - 5 会長は、排出油等の防除に関する技術的事項の調査及び事故発生時における技術的事項に関する助言を得るため、技術専門委員会をおくことができる。
 - 6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者を地区協議会の同意を得て、会長が委嘱する。

（会議）

- 第5条 会議は、定例会議、臨時会議及び幹事会とし、会長が招集する。
- 2 定例会議は、年1回開催する。
 - 3 臨時会議、幹事会は、会長が必要と認める場合、開催する。

第2章 排出油等の防除活動

（情報の提供）

第6条 会員は、大量の油若しくは有害液体物質が排出した、又は排出のおそれがある場合、速やかにその情報を会員に通知するものとする。

（排出油等の防除活動）

第7条 会員は、法第39条各項により、排出油等の防除活動を行うものとする。この場合において、会員は、各会員の指揮系統のもと、当該活動を行うものとする。

2 会員である国、地方公共団体及びその機関は、固有の事務又は法第41条の2に基づく要請により、排出油等の防除活動及び二次災害の防止対策を実施するものとする。

3 会員は、排出油等により自衛が必要と認められた場合、排出油等の防除活動及び二次災害の防止措置を講じるものとする。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）

第8条 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出した、又は排出のおそれがある場合、総合調整本部を設置し、会員に対し、情報の共有や防除措置の状況の周知に努めるとともに、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な調整を行うものとする。

2 第7条により防除活動を実施する会員は、前項の総合調整本部が設置された場合、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

（訓練）

第9条 地区協議会は、排出油等の防除にかかる会員の防除活動を演連するため、共同訓練（図上演習を含む。）を毎年1回以上行うものとする。

（求償事務）

第10条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員毎に処理することを原則とする。

（災害補償）

第11条 防除活動を実施した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合の災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

第3章 雑則

（資料の提出）

第12条 会員は、3月末現在における次の各号の資料を4月10日までに会長に提出する。

- (1) 施設、機材の整備・保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号及びFAX番号）
- (3) その他必要事項

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第13条 地区協議会は、法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合、広島地区にかかる法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し、意見を述べることができる。

（会則に関する協議）

第14条 地区協議会は、この会則に疑義が生じた場合又は定められていない事項について協議の必要がある場合、第5条の会議を経て決定するものとする。

（経費等）

第15条 地区協議会の運営に必要な経費は、会員（国、地方公共団体及びその機関の会員を除

く。)が協議のうえ、徴収する会費をもってあてる。

ただし、国、地方公共団体及びその機関の各会員は、その負担を免除する。

- 2 地区協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。
- 3 年度毎の会計に関する会員への報告は、会計監事による会計監査を受けて行うものとする。
- 4 会計事務は、海上保安協会広島支部が行うものとする。

(排出油等防除マニュアル)

第16条 地区協議会は、本会則第3条第1号①に基づき、同第6条から第8条の排出油等の防除活動に必要な事項を排出油等防除マニュアルに定めるものとする。

- 2 会員は、前項のマニュアルに記載する事項に変更を認めた場合、速やかに地区協議会の庶務に通知するものとする。
- 3 会長は、速やかに前項変更事項を会員に通知する。

(庶務)

第17条 地区協議会の庶務は、広島海上保安部警備救難課において行うものとする。

附 則

この会則は、昭和50年6月11日から施行する。

附 則

この会則は、昭和59年7月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年7月6日から施行する。

排出油等防除マニュアル

第1編 排出油等の事故発生後の措置

1 広島海上保安部への通報

(1) 通報者（法第38条各項〔第6項を除く。〕）

- 油又は有害液体物質（以下「油等」という。）等を排出させた、又は排出させるおそれがある船舶の船長
- 油等を排出させた、又は油等の排出のおそれのある保管施設の管理者
- 当該船員及び当該施設の従業員以外の者で原因行為をした者（その者が船舶内にあるときは当該船舶の船長）
- 排出油等の発見者

(2) 通報先

広島海上保安部 082-253-3111(fax:082-253-0027)

又は

緊急通報用番号 118、船舶無線（呼び出し呼称：ひろしまほあん）

＊ この地域から 118 番をかけると、第六管区海上保安本部運用司令センターにかかります。通報した内容は、同センターから広島海上保安部に伝達されます。

＊ エリア内で船舶無線で「ひろしまほあん」を呼び出すと、第六管区海上保安本部運用司令センターが応答し、通報した内容は、同センターから広島海上保安部に伝達されます。

(3) 通報事項（法第38条第1～4項、規則第27条第1項、第30条の3～5、法第38条第6項）

- ① 事故発生《又は発見》の日時場所
- ② 排出した油等の種類、量及び広がり状況
- ③ 油等の排出時における気象海象
- ④ 海洋汚染防止のために講じた、又は講じようとする措置
- ⑤ 流出した船舶又は陸上保管施設の名称等
船舶の場合：船名、用途、総トン数、船籍港、船舶所有者及び同連絡先、積載されていた油等の種類及び量
施設の場合：名称、所在地、設置者及び同連絡先
- ⑥ 排出油等防除資機材の種類及び数量
- ⑦ 損壊の程度及び箇所
- ⑧ 排出された物質を積載又は管理していた容器の種類、数量及び状態（X類等と同程度に有害であるとして告示された物質 1 kg 以上の排出の場合に限る。）
- ⑨ 負傷者の有無、状況及び負傷者に対する措置事項
- ⑩ その他必要事項
：推定残存量及び保管状況
：排出現場及びその付近のガス濃度
：船舶交通の状況
：火災発生の有無又はそのおそれ
：荷受人又は荷送人の名称及び連絡先（港内及びその付近で発生した場合に限る。）
＊ 判明していない事項及び情勢の変化は、判明次第、通報する。
＊ 通報者及びその関係者は、広島海上保安部から追加情報の要請があった場合、可能な限りこれに応じる。

(4) その他の情報の提供（法第38条第6項）

- 提供者：排出された油等の荷主、油等を排出した船舶の所有者、保管施設の管理者又はその設置者
- 提供先：広島海上保安部（電話 082-253-3111, fax 082-253-0027）
- 提供資料：排出油等の製品安全データシート、保管施設配置図及び同タンクコンディション、船舶一般配置図及び同タンクコンディション、損害保険、並びに移送設備の能力及び使用の可否、その他必要な資料

(5) 留意事項

通報者（受報者）は、通報時刻、内容及び受報者（通報者）を記録する。

2 地区協議会会員への情報伝達

関係者に対する情報伝達については、一斉FAX又は「資料1：連絡系統図」により行う。

3 応急措置の実施

- (1) 義務者（法第39条第1項各号）
 - 排出された油等が積載されていた船舶の船長
 - 排出された油等が管理されていた施設の管理者
 - 当該船員及び当該施設の従業員以外の者で原因行為をした者（その者が船舶内にあるときは当該船舶の船長）
- (2) 応急措置事項（法第39条第1項、同規則第31条各号）

有効かつ適切な措置であって事故現場で可能な次の措置

 - オイルフェンスの展張その他の排出油等の広がり防止のための措置
 - 損傷箇所の修理その他引き続く油又は有害液体物質の排出の防止のための措置
 - 排出油等が積載されていた船舶の他の貨物艙その他の貯槽又は排出油等が管理されていた施設の他の貯槽への残油等の移し替え
 - 排出油等の回収
 - 油処理剤その他の薬剤の散布による排出油等の処理

4 応急措置のみでは確実に排出油等の防除が出来ないと認められる場合の防除活動

- (1) 義務者（法第39条第2項各号）
 - 排出された油等が積載されていた船舶の所有者
 - 排出された油等が管理されていた施設の管理者
 - 当該船員及び当該施設の従業員以外の者で原因行為をした者（その者が船舶内にあるときは当該船舶の所有者）
- (2) 措置事項（法第39条第2項、規則第32条第1項第2項）

次の措置のうち、有効かつ適切なもの

 - 応急措置の各措置（3(2)参照）
 - 残存する排出油等の他の貯槽への移替え
 - 排出油等（特定油を除く。）の蒸発の促進又は抑制
 - 排出油等（特定油を除く。）の分解の促進
 - 排出油等による汚染状況の把握その他排出油等の防除のため必要な措置
 - 海上火災の発生の防止措置
- (3) 的確な防除活動の推進のためのその他の措置
原因者においては、前記(2)のほか、排出事故発生後又は排出のおそれがある場合、次の措置を迅速に行う。
 - 海上災害防止センター等の民間防除機関との防除契約の早期締結
 - 必要に応じて、排出油等の処理及びその他必要な措置を策定するための専門家の迅速な確保

5 応急措置の義務者等に対する排出油等の防除活動の援助又は協力

- (1) 対象とする事故態様（法第39条第4項）

港内又は港の付近にある船舶から行なわれた場合
- (2) 対象者（法第39条第4項）
 - 船積港で排出された場合→排出された油等の荷送人
 - * 荷送人：通常、売主（FOB契約での売買では買受人）
 - 陸揚港で排出された場合→排出された油等の荷受人
 - * 荷受人：海上物品輸送契約において運送品の引渡しを受ける者として指定された者。一般的には買い付け業者であるが、最終的買主、すなわち陸揚港において船荷証券と引換えに油又は有害液体物質を引き取る者
 - 船舶の係留中に排出された場合→係留施設の管理者

- (3) 措置事項
3(2)、4(2)の作業の援助又は協力

6 関係行政機関及び関係地方公共団体による防除活動等

各機関団体は、所管する固有の業務又は第六管区海上保安本部長若しくは広島海上保安部長からの要請により、排出油等の防除活動及び二次災害の防止対策を講じるものとする。

7 総合調整本部

(1) 設置基準

- ① 会長が、原因者、援助者、原因から要請を受けた会員、関係行政機関、関係地方公共団体及び民間防除機関等の多数の者により防除活動を行う場合において、効率的かつ的確な防除活動を確保する必要があると認めるとき
- ② 会長が、防除活動に専門的技術を要すると認めるとき
- ③ 会長が、地域住民又は地域経済活動主体への被害が懸念されると認めるとき

(2) 廃止基準

- ① 上記(1)の要件が消滅したとき
- ② 広島湾排出油等防除協議会連合会が総合調整本部を設置したとき

(3) 情報の共有及び防除活動状況の周知

会長は、事故の対応状況について、連絡系統図に従い、適宜防除活動の状況その他必要事項を周知する。

(4) 協議事項

- ① 排出油等の防除手法及び会員の役割分担
- ② ゾーニングの必要性、範囲並びに実行を期するための措置及び会員の役割
- ③ 避難の必要性、範囲その他実効を期するための関係機関の役割・措置
- ④ 処理剤の使用調整・使用方法の周知
- ⑤ 回収物の廃棄処理
- ⑥ 自衛のために必要な措置・連携
- ⑦ その他防除活動の推進に必要な事項

(5) 技術専門委員会

会長は、的確な排出油等の防除及び二次災害の防止対策を措置するため、技術専門委員会を開催し、上記(4)の事項について必要な措置を検討する。

(6) 防除活動に協力する会員の報告すべき事項

防除活動を実施する会員は、安全かつ効率的な防除活動を推進するため、次の事項を会長に報告する。

- ① 出動する人員、資機材の種類及び数量並びに船舶の種類、船名及び総トン数
- ② 現場責任者及び提供施設責任者の職名、氏名及び連絡方法
- ③ 出動時刻及び現場到着予定時刻
- ④ 予定の作業内容
- ⑤ その他必要な事項

第2編 事前対策

1 連絡体制の維持

会員は、連絡担当者・電話番号・FAX番号に変更を生じた場合、速やかに事務局に報告する。

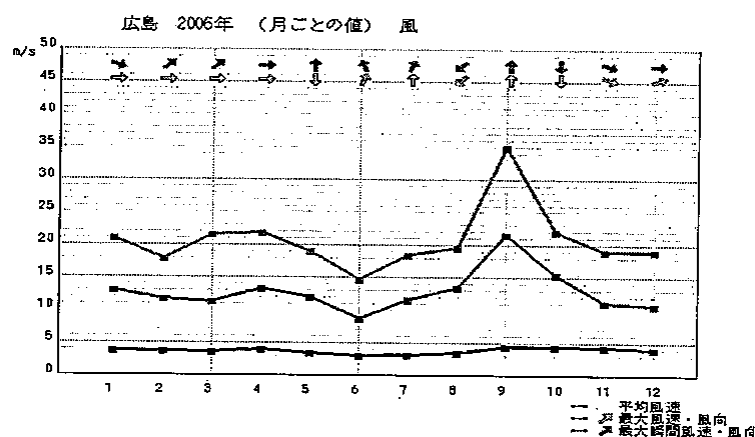
2 取扱い物質の性状の把握

製品安全データシートの活用又は <http://www.nihs.go.jp/ICSC/> 参照

3 広島港及びその周辺海域の特性の把握

(1) 気象海象

- 風及び潮流は、排出油等の漂流拡散に強く影響を及ぼす主因である。
- 広島市及びその周辺の風向は、下表のとおりである。防除活動中は、毎日、気象情報（降雨、風向風力、気温湿度、警報注意報）に留意する必要がある。
<http://www.jma.go.jp/jp/yoho/338.html>



「気象庁気象統計資料より <http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>」

- 広島湾の潮流は、次のとおりである。
 - － 湾奥向けの流れ（低潮時から高潮時まで）
 - － 湾口向けの流れ（高潮時から低潮時まで）
 - － 潮止まり（高・低潮時頃）
 - － 流速は、狭水道及び瀬戸等を除き1ノット以下、干満の差が大きいと多少強い。
 - － 奈佐美瀬戸・大野瀬戸・宮島瀬戸における大潮期の流速は、大野瀬戸では1～1.5ノット、奈佐美瀬戸及び宮島瀬戸では約1ノットに達する。
 - － 広島湾の上げ潮流は一般に北東向けの流れ約0.3ノット、下げ潮流は南西向けの流れ約0.3ノット。峠島南端及び観音崎付近での上げ潮流は南南東の向けの流れ約0.3ノット、下げ潮流は北北西向けの流れ約0.5ノットである。
- * 広島湾の潮汐海水温：<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/index.html>
- * 瀬戸内海の潮流：<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/currpred/index.html>

(2) 船舶交通

- 広島港と島嶼部を結ぶ定期旅客便は1日約170便
- 小型底引き網等の漁船が周年操業、深夜から朝5時かけて、水揚げのため漁場から草津港へ向かう。
- 外貿埠頭や出島等のコンテナバースを出入りする比較的大型の船舶は、1日平均約20隻、広島航路を通航する。
- かき養殖業のための小型船による筏曳航が周年行われ、広島港内において、年間約4,000運行（1日換算約11隻）に上る。
- プレジャーボートの在籍数は全国でも上位で、4月から10月までのシーズン中は、船釣り、マリンレジャーが盛ん。18箇所のマリーナ施設が存在する。

(3) タンカー係留施設（油濁防止又は有害液体汚染防止緊急措置手引書備置き義務施設）

- 総トン数150トン以上のタンカーに係留する施設は合計13施設である。
- そのうち、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定されている鹿川ターミナル(株)(広島県江田島市能美町)に4施設がある。
- (4) 油・有害液体物質の保管施設
 - 広島地区沿岸部には、容量500kl以上の油等保管施設(油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急手引書備置き義務施設)11事業所・124基がある。
 - そのうち、1事業所・13基が特別防災区域の能美地区にある。
- (5) 漁場
 - 海域全てが漁場である。
 - かき養殖業等のためのかき筏は、約8,000台。かきは、10月から年末にかけて収穫し年末ピークを迎える。養殖かきは、6月から9月の産卵期後、成長を抑制するため沿岸の抑制棚に移動させる。抑制期を終えた採苗連は、夏場は海中深く吊され、水温が下がる秋にはプランクトンの多い水面付近で育成する。
 - その他、底引き網、船曳き網による海底・海中で水産物を採捕するもの、あわびなど沿岸部の定着性水産動植物を採捕する漁業が周年営まれている。
 - 当海域には、13の漁港が存在する。
- (6) 景勝地・海水浴場等
 - 海域の大部分が瀬戸内海国立公園に指定
 - 世界遺産である日本三景・安芸の宮島が存在
 - 海水浴場が点在

4 各機関の役割

- (1) 広島海上保安部
 - ① 情報の収集及び連絡
 - ② 海上における人命の救助
 - ③ 防除措置義務者等への防除措置実施の指導
 - ④ 海上における火気使用の制限、立入制限及び航行制限の危険防止措置
 - ⑤ 海上災害防止センターへの指示
 - ⑥ 排出油等の防除作業
- (2) 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所
 - ① 情報の収集及び連絡
 - ② 排出油等の防除作業
 - ③ その他応急対策
- (3) 広島県
 - ① 情報の収集及び連絡
 - ② 排出油等の防除及び漂着油等の除去作業
 - ③ 自衛隊に対する災害派遣要請
 - ④ 回収油等の処理
 - ⑤ その他の応急対策
- (4) 広島県警察本部及び警察署
 - ① 情報の収集及び連絡
 - ② 避難誘導・広報
 - ③ 警戒区域及び周辺区域の交通対策
 - ④ その他応急対策
- (5) 広島市、江田島市、廿日市市、海田町及び坂町
 - ① 情報の収集及び連絡
 - ② 排出油等の防除及び漂着油等の除去作業
 - ③ 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置
 - ④ 回収油等の処理
 - ⑤ 避難情報の発令
 - ⑥ その他応急対策
- (6) 広島市消防局、市消防本部及び消防署

- ① 情報の収集及び連絡
 - ② 排出油等の防除及び漂着油等の除去作業
 - ③ 回収油等の処理
 - ④ その他の応急対策
- (7) 広島県漁業協同組合連合会
- ① 各組合に対する情報伝達
 - ② 自衛及び原因者等からの要請による排出油等の防除作業
 - ③ 漁業用施設の撤去等被害回避措置
 - ④ その他応急対策
- (8) 企業等（原因者を除く。）
- ① 情報の収集及び関係機関への伝達
 - ② 自衛、原因者等からの要請による、又は援助者若しくは協力者としての排出油等の防除作業、人員・資機材、船舶等の動員その他施設の提供
 - ③ その他の応急対策
- (9) 原因者等
- ① 最寄りの海上保安機関への通報
 - ② 応急措置
 - ③ 防除活動
 - ④ 海上災害防止センター等の民間防除機関との防除契約の早期締結
 - ⑤ 必要に応じて、排出油等の処理、その他必要な措置を策定するための専門家の迅速な確保

資料7 海上流出油対策用資機材の保有状況

防除器材の整備・保有状況一覧表

令和6年4月1日現在

機 関 名	オイルフェ ンス (m)	油処理剤 (ℓ)	油吸着材 (kg)	油ゲル化 剤 (kg)	ガス検知 器 (台)	防災作業 船 (隻)	消防能力保 有船 (隻)	化学消火剤(泡 k l、粉末kg)
広島海上保安部	200	3366	387		1	1	3	
中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所		288	328			1	1	
広島県広島港湾振興事務所	420	216	992.5					
広島県西部建設事務所	240	378	409.5					
広島県西部建設事務所 廿日市支所	540		510					
広島市消防局	300	360	63				1	
江田島市	110		28					
坂町	20		145					
廿日市市消防本部	80		340			1		
江田島市消防本部		153	54					
海田町	40		29.2					
一般社団法人 広島県清港会			25			1		
出光興産(株)広島月見油槽所	300	630	151			1		
東西オイルターミナル(株) 広島油槽所	300	1044	389			1		
出光興産(株)広島小屋浦油槽 所	420	738	204			1		泡 5.6kl 粉末 381kg
総合エナジー(株)坂油槽所	300	576	260			1		
鹿川ターミナル(株)	3580	4716	2060			2		
広島ガス(株)廿日市工場	500							
マツダ(株)		558	657			1		
三菱重工業(株) 広島製作所		794	1151.1					
(株)新来島宇品どつく	90	100	50					
日興産業(株)	200	180	184					
広島・呉地区曳船協議会								
内海曳船(株)広島事業所		180					2	泡 10.8kl 粉末 4000 kg
(株)シーゲートコーポレーシ ョン		1350	454				2	泡 10.8kl 粉末 4000 kg
三洋海事(株)広島事務所		1000	50				1	泡 6.41kl 粉末 2000 kg
江田島海運(株)		90					2	泡 10.8kl 粉末 4000 kg
日本海事興業(株)徳山営業所							1	泡 5.4kl 粉末 2000 kg
日本栄船(株)広島支店		2180					3	泡 21.6kl 粉末 6000 kg
内外輸送(株)広島支店	300	630	102		2			粉末 785 kg
中国醸造株式会社			6					
(株)大野石油店	250	540	11480					
ソーダニッカ(株) 広島・大野ケミカルセンター			85					粉末 6 kg
合 計	8190	20067	20594.3	0	3	11	16	泡 60.611kl 粉末 19172 kg

第3章 航空機災害対策

第1節 航空機災害の特徴

《危機管理室》

我が国では1970年代以降、航空機による輸送が飛躍的に発達し、その需要は年々高まりをみせている。それに伴い、近年における航空機の技術革新は目覚ましく、安全化、省力化が進められている。また、航空法上、機長はいかなる場合においても、可能な限り市街地や人家へ墜落しないよう危険回避行動を行う義務を有している。

しかし、どのような航空機であっても、飛行中における不測の事態は避け難く、航空機が操縦不能等に陥ったり、人為的なミスがあった場合、重大な事故につながる可能性が極めて高い。

航空機の墜落、衝突、離着陸の失敗等の事故による航空機災害の特徴としては、次のことが挙げられる。

- ・ 乗客乗員に限らず、地上における巻き添え等、一時に多数の死傷者が発生する危険性が高いこと。
- ・ 炎上火災が発生する可能性が高いこと。
- ・ 大破した機体の破片や燃料等が広域に飛散し、被災区域が広がる危険性があること。
- ・ 災害発生場所は、飛行場及びその周辺に限らず、市街地、山林、海上等特定できないこと。

第2節 市域における飛行場施設等の現況

《広島ヘリポート管理事務所、消防局警防課》

第1 ヘリポート

1 広島ヘリポート（公共用ヘリポート）

- ・ 空港等の種類 陸上ヘリポート
- ・ 設置者 広島県
- ・ 所在地 広島市西区観音新町四丁目
- ・ 着陸帯 長さ＝35m、幅＝30m
- ・ 滑走路 長さ＝35m、幅＝30m
- ・ 航空灯火 境界灯、誘導路灯等
- ・ 通信施設 情報提供用対空通信施設
- ・ 気象観測施設 風向風速観測装置等
- ・ 運用時間 午前8時30分から午後7時まで（10時間30分）
- ・ 平面図 資料1のとおり

2 NHK広島ヘリポート（非公共用ヘリポート）

（令和6年10月1日現在）

建物名称	所在地	管理者 電話番号	座標	長さ× 幅（m）	備考
N H K 広島放送センタービル	広島市中区大手町 二丁目11番10号	経営管理セン ター専任部長 082-504-5282	N34-23-14 E132-27-29	17×17	屋上

第2 緊急離着陸場

資料編「3-25-2 災害時のヘリポート適地」及び「3-25-3 屋上離着陸場等一覧」のとおり。

第3 広島ヘリポートにおける航空機の運航状況

1 離着陸回数

4,530回（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

2 常駐する回転翼航空機（令和3年10月1日現在）

16機

第4 航空路の指定等

1 航空機の運航方法は、計器飛行方式と有視界飛行方式がある。

計器飛行する航空機は、国土交通大臣により指定された航空路を飛行することとされている。広島市域における空域は、安芸区瀬野地区から佐伯区石内地区上空、佐伯区屋代地区から安佐北区鈴張地区上空を中心に、幅約15km、高度約2,100m～約7,200mが該当している。

有視界飛行方式を行う場合、特に飛行区域に制限はないが、最低安全高度に関する規定があり、飛行中発動機のみが停止したときに、地上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度、又は次の高度より高い高度と規定されている。

(1) 都市上空では機体を中心に半径600m以内にある最も高い障害物から300mの高度

(2) 家屋のない地域又は広い水面では150mの高度

(3) 上記以外では150mの高度

2 広島ヘリポートの離着陸コースは南北方向に設定され、飛行場を中心として半径1km前後の空域で、西区草津地区・庚午地区上空を旋回するものと、中区江波地区・舟入地区上空を旋回するものがある。実際の離着陸コースは、回転翼航空機の性能や気象条件等により若干の差異が生じることがある。

なお、本市域上空は、自衛隊機及び米軍機の訓練区域には指定されていない。

第5 異常事態時の航空機の緊急着陸

航空機が飛行中のエンジントラブルや操縦系統の異常などにより、緊急着陸を要する場合は、着陸可能な飛行場に誘導される。

第3節 対象とする航空機災害

《危機管理室》

本章で対象とする航空機災害は、市域において多数の死傷者又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような航空機災害とする。

第1 航空機の海上への墜落（海域での事故等）

《災害対応上の特性》

1 救助・医療救護活動時の海上と陸上との連携、海中の搜索

2 多数の負傷者等の救出及び医療・救護

3 海上への燃料流出・拡散防止

4 漏えい燃料への引火防止

5 環境汚染対策、水産物被害対策

6 広島ヘリポート周辺で発生した場合は、広島ヘリポート緊急対策本部（県土木建築局）及び広島ヘリポート緊急対策現地本部（広島ヘリポート管理事務所）との連携

第2 航空機の陸上への墜落（陸域での事故等）

《災害対応上の特性》

1 多数の負傷者等の救出及び医療・救護

2 周辺住宅等への被害拡大の防止

3 広島ヘリポート周辺で発生した場合は、広島ヘリポート緊急対策本部（県土木建築局）及び広島ヘリポート緊急対策現地本部（広島ヘリポート管理事務所）との連携

第3 航空機の空中衝突・市街地への墜落又は高層ビルへの衝突（空中での事故・多数の巻き添え者を含む密集地での事故等）

《災害対応上の特性》

- 1 多数の行方不明者の捜索
- 2 大規模な消火活動
- 3 広範囲な災害現場の早期状況把握

第4 その他の大規模な航空機災害

第4節 災害予防計画

第1 航空機の安全運航の確保

《広島県空港振興課・広島ヘリポート管理事務所》

- 1 ヘリポートの設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める機能の確保に関する基準に従って当該施設を管理しなければならない。
- 2 航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様・要因ごと等に分類整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講じるものとする。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。
- 3 ヘリポートの設置者及び航空運送事業者並びに県警察は、ハイジャック等航空機を使用した犯罪の防止に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

《広島ヘリポート管理事務所、消防局警防課・救急課》

- 1 航空機災害に係る応急活動の関係機関（第5節第4を参照）は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制・手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。（資料編『防災関係連絡窓口』参照）
- 2 航空機災害に係る応急活動の関係機関は、人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。
また、各機関が保有する資機材等については、災害時の効果的・効率的な活動の連携に資するため、相互に情報交換をしておくものとする。
- 3 消防局は、航空機災害に対応した出動計画を策定するものとする。特に、航空機燃料の特性や狭隘な航空機内部からの人命救出を考慮した出動車種や台数を確保するものとする。

第3 防災訓練の実施

《広島ヘリポート管理事務所、危機管理室、消防局警防課・西消防署》

関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、各種の航空機災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制

《危機管理室》

航空機災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

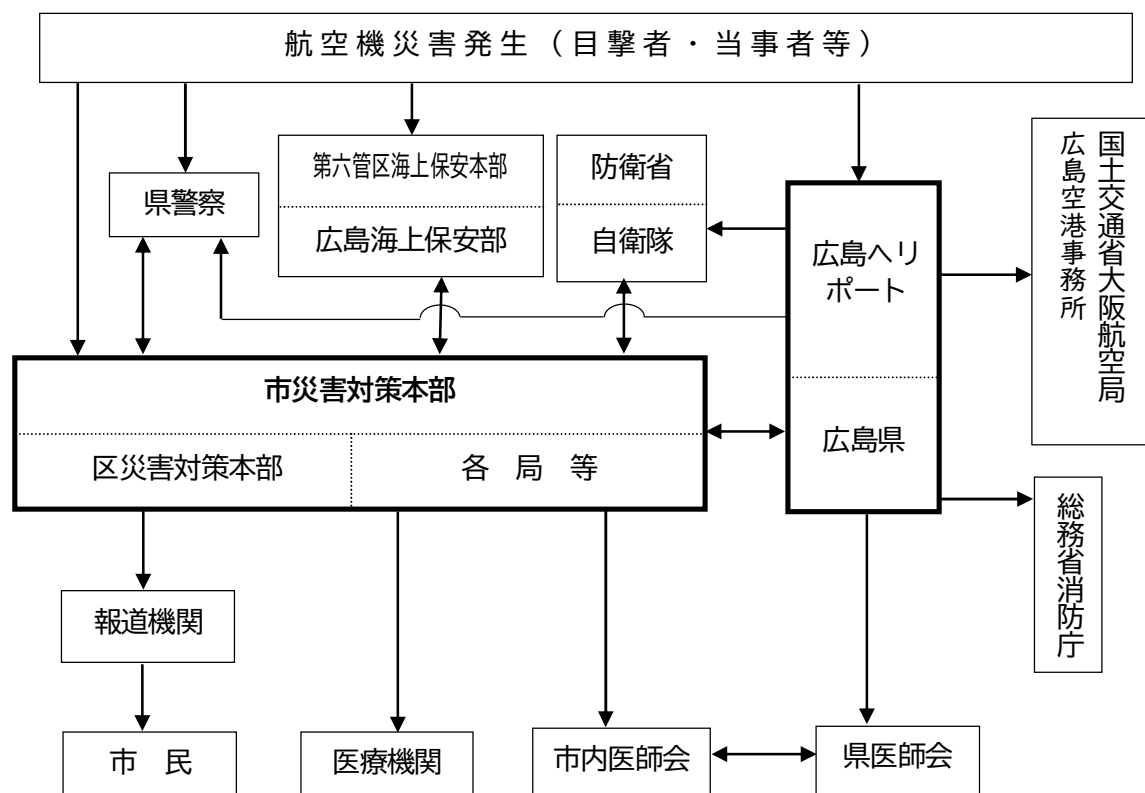
第2 応援要請

《危機管理室》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統

《危機管理室》



第4 関係機関の災害応急活動

《危機管理室》

区 分	広島ヘリポート	航空機使用者	広島海上保安部	県	県警察	消 防	市災害対策本部	区災害対策本部
現地指揮所の設置	○		○		○	○	△	
情 報 収 集	○	○	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定			△		○	○	△	○
人命救助・捜索	○	○	○	△	○	○		○
消 火 活 動	○	○	○			○		
避難誘導	○	○		△	○	○		○
救急・医療救護	○		○	△		○	○	
海上交通の安全確保			○					
群 衆 整 理					○			
交 通 整 理					○			○
燃料流出対策		○	○	○		○	○	
被災者への支援		○			△		○	○
市 民 相 談					△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 情報の収集及び広報

《広島ヘリポート管理事務所、危機管理室、消防局、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- 1 災害現場において活動を行う消防、県警察等の各機関は、応急対策の実施に必要なとなる情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。
- 2 航空機災害は、社会的影響が大きく、また、安否確認等全国的な情報発信が必要であることを踏まえ、市(区)災害対策本部は、関係機関及び報道機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行うものとする。

※ 航空機災害発生時に市災害対策本部において整理すべき情報

情 報 の 種 類	情 報 の 入 手 先		
	一般の航空機	自衛隊機	米軍機
飛行予定コース・時間、便名、航空機の使用、国籍、乗員・乗客名簿、機種、燃料の推定残量	航空機の使用、(航空会社) 国土交通省航空局	救難調整本部(RCC) (埼玉県入間市) 陸上自衛隊第13旅団 海上自衛隊 呉地方総監部 航空自衛隊 西部航空方面隊	防衛省中国四国防衛局業務課
救助活動上必要な情報 (乗客座席位置、機体の構造、搭載危険物品等)			
事故発生時の状況	広島ヘリポート対空通信室、目撃者	目撃者	目撃者

第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動

《広島ヘリポート管理事務所、消防局警防課、各消防署》

- 1 消防、県警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。
- 2 消防、県警察等の各機関は、一連の人命救助・捜索、消火活動等を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、必要に応じて災害発生地を中心として警戒区域を設定する。

また、県警察の協力を得て、必要に応じ、付近の交通規制を早期に実施するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

第7 航空機火災への対応

《広島ヘリポート管理事務所、消防局警防課、各消防署》

- 1 航空機燃料(JET-A1(灯油)、AVGAS100/80(ガソリン):石油系炭化水素)が燃焼しているときは、燃焼面が急激に拡大し、放射熱が高くなるため、現場活動者及び要救助者に対する熱遮蔽措置を講じるものとする。また、広範囲に飛散した燃料は、二次災害の発生を防ぐため、引火を防止するとともに、拡散防止の措置を講じるものとする。
- 2 漏えいした航空機燃料が皮膚に付着した状態で時間が経過すると、化学熱傷を起こすため、現場活動者及び要救助者への燃料の付着防止又は洗浄等の措置を講じるものとする。また、航空機燃料の高濃度蒸気を吸入した場合は、吐き気・頭痛・めまいを生じるおそれがあるため、風向きに応じた活動位置の確保や要救助者の呼吸対策に配慮する必要がある。

第8 救護所の設置と医療救護班の活動

《健康福祉局医療政策課》

- 1 多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、保健医療担当局長は区災害対策本部と協議し、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置する。なお、救護所が設置された場合、区災害対策本部長は住民に対して救護所開設の広報を行う。

医療救護班の編成にあっては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請し、災害時における医療・助産活動を実施する。

- 2 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

第9 トリアージの実施

《健康福祉局医療政策課、消防局警防課・救急課、各消防署》

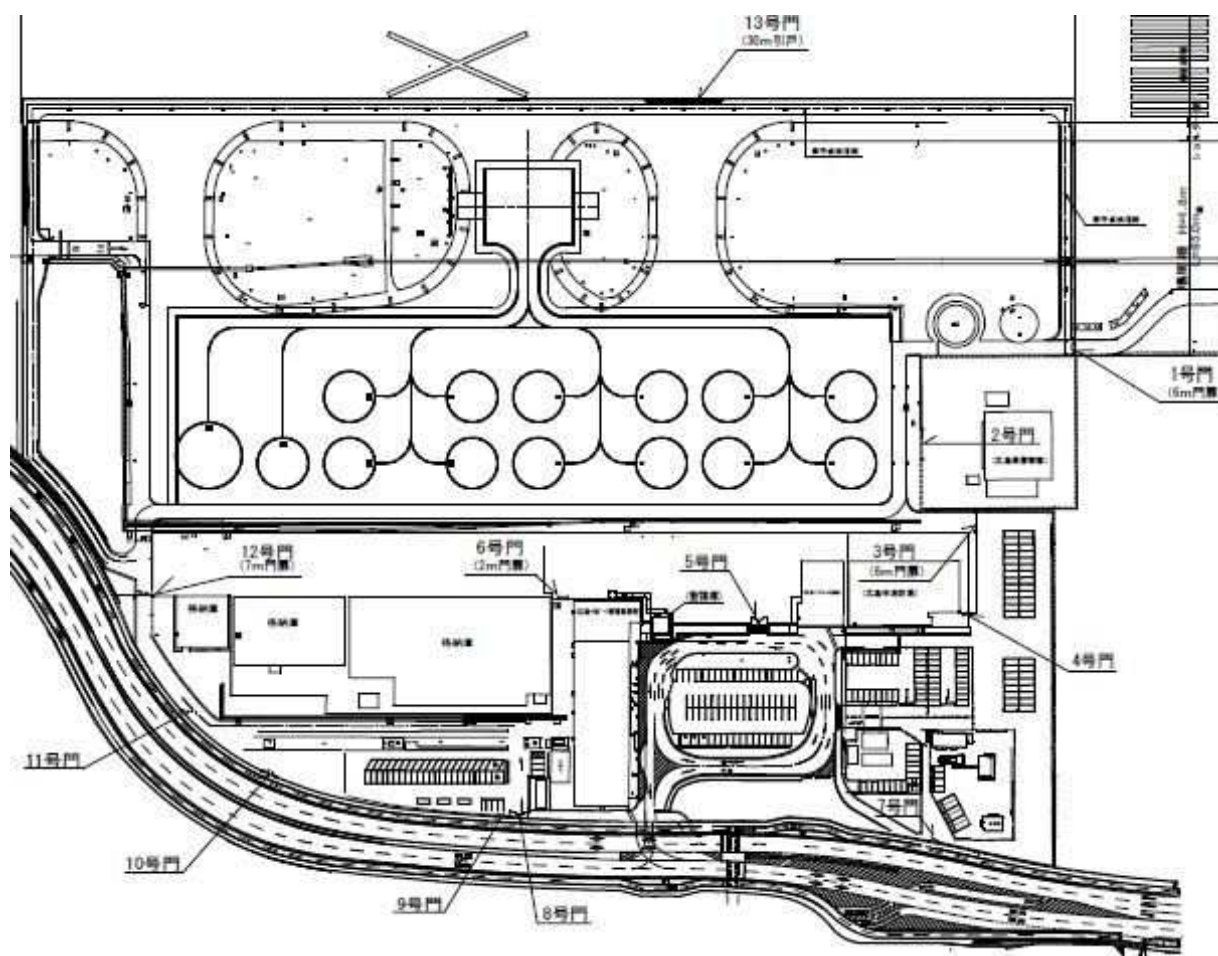
- 1 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に応じて救急搬送を行うものとする。
- 2 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

第10 避難場所等の開設等

《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理》

- 1 区長は、航空機の乗客等多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、基本・風水害対策編「第2章 災害予防計画、第6節 避難体制の整備」に定める指定緊急避難場所一覧表等の中から、被害の状況に応じた安全な避難場所等を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
- 2 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。

広島ヘリポート平面図



第4章 鉄道災害対策

第1節 鉄道災害の特徴

《危機管理室》

鉄軌道は、大量輸送機関としての性格上、列車の衝突・脱線・火災等及び当該事故に起因する併発事故や危険物・毒物劇物等の流出・漏えいによる二次災害が発生した場合、多数の人命・身体にかかわる被害の発生をもたらすといった特徴がある。特に、人家の密集している地域での鉄道災害の発生は、周辺住民等への被害はもとより、広域的かつ社会的にも大きな影響を及ぼすおそれがある。

第2節 市域における鉄道施設等の現況

《各鉄軌道事業者》

本市域内を通る鉄軌道は、西日本旅客鉄道（山陽新幹線、山陽本線、呉線、芸備線、可部線）と広島電鉄（市内線～軌道、宮島線～鉄道）及び広島高速交通（アストラムライン）により運行されている。これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線観光地への輸送手段となっている。

このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、現在、延長距離 19.0km、利用者数（一日平均）約 8.8 万人であり、バリアフリーの超低床電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。

また、平成 6 年に開業したアストラムラインは、広島市北西部の安川沿いにおける、昭和 40 年代からの急激な宅地開発による、人口の急増に伴う深刻な交通問題を解消するため建設され、延長距離 18.4km、利用者数（一日平均）約 6 万人となっており、市民生活に定着している。

鉄軌道施設の概要は、資料 1 のとおりである。

第3節 対象とする鉄道災害

《危機管理室》

本章で対象とする鉄道災害は、市域において多数の死傷者又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような鉄道災害とする。

第1 旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災

《災害対応上の特性》

- ・ 多数の負傷者等の救助及び医療・救護
- ・ 対向・後続列車による二次災害の防止
- ・ トンネル内での活動（消火、排煙、救助、避難誘導等）の困難性

第2 化成品積載列車からの危険物・毒物劇物等の流出等

《災害対応上の特性》

- ・ 流出危険物等への引火等二次災害の防止
- ・ 広範囲にわたる警戒区域の設定、周辺住民等の避難

第3 その他の大規模な鉄道災害

第4節 災害予防計画

第1 鉄軌道の安全運行の確保

《各鉄軌道事業者》

鉄軌道事業者は、橋梁・高架橋・ずい道・線路等の構造物や車両について、定期的に点検及び補修を行い、人命の安全確保と輸送の安全を図るものとする。

また、自動列車停止装置（ＡＴＳ）・自動列車制御装置（ＡＴＣ）・列車無線装置等の保安装置を装備することにより事故の未然防止に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

《各鉄軌道事業者、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 鉄道災害に係る応急活動の関係機関(第5節第4を参照)は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制や手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。(資料編『防災関係連絡窓口』参照)
- 2 鉄軌道事業者は、応急復旧のために必要な資機材の確保に努め、日常的に点検等を行うほか、関係業者等に対して資機材確保の協力が得られる体制を確保しておくものとする。
- 3 鉄道災害に係る応急活動の関係機関は、それぞれが担当する人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。

また、各機関が保有する資機材等については、災害時の効果的・効率的な活動の連携に資するため、相互に情報交換をしておくものとする。

- 4 消防局は、鉄道災害に対応した出動計画を策定するものとする。特に、進入口が限定されるとともに、煙・熱気などにより消防活動に困難が伴うトンネル内での対応、爆発のおそれがある危険物及び呼吸困難など人体に危険を及ぼす毒物劇物への対応については、その特性を考慮した車種や出動台数を確保するものとする。

第3 防災訓練の実施

《各鉄軌道事業者、危機管理室、消防局警防課・救急課、各消防署》

関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、各種の鉄道災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制

《危機管理室》

鉄道災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

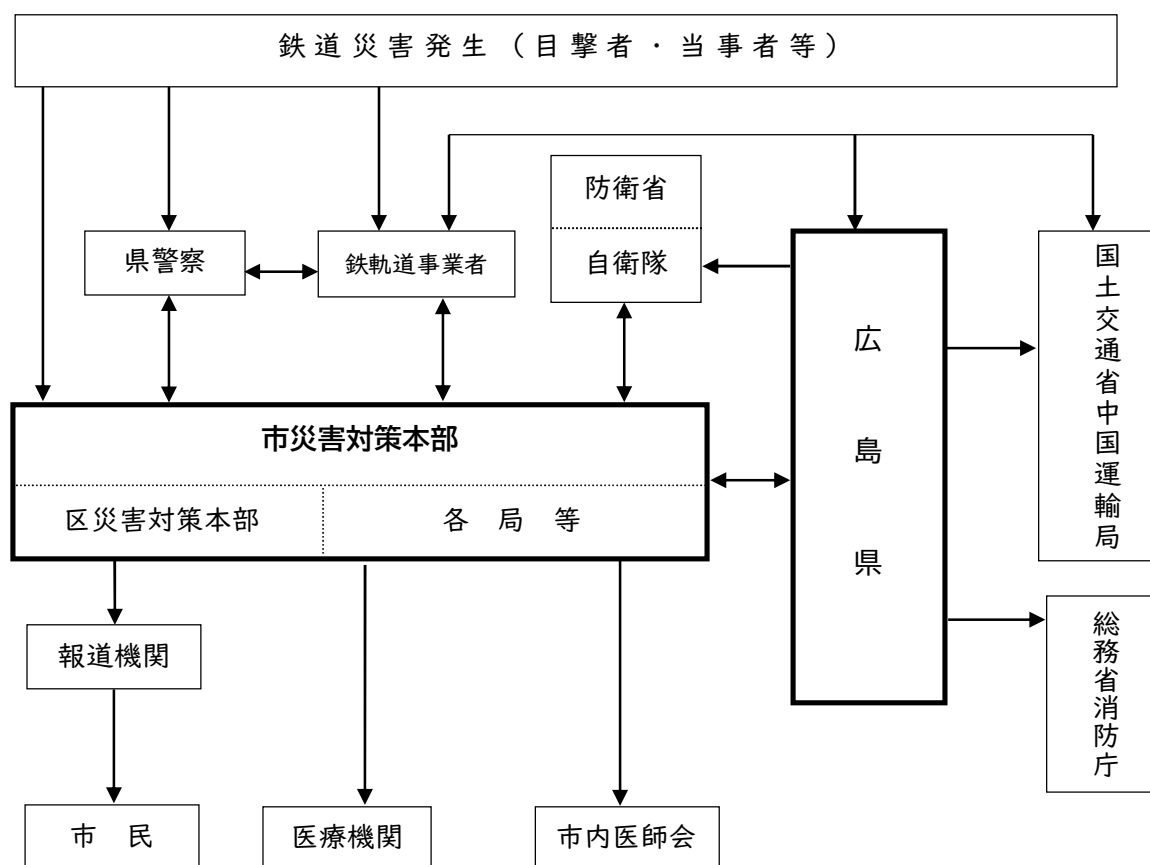
第2 応援要請

《危機管理室》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統

《危機管理室》



第4 関係機関の災害応急活動

区 分	鉄軌道事業者	県	県警察	消防	市災害対策本部	区災害対策本部
現地指揮所の設置	○		○	○	△	
情 報 収 集	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定	△		○	○	△	○
電 路 遮 断	○					
人命救助・捜索	○	△	○	○		○
排煙・排熱活動	○			○		
消 火 活 動	○			○		
避 難 誘 導	○	△	○	○		○
救急・医療救護	○	△		○	○	
群 衆 整 理			○			
交 通 整 理			○			
被災者への支援	○		△		○	○
市 民 相 談			△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 情報の収集及び広報

《各鉄軌道事業者、危機管理室、消防局、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- 1 災害現場において活動を行う消防、県警察等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。
- 2 鉄道災害は、社会的影響が大きく、また、安否確認等全国的な情報発信が必要であることを踏まえ、市災害対策本部は、関係機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行うものとする。

第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動

《消防局警防課、各消防署》

- 1 消防、県警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。
- 2 消防、県警察等の各機関は、一連の人命救助・捜索、消火活動等を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、必要に応じて災害発生地を中心として警戒区域を設定する。

また、県警察の協力を得て、必要に応じ、付近の交通規制を早期に実施するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

第7 危険物・毒物劇物等の流出への対応

《日本貨物鉄道㈱、危機管理室、消防局警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

- 1 消防、県警察等の各機関は、危険物・毒物劇物等の流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、鉄道事業者等から流出物質の名称、積載量等の情報提供を受けるとともに、速やかに防除活動を行い、危険物・毒物劇物等による二次災害の防止に努めるものとする。
- 2 市（区）災害対策本部、消防及び県警察等の各機関は、災害現場付近の住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要と認めるときは、警戒区域を設定し、付近住民等の避難又は被災地域への立入制限等の措置を行い、住民の安全確保に万全を期するものとする。
- 3 鉄道事業者（日本貨物鉄道㈱）における対応は、「化成品輸送車両等の緊急措置」（資料2参照）による。

第8 救護所の設置と医療救護班の活動

《健康福祉局医療政策課》

- 1 多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、保健医療担当局長は区災害対策本部と協議し、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置する。なお、救護所が設置された場合、区災害対策本部長は住民に対して救護所開設の広報を行う。

医療救護班の編成にあっては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請し、災害時における医療・助産活動を実施する。

- 2 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

第9 トリアージの実施

《健康福祉局医療政策課、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に基づいた救急搬送を行うものとする。

- 2 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

第10 避難場所等の開設等

- 《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》
- 1 区長は、列車の乗客等多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、基本・風水害対策編「第2章 災害予防計画、第6節 避難体制の整備」に定める指定緊急避難場所一覧表等の中から、被害状況に応じた安全な避難場所等を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
 - 2 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。

資料 1

鉄 軌 道 施 設 の 概 要

○ 西日本旅客鉄道株式会社広島支社

区 分	市域内駅数	線路延長	橋 梁	高 架 橋	トンネル
山 陽 本 線	11	35.8km	121 か所 1,677m	2 か所 280m	2 か所 194m
呉 線	4	3.5km	25 か所 225m	—	1 か所 215m
芸 備 線	14	38.6km	80 か所 647m	—	9 か所 1,199m
可 部 線	14	15.6km	55 か所 1,238m	3 か所 215m	1 か所 100m

○ 西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部

区 分	市域内駅数	線路延長	橋 梁	高 架 橋	トンネル
山 陽 新 幹 線	1	19.0km	29 か所 2,521m	27 か所 6,804m	5 か所 12,930m

○ 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

- ・ J R 山陽本線にて運行（上下 63 本／日）している。
- ・ 化成品（危険物・毒劇物等）積載車両も運行しており、その取扱量は全体の 1 割弱である。なお、石油類の輸送はしていない。

○ 広島電鉄株式会社

区 分	区 間	駅 数	運行距離	運行本数(往復)
1 号線	広島駅～紙屋町～広島港	27(重複 27)	8.0km	1 8 8 本
2 号線	広島駅～紙屋町～広電西広島	20(重複 20)	5.4km	2 0 0 本
3 号線	広電西広島～紙屋町～ 広電本社前	18(重複 18)	5.4km	3 6 本
5 号線	広島駅～比治山下～広島港	18(重複 11)	6.0km	1 7 4 本
6 号線	広島駅～紙屋町～江波	20(重複 20)	6.1km	1 4 8 本
7 号線	横川駅～紙屋町～広島港	26(重複 26)	8.3km	1 8 5 本
8 号線	横川駅～十日市～江波	12(重複 7)	4.4km	1 4 0 本
9 号線	八丁堀～白島	5	1.2km	1 6 8 本
宮島線	広電西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口)	2 3 6 本

※ 利用者数(一日平均)～市内線 (88 千人)、宮島線 (41 千人)【令和 5 年度実績】

○ 広島高速交通株式会社

区 分	区 間	駅数	線路延長	地下区間	高架区間	保有車両
広島新交通 1 号線	本通駅～ 広域公園前駅	2 2	18.4km	1.9km	16.5km	144 両 24 編成

※ 利用者数(一日平均)～65,454 人【平成 30 年度実績】

化成品輸送車両等の緊急措置（日本貨物鉄道株式会社）

化成品積タンク貨車・コンテナの緊急措置は「化成品貨物異常時応急処理ハンドブック」によって行うほか、次による。化成品積タンク貨車・コンテナの事故が発生し、貨物の漏洩その他による火災、爆発、中毒又はそのおそれがあるとき管轄現業機関の長は、次の処置をとる。

1 通報

通報、連絡系統図によって消防、警察機関に通報するとともに関係業務機関及び化成品会社等に対して速やかに次の事項を通報する。

通 報 事 項	1 事故発生場所及び発生の時刻 2 貨車種別及び化成品の品名、数、容量 3 事故車両の状況、化成品の流出、噴火、火災、爆発、中毒の発生危険の有無、又は発生の状況 4 事故発生場所付近の状況、延焼危険及び住民避難の必要の有無 5 死傷者発生の状況
---------	--

2 救護

関係の駅区長は、医師及び看護師からなる救護班と救急車の出動を要請するとともに、負傷者を安全な場所に収容して応急手当にあたる。

3 出火防止

引火性液体、石油類等が流出したときは、土砂等をもって下水及び低地への流入を防止し、周辺の火気使用を禁じるとともに、消火設備を整えて出火に備える。

- (1) タンク車・コンテナが横転又は亀裂などが生じ化成品の流出の恐れがあるときは、直ちに連結車両を切り離して安全な箇所に移す。
- (2) 事故タンク車に残留油のある場合は、消火対策に万全の手配をしたのち、速やかにタンクローリー車に移し替える等の措置をとる。

4 避難

可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風上等に危険発生のおそれがあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難手配を取る。

5 化成品の収容措置

化成品積タンク貨車・コンテナに事故が発生したときは、出荷企業又は関係者に通報して速やかに応急の措置をとるよう要請する。

6 初期消火

駅区長は、化成品積タンク貨車・コンテナその他の事故により火災が発生したときは、自衛消防隊を指揮して流出防止の措置と併せ公設消防隊の到着するまで消火器、乾燥砂等によって初期消火作業を行うものとする。

7 隔離

災害が発生した化成品積タンク貨車・コンテナが運行可能な場合は、切り離して他の安全な場所に隔離する等の措置をとる。

8 立入の禁止

緊急措置要員のほかは、すべて立入りを禁止する。

第5章 道路災害対策

第1節 道路災害の特徴

《危機管理室》

急激な都市化や経済活動の拡大に伴う道路交通量の増加に対応し、車両の多重衝突やこれに伴う車両火災等により多数の死傷者が生じている。また、危険物・毒物劇物等の落下・流出による沿線住民等への被害も発生している。

道路災害の特徴としては、高速道路や自動車専用道路での事故は、高架・掘割構造・トンネル等により周囲と遮断されているため、救助・消火活動上の制約が大きいことが指摘できる。

また、トンネル内での車両の多重衝突やこれに伴う車両火災は、救助・消火活動がトンネルの出入口に限定されるほか、トンネル内の高温や煙の充満などによる活動上の困難が想定される。さらに、衝突などにより車両から危険物・毒物劇物等が流出した場合は、沿線住民に避難指示等を発令する必要も生じてくる。

道路は、経済活動を支える根幹をなしており、事故等による通行止めや渋滞が地域経済に及ぼす影響は計り知れないものがある。

第2節 市域における道路施設の現況

《危機管理室》

本市域においては、西日本高速道路㈱中国支社が管理する山陽自動車道・広島自動車道・中国自動車道・広島呉道路、広島高速道路公社が管理する広島高速1～4号線、国土交通省中国地方整備局や広島市が管理する一般道路があり、これらは市内の幹線道路、生活道路として機能している。

主な高速道路・トンネル等の概要は、資料1～3のとおりである。

第3節 対象とする道路災害

《危機管理室》

本章で対象とする道路災害は、市域において道路構造物の損壊や運転者の不注意・マナーの欠如等を原因として、多数の死傷者等又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような事故とする。

第1 車両の多重衝突・火災

《災害対応上の特性》

- ・ 多数の負傷者等の救出及び医療・救護
- ・ 高速道路への進入路の制限
- ・ トンネル内での活動（消火、排煙、救助、避難誘導等）の困難性

第2 危険物・毒物劇物等運搬車両からの流出等

《災害対応上の特性》

- ・ 流出危険物等への引火等二次災害の防止
- ・ 広範囲にわたる警戒区域の設定、沿線住民等の避難

第3 その他の大規模な道路災害

第4節 災害予防計画

第1 道路の安全運行の確保

《各道路管理者、各道路運送事業者、広島県公安委員会》

- 1 道路管理者及び県警察は、道路における災害の予防や道路施設等の安全を確保するため、必要な施設や体制の整備を図るものとする。
- 2 道路管理者は、防災設備の点検を道路法等の関係法令によるほか、点検要領等を受け、十分な点検を行うよう努めるものとする。
- 3 道路管理者は、道路施設等の異常を速やかに発見し、迅速な応急対策を図るため、情報の収集・連絡体制の確立を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合は、道路利用者への情報の迅速な提供や通行規制実施体制等の確立を図るものとする。
- 4 道路管理者、県警察を始めとする道路交通の関係機関は、道路利用者に対して、パンフレット等による安全走行の意識啓発や災害時の対応等防災意識の普及に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

《各道路管理者、各道路運送事業者、広島県公安委員会、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 道路災害に係る応急活動の関係機関（第5節第4を参照）は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制や手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。（資料編『防災関係連絡窓口』参照）
- 2 道路管理者は、道路管理者間における道路情報の共有及び道路利用者等への道路情報の提供が図れるよう、道路情報伝達システムの整備に努めるものとする。
- 3 道路災害に係る応急活動の関係機関は、道路利用者、沿線住民等からの情報など、多様な災害情報等の収集体制の整備に努めるものとする。
- 4 道路管理者は、応急復旧のために必要な資機材の確保に努め、日常的に点検等を行うほか、関係業者等に対して資機材確保の協力が得られる体制を確保しておくものとする。
- 5 道路災害応急活動の関係機関は、それぞれが担当する人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。

また、各機関が保有する資機材等については、災害時の効果的・効率的な活動の連携に資するため、相互に情報交換をしておくものとする。

- 6 消防局は、道路災害に対応した出動計画を策定するものとする。特に、進入口が限定されるとともに、煙・熱気などにより消防活動に困難が伴うトンネル内での対応、爆発のおそれがある危険物及び呼吸困難など、人体に危険を及ぼす毒物劇物への対応については、その特性を考慮した車種や出動台数を確保するものとする。

第3 防災訓練の実施

《各道路管理者、各道路運送事業者、広島県公安委員会、危機管理室、消防局警防課、各消防署》

関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、各種の道路災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制

《危機管理室》

道路災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

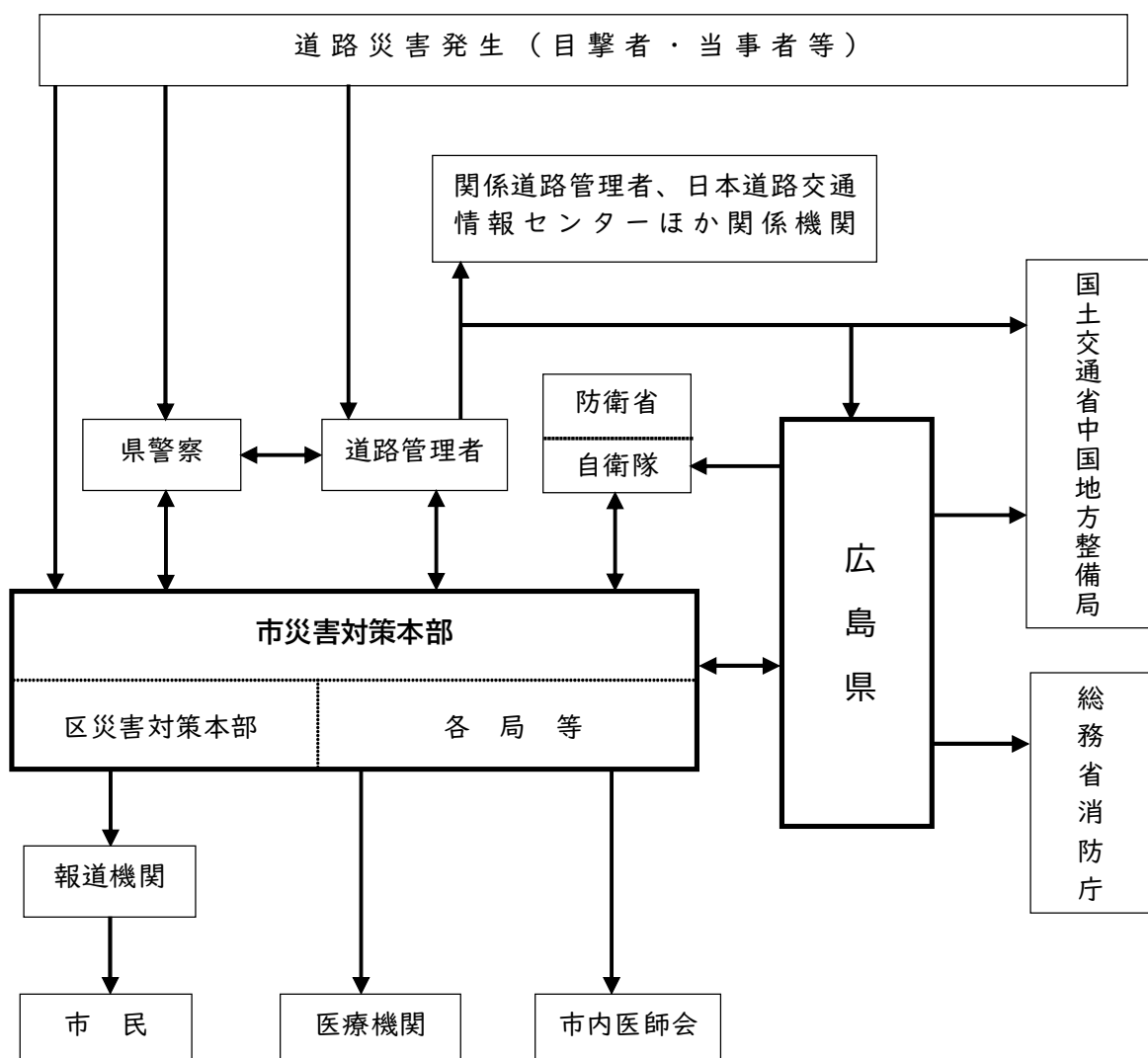
第2 応援要請

《危機管理室》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統

《危機管理室》



第4 関係機関の災害応急活動

区 分	道 路 管 理 者	県	県警察	消防	市災害 対策本部	区災害 対策本部
現地指揮所の設置	○		○	○	△	
情 報 収 集	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定			○	○	△	○
人命救助・搜索	△			○		
排煙・排熱活動	△			○		
消 火 活 動	△	△	○	○		○
避 難 誘 導		△		○	○	
救急・医療救護			○			
群 衆 整 理	○		○			
交 通 整 理			△		○	○
被災者の支援			△		○	○
市 民 相 談	○		○	○	△	

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 情報の収集及び広報

《各道路管理者、各道路運送事業者、広島県公安委員会、消防局、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- 1 災害現場において活動を行う消防、県警察等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。
- 2 市（区）災害対策本部、道路管理者、県警察等の各機関は、道路災害の状況、安否情報、交通規制、市民生活への影響などの情報を道路情報板やラジオ放送などの方法により、迅速かつ正確に広報するものとする。
- 3 関係道路管理者は、交通規制に伴う交通の混乱・応急対策を円滑に行うため、協力して迂回路の確保に努めるとともに、道路情報板やチラシなどの方法により迂回路を道路利用者に広報するものとする。

第6 迅速かつ効率的な人命救助・搜索、消火活動

《各道路管理者、各道路運送事業者、消防局警防課、各消防署》

- 1 消防、県警察等の各機関は災害現場における人命救助・搜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。
- 2 消防、県警察等の各機関は、一連の人命救助、消火活動等を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、必要に応じて災害発生地を中心として警戒区域を設定する。

また、県警察の協力を得て、必要に応じ、付近の交通規制を早期に実施するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

第7 危険物・毒物劇物等の流出への対応

《各道路管理者、消防局警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

- 1 消防、県警察等の各機関は、危険物・毒物劇物等の流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、運送事業者等から流出物質の名称、積載量等の情報提供を受けるとともに、速やかに防除活動を行い、危険物・毒物劇物等による二次災害の防止に努めるものとする。
- 2 市（区）災害対策本部、消防及び県警察等の各機関は、災害現場付近の住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要と認めるときは警戒区域を設定し、付

近住民等の避難又は被災地域への立入制限等の措置を行い、住民等の安全確保に万全を期するものとする。

第8 救護所の設置と医療救護班の活動

《健康福祉局医療政策課》

- 1 多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、保健医療担当局長は区災害対策本部と協議し、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置する。なお、救護所が設置された場合、区災害対策本部長は住民に対して救護所開設の広報を行う。

医療救護班の編成にあつては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請し、災害時における医療・助産活動を実施する。

- 2 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣要請を行う。

第9 トリアージの実施

《健康福祉局医療政策課、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に基づいた救急搬送を行うものとする。
- 2 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

第10 避難場所等の開設等

《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》

- 1 区長は、バスの乗客等多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、基本・風水害対策編「第2章 災害予防計画、第6節 避難体制の整備」に定める指定緊急避難場所一覧表等の中から、被害状況に応じた安全な避難場所等を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
- 2 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。

高速道路等の概要

道 路 名	区 間	管 理 者	交通量(1日割)	設 備 機 器 等
山陽自動車道	安佐北区狩留家町～ 佐伯区屋代町	西日本高速道路(株) 中国支社	59,335台 (志和 IC～広島東 IC)	非常電話設備、気象観測装置、 道路情報板、監視設備、 車両感知器、 トンネル防災設備、 ハイウェイラジオ
広島自動車道	安佐南区沼田町伴～ 安佐北区安佐町鈴張	//	18,864台 (広島北 IC～ 広島北 JCT)	
中国自動車道	安佐北区安佐町鈴張～ 安佐北区安佐町小河内	//	16,540台 (千代田 JCT～ 広島北 JCT)	
広島呉道路	南区仁保沖町～ 呉市西中央五丁目	//	22,660台 (仁保 JCT～坂北 IC)	
広島高速 1 号線 (安芸府中道路)	東区福田町～ 東区温品二丁目	広島高速道路公社	53,825台	非常電話設備、気象観測装置、 道路情報板、監視設備、 車両感知器、 トンネル防災設備
広島高速 2 号線 (府中仁保道路)	東区温品町～ 南区仁保沖町	//		
広島高速 3 号線 (広島南道路)	南区仁保沖町～ 西区観音新町四丁目	//		
広島高速 4 号線 (広島西風新都線)	西区中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大塚東町	//	15,665台	

(注 1) 西日本高速道路(株)の管理する高速道路等の交通量は、令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月実績である。

(注 2) 広島高速道路公社の管理する高速道路等の交通量は、令和 5 年度実績である。

※ 国道、地方道等の主要箇所及びトンネルにも、道路情報板、トンネル防災設備がそれぞれ整備されている。

高速道路等トンネルの概要

(令和 6 年 10 月 1 日現在)

道路名	トンネル名	所在地	トンネル延長	設備機器等
中国自動車道	牛頭山トンネル (上り)	安佐北区安佐町飯室～ 安佐北区安佐町小河内	3,573 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 火災検知器 送水口 避難通路 無線通信補助設備 給水栓 排煙設備 ラジオ 再放送設備 拡声放送装置
	牛頭山トンネル (下り)	安佐北区安佐町飯室～ 安佐北区安佐町小河内	3,558 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 火災検知器 送水口 避難通路 無線通信補助設備 排煙設備 給水栓 ラジオ 再放送設備 拡声放送装置
	平トンネル (上り)	安佐北区安佐町小河内	1,055 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 送水口 避難通路 給水栓
	平トンネル (下り)	安佐北区安佐町小河内	1,042 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 送水口 避難通路 給水栓 無線通信補助設備
広島自動車道	竹坂トンネル (上り)	安佐北区安佐町飯室	1,129 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 給水栓 送水口 無線通信補助設備
	竹坂トンネル (下り)	安佐北区安佐町飯室	1,112 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 給水栓 送水口 無線通信補助設備
	宮郷トンネル (上り)	安佐北区安佐町久地	1,220 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 給水栓 送水口 無線通信補助設備
	宮郷トンネル (下り)	安佐北区安佐町久地	1,217 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 給水栓 送水口 無線通信補助設備
	日浦トンネル (上り)	安佐北区安佐町毛木	177 m	非常電話 非常警報装置 消火器
	日浦トンネル (下り)	安佐北区安佐町毛木	216 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
山陽自動車道	志和トンネル (上り)	安佐北区狩留家町～ 東広島市	2,213 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 排煙設備 火災検知器 無線通信補助設備 水噴霧設備 給水栓 送水口 ラジオ 再放送設備 拡声放送装置
	志和トンネル (下り)	安佐北区狩留家町～ 東広島市	2,110 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 排煙設備 火災検知器 無線通信補助設備 水噴霧設備 給水栓 送水口 ラジオ 再放送設備 拡声放送装置
	安芸トンネル (上り)	安佐北区落合南町～ 東区福田町	1,687 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 送水口 給水栓 火災検知器 排煙設備 水噴霧設備 無線通信補助設備 ラジオ再放送設備 拡声放送装置
	安芸トンネル (下り)	安佐北区落合南町～ 東区福田町	1,643 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 送水口 給水栓 火災検知器 排煙設備 水噴霧設備 無線通信補助設備 ラジオ再放送設備 拡声放送装置

道路名	トンネル名	所在地	トンネル延長	設備機器等
山陽自動車道	武田山トンネル（上り）	安佐南区大町西三丁目～ 安佐南区相田六丁目	1,842 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 送水口 給水栓 火災検知器 排煙設備 無線通信補助設備 ラジオ再放送設備 拡声放送装置 水噴霧設備
	武田山トンネル（下り）	安佐南区大町西三丁目～ 安佐南区相田六丁目	1,778 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 送水口 給水栓 火災検知器 排煙設備 無線通信補助設備 ラジオ再放送設備 拡声放送装置 水噴霧設備
	水晶トンネル（上り）	佐伯区五日市町石内	232 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
	水晶トンネル（下り）	佐伯区五日市町石内	255 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
	石内トンネル（上り）	佐伯区五日市町石内～ 佐伯区五日市町利松	517 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 誘導表示板
	石内トンネル（下り）	佐伯区五日市町石内～ 佐伯区五日市町利松	523 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 誘導表示板
	五日市トンネル（上り）	佐伯区倉重町～ 佐伯区坪井町	765 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 送水口 給水栓 誘導表示板
	五日市トンネル（下り）	佐伯区倉重町～ 佐伯区坪井町	747 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 送水口 給水栓 誘導表示板
広島高速1号線	金剛寺山トンネル（下り）	東区温品町	242 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 誘導表示板
	福木トンネル（上り）	東区馬木町～ 東区福田町	990 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 無線通信補助設備 ラジオ再放送設備 監視装置 給水栓
	福木トンネル（下り）	〃	1,026 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 無線通信補助設備 ラジオ再放送設備 監視装置 給水栓
広島高速4号線	西風トンネル（上り）	西区山手町～ 安佐南区大塚東町	3,873 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 排煙設備 火災検知器 無線通信補助設備 ラジオ再放送設備 拡声放送装置 監視装置 水噴霧設備 給水栓
	西風トンネル（下り）	西区山手町～ 安佐南区大塚東町	3,876 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓 誘導表示板 避難通路 排煙設備 火災検知器 無線通信補助設備 ラジオ再放送設備 拡声放送装置 監視装置 水噴霧設備 給水栓

一般道路トンネルの概要

(主なトンネルを掲載)

(令和 2 年 11 月現在)

トンネル名	所 在 地	トンネル延長	設 備 機 器 等
鈴ヶ峯トンネル	国道 2 号西広島バイパス 西区鈴ヶ峰町	745 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 防火水槽 消火栓
押手トンネル	国道 2 号東広島バイパス 安芸区中野東	246 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
中野トンネル	国道 2 号東広島バイパス 安芸区中野東	568 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 防火水槽 消火栓
屋代トンネル	国道 2 号西広島バイパス 佐伯区三宅二丁目	148 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
根ノ谷トンネル	国道 54 号 安佐北区可部町大林	616 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
大林トンネル	国道 54 号可部バイパス 安佐北区大林町	389 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
熊野トンネル	広島熊野道路 安芸区矢野町～ 安芸郡熊野町	1,239 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓
行者山トンネル	草津沼田道路 西区田方一丁目	377 m	非常電話 押ボタン式通報装置 消火器 送水口
田中町トンネル	駅前吉島線 中区西平塚町～ 中区富士見町	394 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 警報表示板
比治山トンネル (上り)	比治山東雲線 南区比治山公園	259 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 防犯用押ボタン装置
比治山トンネル (下り)	比治山東雲線 南区比治山公園	259 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 防犯用押ボタン装置
幕の内トンネル	国道 191 号 安佐北区可部町勝木～ 安佐北区安佐町飯室	490 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 誘導表示灯
飯室トンネル	国道 261 号 安佐北区安佐町飯室	325 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置
可部トンネル	国道 54 号(可部バイパス) 安佐北区可部町	400 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
南原トンネル	国道 54 号(可部バイパス) 安佐北区可部町	606 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
下町屋トンネル	国道 54 号(可部バイパス) 安佐北区可部町	123 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器

第6章 大規模火事災害対策

第1節 大規模火事災害の特徴

《危機管理室、消防局》

わが国では都市化の急速な進展に伴い、土地の高度利用が促進され、建物の高層化、大規模化、深層化等が進んでおり、火災が発生した場合の被害拡大の危険性が增大している。

本市においても1994年以降、地上100mを超える超高層ビルが建設され、2001年には地下街が開設されている。また、1960年代後半以降、山腹や丘陵部の大規模造成により山際まで住宅が立ち並ぶなど、火災が発生した場合の被害拡大の要因は増加の一途を辿り、消防活動の困難性の増大に伴って人命危険は高くなっている。

大規模火事災害の特徴としては、次のことが挙げられる。

- ・ 高層建築物や地下街では避難方法や避難経路が限定され、また、病院や社会福祉施設では避難困難者が多数利用するため、延焼拡大時には一時に多数の死傷者が発生する危険性が高い。
- ・ 危険物や毒物劇物を取扱う化学工場等では、引火性・可燃性ガス等による爆発的な延焼拡大、濃煙や有毒ガスの発生、化学反応による発熱など消火活動上の制約や困難性が多い。
- ・ 木造密集地や林野では、空気乾燥や強風などの気象条件に影響され、延焼速度が加速度的に速くなる。
- ・ 人的被害のほか、一時に貴重な財産・資産を焼失する。

第2節 市域における大規模施設等の現況

第1 施設等の概要

《危機管理室、消防局予防課、経済観光局農林整備課》

1 高層建築物

はしご消防車が届かないことから消防活動に制約がある高さ50mを超える高層建築物は162棟（令和5年3月末現在）で、その区別概況は別表1のとおりである。

2 地下街

避難・進入口が限定されることなどから消防活動に制約がある地下街は、平成13年4月に紙屋町地下街（愛称：シャレオ）が開設され、1日平均約13万人（平成29年5月現在）が利用している。その概要は別表2のとおりである。

3 病院・社会福祉施設

避難困難者を多数収容する病院・社会福祉施設のうち、延床面積が3,000㎡以上の大規模な施設は120棟（令和5年3月末現在）で、その区別概況は別表3のとおりである。

4 大規模店舗・ホテル等施設

避難経路等に不案内である不特定多数の者が利用する大規模店舗・ホテル等施設のうち、延床面積が6,000㎡以上の大規模な施設は287棟（令和4年3月末現在）で、その区別概況は別表4のとおりである。

5 化学工場等

火災が発生した場合に、爆発や有毒ガスを発生するおそれがある施設については、本編「第7章 危険物等災害対策 第2節」のとおりである。

6 山林

本市の森林面積は、市域の6割以上を占める60,337ha（平成31年4月1日現在）となっており、このうち約9割が約3万人の森林所有者によって経営される民有林である。また、林野火災時の消防活動に有効である林道の整備状況は、294路線、総延

長 366,337m（令和 6 年 4 月 1 日現在）となっており、これら森林・林道の区別概況は別表 5 のとおりである。

第 2 火災の発生状況

《消防局予防課》

本市における近年（過去 10 年間）の火災発生状況は別表 6 のとおり、年間平均約 278 件の火災が発生しており、その内訳は建物火災が概ね 62.6%、林野火災が 1.9%、車両火災が 8.4%、船舶火災が 0.1%、枯草の焼失などその他の火災が 27.0%となっている。

なお、火災により年間約 11 人の死者が発生している。

第 3 気象の概要

《広島地方気象台》

本市の気象（1991～2020 年：広島地方気象台）は、年間平均気温 16.5℃、平均相対湿度 67%、平均風速 3.6 m/s、年間降水量 1,572.2 mm である。

3 月から 4 月は、平均相対湿度が低く、12 月から 3 月は、北風の季節風が強く吹く日が多い。

第 4 消防力の概要

《消防局消防団室・施設課・職員課・警防課》

本市の消防体制は、本市の消防事務とあわせて、平成 19 年 4 月 1 日から安芸郡海田町・坂町・熊野町、山県郡安芸太田町及び廿日市市吉和地区の消防事務を受託している。

これにより、常備消防の職員は、広島市消防局 1,350 人(定数)で、ヘリコプター、消防艇等を除く消防車両等については、320 台保有しており、非常備の消防団員は 2,753 人（定数）で、156 台の消防車両と 154 台の小型動力ポンプを保有している。

（資料編 消防計画参照）

なお、消防機関及び関係機関における大規模火事災害への対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況は、別表 7 のとおりである。

第 3 節 対象とする大規模火事災害

《危機管理室、消防局》

本章で対象とする大規模火事災害は、市域において多数の死傷者又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような火事災害とする。

第 1 多数の者や要介助者が利用し、避難・消火活動に制約がある大規模施設（地下街、ホテル、デパート、高層建築物、病院、社会福祉施設等）の爆発・火災

《災害対応上の特性》

- ・ 制約がある避難・消火活動
- ・ 多数の負傷者等の救出及び医療・救護
- ・ 多数の罹災者・避難者の誘導・保護

第 2 市街地における大規模延焼火災

《災害対応上の特性》

- ・ 多数の罹災者・避難者の誘導・保護
- ・ 広範囲な災害現場の早期状況把握
- ・ 大規模な消火活動

第3 付近住民の避難を要する化学工場等の爆発・火災

《災害対応上の特性》

- ・ 爆発、有毒ガス発生の危険性
- ・ 制約がある消火活動

第4 付近住民の避難を要する大規模な林野火災

《災害対応上の特性》

- ・ 多数の避難者の誘導・保護
- ・ 広範囲な災害現場の早期状況把握
- ・ 大規模な消火活動

第5 その他の大規模な火事災害

第4節 災害予防計画

第1 火災に強い地域づくり

《危機管理室、都市整備局都市計画課・都市機能調整部・公園整備課、道路交通局道路課・街路課、消防局警防課・救急課・予防課》

- 1 本市は、火災に強い都市構造の形成を図るため、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園・緑地等の整備、土地区画整理事業等による市街地の面的整備を推進するとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定により市街地の不燃化に努める。また、消火栓・防火水槽の整備、海水・河川水等の自然水利の活用、プール・ため池等の指定消防水利としての活用などにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- 2 本市及び事業者等は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等については、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物等に設置された消防用設備等については定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。また、最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。さらに、消防用設備等の防災設備全般の監視・操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。
- 3 本市及び事業者等は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、防火管理者等を適正に選任するとともに、防火管理者等が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報、避難訓練の実施等防火・防災管理上必要な業務を適正に行うなど、防火・防災管理体制の充実を図るものとする。また、不燃性材料・防災製品の使用、店舗等における火気の使用制限などによる火災安全対策の充実を図るものとする。
- 4 本市及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプター用の屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。
- 5 本市は、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、森林管理署や林業関係団体等の協力を得て、林野火災多発期における監視パトロール等を行う。また、火災予防運動等を通じて、市民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を効果的に行うものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

《危機管理室、消防局警防課・救急課・予防課》

- 1 大規模火事災害に係る応急活動の関係機関（第5節第4を参照）は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制や手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。（資料編「防災関係機関連絡窓口」参照）
また、これらの関係機関は、災害応急活動上連携を必要とする電気・ガス・通信、報道等の各事業者等との連絡・協力体制の確立を図るものとする。
- 2 大規模火事災害に係る応急活動の関係機関は、それぞれが担当する消火、人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。
また、各機関が保有する資機材等（別表7参照）については、災害時の効果的・効率的な活動の連携に資するため、相互に情報交換をしておくものとする。
- 3 消防局は、大規模火事災害に対応した出動計画を策定するものとする。特に、高層建築物、地下街、社会福祉施設、化学工場等における避難、消火、救助活動の困難性や危険性を考慮した出動車種や台数を確保するものとする。

第3 防災訓練の実施

《危機管理室、消防局警防課・予防課》

- 1 関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、各種の大規模火事災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。
- 2 本市及び事業者等が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間や様々な条件設定など実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、訓練後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制

《危機管理室》

大規模火事災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

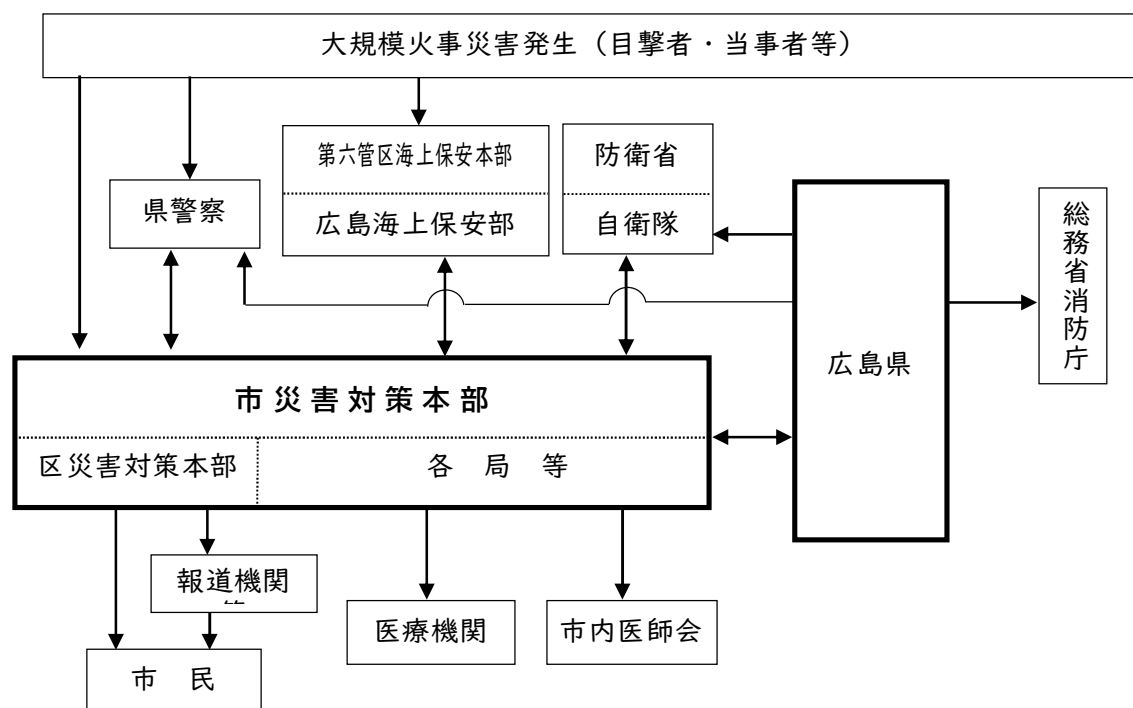
第2 応援要請

《危機管理室、消防局警防課》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。
- 3 他の消防本部等の応援が必要と認められるときは、消防長は消防組織法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき協力を求める。

第3 関係機関との情報連絡系統

《危機管理室》



第4 関係機関の災害応急活動

《危機管理室》

区 分	建物・山林 等の関係者	建物居住者 ・勤務者	広島海上 保安部	県	県警察	消 防	市 災 害 対 策 本 部	区 災 害 対 策 本 部
現地指揮所の設置			○		○	○	△	
情 報 収 集	○	△	○	○	○	○	○	○
警戒区域等設定			△		○	○	△	○
人命救助・捜索	○	△	○	△	○	○		○
応急消火活動	○	○						
消 火 活 動			○	△（山林）		○		
避 難 誘 導	○	△		△	○	○		○
救急・医療救護	○	△	○	△		○	○	
海上交通の安全確保			○					
群 衆 整 理					○			
交 通 整 理					○			○
被災者への支援					△		○	○
市 民 相 談					△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 情報の収集及び広報

《企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、消防局、各消防署》

- 1 災害現場において活動を行う消防、警察等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。

- 2 大規模火事災害は、社会的影響が大きく、また、安否確認等全国的な情報発信が必要であることを踏まえ、市（区）災害対策本部は、関係機関及び報道機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行うものとする。

第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動

《消防局警防課、各消防署》

- 1 消防、県警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。
- 2 消防、県警察等の各機関は、一連の人命救助・捜索、消火活動を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、必要に応じて災害発生地を中心として警戒区域を設定する。

また、県警察の協力を得て、必要に応じ、付近の交通規制を早期に実施するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

第7 活動上の安全管理

《消防局警防課、各消防署》

現場活動を行う各機関の現場指揮者は、爆発、有毒ガスの発生、急激な延焼方向の変化など火災の態様に常に注意するとともに、酸素が欠乏する場所、高所での作業、夜間や暗所での活動を伴う場合は、特に活動上の安全管理に努めるものとする。

第8 救護所の設置と医療救護班の活動

《健康福祉局医療政策課》

- 1 多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、保健医療担当局長は区災害対策本部と協議し、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置する。なお、救護所が設置された場合、区災害対策本部長は住民に対して救護所開設の広報を行う。

医療救護班の編成にあつては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請し、災害時における医療・助産活動を実施する。

- 2 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

第9 トリアージの実施

《健康福祉局医療政策課、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に基づいた救急搬送を行うものとする。
- 2 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

第10 避難場所等の開設等

《企画総務局市民相談センター、各区分政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》

- 1 区長は、高層建築物、地下街、社会福祉施設、ホテル等の利用者など多数の者の一時収容又は延焼の危険性等から住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、基本・風水害対策編「第2章 災害予防計画、第6節 避難体制の整備」に定める指定緊急避難場所一覧表等の中から、被害状況に応じた安全な避難場所等を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
- 2 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。

高さ 50mを超える高層建築物の現況

別表 1

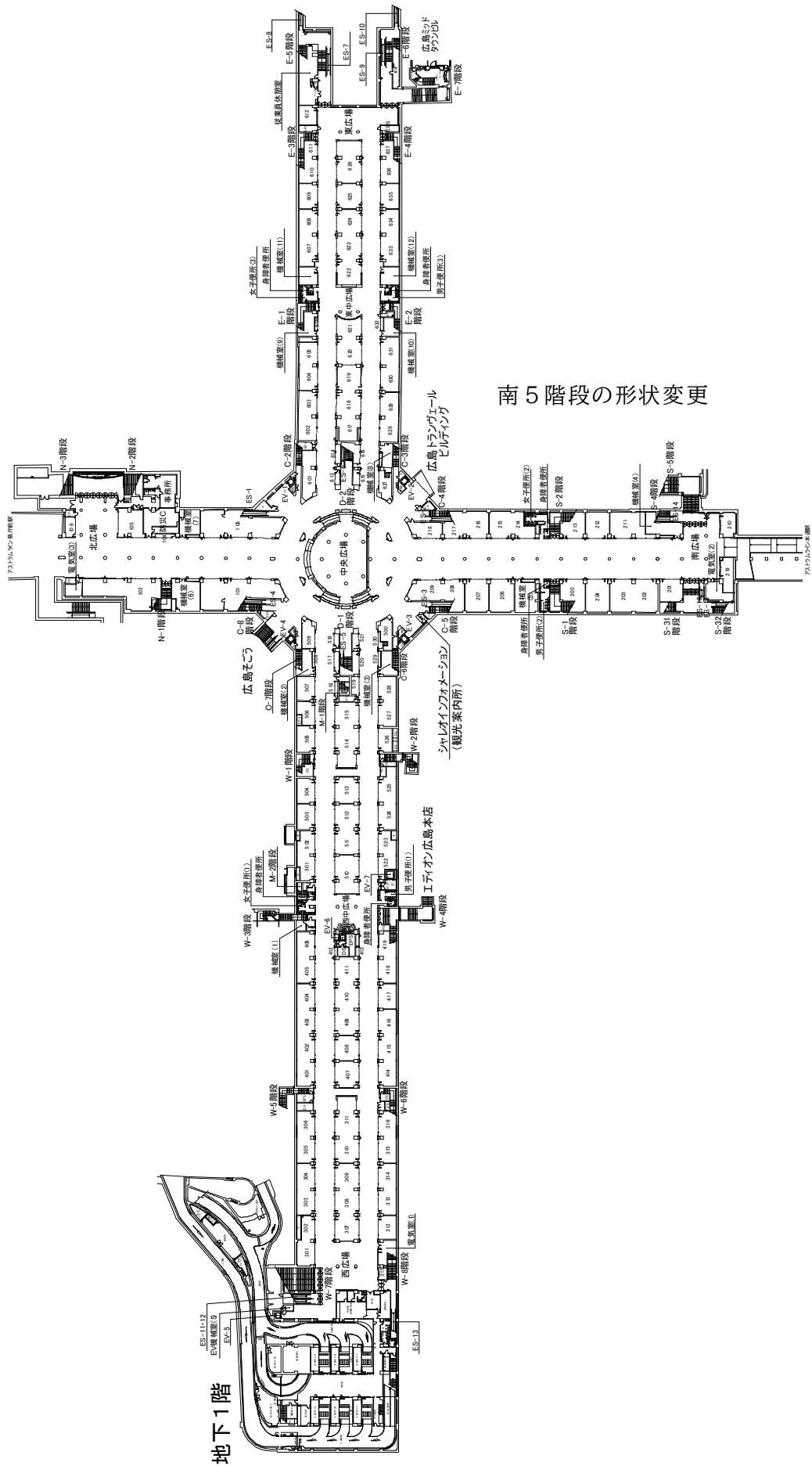
(単位:棟 令和 5 年 3 月 31 日現在)

区 分	棟 数	50m超	60m超	70m超	80m超	90m超	100m超
中 区	103	70	7	7	7	5	7
東 区	13	9	1			2	1
南 区	28	16	3	2	3	2	2
西 区	7	6			1		
安佐南区	6	3				3	
安佐北区							
安芸区							
佐伯区	5	3	1		1		
計	162	107	12	9	12	12	10

紙屋町地下街の概要

別表 2

所 在 地	広島市中区基町、紙屋町一丁目、紙屋町二丁目及び大手町一丁目				
建 築 規 模	地下 1 階（紙屋町交差点から西側のみ地下 2 階）、鉄筋コンクリート構造、一部鉄骨構造の耐火建築物				
用 途 別 占有面積	施 設	全体面積㎡	1 階面積㎡	地下 1 階面積㎡	地下 2 階面積㎡
	地下歩道・広場	12,480	850	11,630	—
	店 舗	7,159	—	7,159	—
	機 械 室 等	5,291	—	2,671	2,620
	合 計	24,930	850	21,460	2,620
主 要 施 設 規 模	施 設 名	数 量	備 考		
	総 床 面 積	24,930 ㎡	地下 1 階(紙屋町交差点から西側のみ地下 2 階)		
	地 下 歩 道	615m	南北約 225m(幅員 14m)、東西 2 列約 390m(幅員 6 m)		
	地 下 広 場	7 箇所	中央広場：直径 48m の円形		
	エ レ ベ ー タ ー	7 基	一般公共用 5 基、従業員用 1 基、荷物用 1 基		
	エ ス カ レ ー タ ー	16 基			
	階 段	35 箇所	利用者の地上への出入り口		
	周辺ビル等接続	8 箇所	6 箇所のビル、駐車場及びアストラムラインに接続		
	防 災 セ ン タ ー	1 箇所	24 時間監視、消火活動等の拠点		



延床面積 3,000 ㎡以上の病院・社会福祉施設の現況

別表 3

(単位:棟 令和 5 年 3 月 31 日現在)

区 分	棟 数	3,000 ㎡～	5,000 ㎡～	10,000 ㎡～	20,000 ㎡～	30,000 ㎡～	40,000 ㎡～
中 区	21	10	4	5			2
東 区	19	9	9		1		
南 区	19	10	4	2		1	2
西 区	15	11	3	1			
安佐南区	15	10	4	1			
安佐北区	10	4	1	2		1	2
安芸区	7	5	1	1			
佐伯区	14	7	6	1			
計	120	66	32	13	1	2	6

延床面積 6,000 ㎡以上の店舗・ホテル等の現況

別表 4

(単位:棟 令和 5 年 3 月 31 日現在)

区 分	棟 数	6,000 ㎡～	10,000 ㎡～	30,000 ㎡～	50,000 ㎡～	100,000 ㎡～	150,000 ㎡～
中 区	110	48	50	6	4	1	1
東 区	23	9	11	3			
南 区	43	18	9	8	4	3	1
西 区	32	13	14	2	2	1	
安佐南区	37	21	13	1	2		
安佐北区	21	14	7				
安芸区	5	2	3				
佐伯区	15	8	6		1		
計	286	133	113	20	13	5	2

森 林 面 積

別表 5

(単位：ha、平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分	国 有 林	民 有 林				合 計
		県	市	その他	計	
中 区	0	-	1	1	2	2
東 区	198	104	567	1,179	1,850	2,048
南 区	102	-	3	144	147	249
西 区	209	2	27	379	408	617
安佐南区	538	1	161	5,990	6,152	6,690
安佐北区	1,941	1,214	532	22,811	24,557	26,498
安 芸 区	865	6	2,217	3,599	5,822	6,687
佐 伯 区	1,021	499	623	15,403	16,525	17,546
計	4,874	1,826	4,131	49,506	55,463	60,337

林 道 整 備 状 況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分		路線数	延長距離 (m)	舗装率 (%)
東 区		12	19,185	67.6
西 区		1	2,900	100.0
安佐南区	祇園地区	2	2,558	100.0
	安古市地区	3	500	100.0
	佐東地区	6	3,763	99.0
	沼田地区	62	51,337	63.9
	小 計	73	58,158	68.1
安佐北区	高陽地区	24	23,696	41.7
	可部地区	17	22,895	47.0
	安佐地区	37	44,970	39.3
	白木地区	43	62,165	70.1
	小 計	121	153,726	57.8
安芸区	瀬野川地区	13	10,021	62.5
	矢野地区	2	1,166	100.0
	阿戸地区	13	23,009	53.6
	小 計	28	34,196	57.8
佐伯区	五日市地区	18	18,345	52.3
	湯来地区	41	79,827	77.7
	小 計	59	98,172	65.2
合 計		294	366,337	64.6

広島市の火災発生状況（過去１０年間）

別表６

区 分	火 災 件 数 (件)	火 災 種 別 (件)						焼 損 面 積 (㎡)	林野 (a)	損 害 額 (千円)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	火 災 原 因 (下 段 は 件 数)				
		建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他						1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
平成 25 年	384	230	11	29	0	0	114	7,075	35	771,881	9	48	放火 疑い含 7 5	たばこ 6 6	こんろ 3 8	火遊び 2 9	たき火 2 8
平成 26 年	361	219	8	37	1	0	96	5,445	86	619,375	30	62	たばこ 6 3	放火 疑い含 5 5	こんろ 4 7	たき火 2 4	火遊び 1 4
平成 27 年	289	190	3	17	0	0	79	5,138	7	439,205	19	62	放火 疑い含 4 6	たばこ 4 6	こんろ 3 2	火遊び 2 8	たき火 1 7
平成 28 年	275	176	5	31	0	0	63	2,929	45	439,604	5	53	放火 疑い含 5 4	たばこ 4 4	こんろ 3 6	火遊び 1 6	排気管 1 0
平成 29 年	297	196	3	20	0	0	78	3,796	11	441,928	7	56	放火 疑い含 5 1	たばこ 5 0	こんろ 3 8	たき火 1 4	火遊び/ ストーブ 1 2
平成 30 年	244	155	6	18	0	0	65	3,699	399	512,295	8	48	たばこ 3 6	放火 疑い含 3 5	こんろ 3 4	たき火 3 2	電気機器 1 0
令和 元年	255	156	3	22	0	0	74	3,139	56	315,792	9	39	たばこ 4 1	放火 疑い含 2 9	こんろ 2 7	たき火 2 0	電灯・ 電話等の 配線 1 5
令和 2 年	214	135	5	14	0	0	60	2,811	11	216,427	4	44	たばこ 3 7	こんろ 2 8	放火 疑い含 2 6	たき火 2 1	電気機器 8
令和 3 年	223	134	5	27	1	0	56	5,849	38	773,407	12	37	こんろ 2 9	たばこ 2 8	放火 疑い含 2 6	たき火 1 9	電気機器/ 排気管 1 0
令和 4 年	242	152	3	18	2	0	67	12,884	7	5,615,923	9	44	たばこ 3 8	こんろ 3 1	放火 疑い含 1 8	電気機 器 1 3	配線器具 1 2

消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況

別表 7

令和 6 年 4 月 1 日現在

区 分	保 管 場 所	回 転 翼 航 空 機※〔消火・救助等〕	消 防 艇 等※〔消火・救助等〕	救 命 索 発 射 銃 等	赤 外 線 カ メ ラ・探 査 ス コ ー プ 等	エ ン ジ ン カ ッ タ ー 等	チ ェ ン ソ ー 等	投 光 器 等	発 電 機	背 負 式 手 動 ポ ン プ	組 立 式 水 槽	腰 な た ・ か ま 等	の こ ・ お の 等	つ る は し	ス コ ー プ	動 力 草 刈 り 機	火 た た き	貯 水 槽	ト レ ン チ シ ャ ベ ル	空 輸 式 水 槽	消 火 薬 剤 〔林 野 火 災〕	消 火 薬 剤 〔泡 消 火 用〕
広島市消防局(広島市各消防団を含む。)	8消防署、32出張所内等	消 1	消 1 救 1	10	25	53	247	239	248	169	158	443	599		652	11			222	9		液 4720L
広 島 県	陸自海田市駐屯地、防災拠点施設	消 1					10													4		
広島県警察	警備部機動隊等（広島中央・東・西・南、安佐南・安佐北、佐伯、海田警察署）	救 2	救 1	3	5	37	53	22	66			119	167	81	330							
第六管区海上保安本部広島海上保安部	広島海上保安部、広島空港部	救 3	消 3 救 1	3																		
陸上自衛隊第 13 旅団海田市駐屯地	海田市駐屯地(人命救助システム)				4	16	16	8	8	8												

※消：救助等及び消火活動可能なもの 救：放水、散水はせず救助・偵察等を行うもの

第7章 危険物等災害対策

第1節 危険物等災害の特徴

《危機管理室、消防局》

市域内においては、消防法で規定する『危険物』、毒物劇物取締法で規定する『毒物劇物』、火薬類取締法で規定する『火薬類』及びガス事業法・高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規定する『ガス類』等（以下「危険物等」という。）の製造、貯蔵、販売、取扱等を行う施設が多く存在し、それらの運搬が日常的かつ頻繁に行われている。

これら危険物等には、関係法令による規制・指導等があり、災害発生の未然防止に努めていることから、これまでに市域内においては大規模な危険物等災害は発生していない。しかし、国内においては、危険物等を多量に保有する工場の爆発や火災、危険物等の運搬中における爆発等による建物被害や有毒物質漏えいによる死傷者の発生など、避難情報の発令を伴うような大規模な災害が発生している。

危険物等には、固体、液体、気体といった形状の違い、人体に対する毒性の強弱があり、また、化学反応によって他の物質に変化し、有毒ガス、爆発等を発生させるものも多い。さらに、河川等に流入して被害を拡大させる危険性も高い。

このため、危険物等による災害が発生した場合、次の諸点に留意して対応する必要がある。

- ・ 爆発による爆風によって、広い範囲（半径数百メートル以上）において窓ガラスの破損等の建物被害や死傷者が発生する。
- ・ 有毒ガス発生又は発生の危険性から、広い範囲（半径数キロ以上）にわたって住民等を迅速・円滑・安全に避難させる必要がある。
- ・ 消防隊等は防毒衣・マスク等を着用しての活動が余儀なくされ、かつ、消防隊の注水によって化学反応を起こす危険物もあるなど、防ぎよ活動は非常に困難である。
- ・ 夜間等暗い場所や消火のための注水時には、危険物等の漏えい・流出に十分に留意し、地下施設や側溝等への流入による二次災害を防止する必要がある。
- ・ 関係者等から情報をできるだけ早く収集して原因物質を特定し、人体への危険性、火災や爆発の危険性等を把握する必要がある。
- ・ 中毒の原因物質によっては、対応できる医療機関が限定されるため、広域的な搬送体制を早期に整える必要がある場合がある。

第2節 市域における危険物等施設の現況

第1 危険物施設の現況

《消防局指導課》

危険物施設数は近年減少傾向にあり、令和6年3月末現在で1,738施設（「資料編「1-4-5 危険物施設の推移と分布状況」参照」となっている。

このうち、特に注意すべき危険物施設（指定数量1,000倍以上を貯蔵）は2事業所である（別表8参照）。

第2 毒物劇物施設の現況

《県薬務課、健康福祉局環境衛生課》

毒物劇物施設は、728施設となっている。

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

区	分	施 設 数
毒物劇物営業者	製造業	9 (うち県登録 2)
	輸入業	5 (うち県登録 2)
	販売業	704 (うち現物取扱 325)
業務上取扱者 (届出業者)	電気めっき業	7
	金属熱処理業者	1
	運送業	1
	しろあり防除業者	1
計		728

このうち、特に注意すべき毒物劇物施設(広島県地域防災計画)は 9 施設である(別表 8 参照)。

なお、毒物劇物については、運搬に際しての情報提供等の制度はない。

第 3 火薬類施設の現況

《消防局指導課》

火薬類施設は、令和 5 年度末現在で 55 件となっている。

区	分	施設件数
火薬庫		7
火薬庫外貯蔵所		28
火薬類販売営業所		20
計		55

第 4 ガス類施設の現況

《中国四国産業保安監督部保安課、県消防保安課、消防局指導課》

ガス類施設については次のとおりである。

なお、ガス類については、運搬に際しての情報提供等の制度はない。

- 1 ガス事業法に関連する施設は、「第 9 章 ライフライン災害対策 第 2 節」のとおりである。

このうち、特に注意すべきガス類施設(広島県地域防災計画)は 3 件である(別表 8 参照)。

- 2 高圧ガス保安法で規定している施設は、令和 5 年度末現在で 2,039 件(事業所)となっている。

区	分	事業所数
製 造 所		884
貯 蔵 所		120
販 売 所		989
特 定 消 費 事 業 所		33
容 器 検 査 所		13
計		2,039

このうち、特に注意すべき高圧ガス施設(広島県地域防災計画)は 9 件である(別表 8 参照)

- 3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規定している施設は令和 5 年度末現在で 73 件(事業所)となっている。

区	分	事業所数
販 売 所		64
貯蔵施設(省令で定める量以上)		2
特 定 供 給 設 備		7
計		73

このうち、特に注意すべき施設はない。

第3節 対象とする危険物等災害

《危機管理室》

本章で対象とする危険物等災害は、市域において多数の死傷者又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような危険物等災害とする。

第1 危険物等の製造・貯蔵・販売・取扱等を行う施設における危険物等の漏えい・爆発等

《災害対応上の特性》

1 危険物関係

- (1) そのもの自体は燃焼しないが、熱、衝撃、摩擦等によって分解することにより極めて激しい燃焼を起こさせる危険性を有する固体がある（第一類）。
- (2) 空気にさらされることにより自然に発火する危険性を有するもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する固体又は液体がある（第三類）。
- (3) 加熱等による分解等の自己反応により、多量の発熱をし、又は爆発的に反応が進行する個体又は液体がある（第五類）。

2 毒物劇物関係

- (1) 非常に毒性の強い物質が存在し、少量の吸入等で死傷に至るため、瞬時に多数の死傷者が発生する。
- (2) 有毒ガス等が発生し、大気中への拡散や地下への流入によって被害が拡大する。
- (3) 漏えいによる環境汚染（河川、地下水等の汚染）によって、被害が拡大する。

3 火薬類関係

爆発によって、瞬時に大規模な被害が発生する。

4 ガス類関係

- (1) 爆発によって、瞬時に大規模な被害が発生する。
- (2) 地下施設などでのガス中毒、静電気による爆発の危険がある。

第2 運搬中における危険物等の漏えい・爆発等

《災害対応上の特性（前記1以外）》

どこでも発生する可能性があり、災害発生場所の周辺状況（危険物等施設、住宅街、イベント会場等人通りが多い場所など）によって、人的・物的被害がさらに拡大する。

第3 その他の大規模な危険物等災害

第4節 災害予防計画

第1 危険物等の安全確保

《中国四国産業保安監督部保安課、県消防保安課・薬務課、健康福祉局環境衛生課、危機管理室、消防局警防課・指導課》

1 危険物施設

(1) 保安確保の指導

本市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努めるものとする。

(3) 危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する

保安教育等を実施し、事故防止に努めるものとする。

2 毒物劇物施設

(1) 毒物劇物多量取扱施設に対する指導の強化

ア 県及び本市は、毒物劇物取締法の規定により登録又は届出が義務付けられている施設の立入検査を定期的の実施し、毒物劇物の適正な保管管理及び危害防止規定の整備を指導するものとする。

イ 県及び本市は、毒物劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努めるものとする。

(2) 毒物劇物多量取扱施設における自己点検の充実等

毒物劇物取扱施設の管理者は、関連設備の点検・保守、事故防止対策、事故時における必要な措置、教育訓練等について、危害防止規定を整備し、これに基づいて管理を行うものとする。

3 火薬類施設

(1) 保安の確保

販売者、火薬庫の所有者及び消費者は、法令に定める基準を遵守し、保安の確保を図るものとする。本市は、立入検査を実施し、法令に違反が無いことを確認するものとする。

販売業者は、従業員に対する保安教育計画を定め、これを忠実に実施するものとする。

火薬庫の所有者等は、定期自主検査を行うものとする。本市は、保安検査を毎年実施し、火薬庫の維持管理の状況を確認するものとする。

(2) 保安講習

火薬類取扱保安責任者等は、保安教育の一環として保安教育講習を毎年（2年ごと）受講するものとする。

(3) 講習会等

県は、（一社）広島県火薬類保安協会と協力して火薬類危害予防大会を開催し、功労者を表彰して保安意識の高揚を図るものとする。

また、これら関係団体と協力して保安教育講習及び煙火の消費に関する講習を実施し、法令の周知や保安管理技術の高揚を図るものとする。

4 ガス類施設

(1) ガス事業施設

本編「第9章 ライフライン災害対策 第4節」に定める災害予防計画による。

(2) 高圧ガス施設（一般高圧ガス、液化石油ガス）

ア 保安の確保

事業者は、定期自主検査等を行うとともに、従業員の保安教育や防災訓練を実施するものとする。これらの業務は自ら作成する危害予防規程に記述され、計画的に実施される。

県及び本市は、立入検査を実施し、法令に違反がないことを確認するものとする。

県及び本市は、保安検査を毎年実施し、施設の維持管理の状況を確認するとともに、教育・訓練が計画どおりに実施されているか確認するものとする。

イ 保安講習

保安係員等は、保安教育の一環として災害防止に関する講習を5年ごとに受講するものとする。

ウ 講習会等

県は、地域防災協議会と協力して高圧ガスによる事故対応や保安大会の開催を行うものとする。保安大会では法令の改正の周知や表彰を行い保安意識の高揚を図るものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

《危機管理室、消防局警防課・救急課・指導課》

- 1 危険物等災害に係る応急活動の関係機関(第5節第4を参照)は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制や手段を整備するとともに、平常時より

連絡窓口等を明確にしておくものとする。(資料編「防災関係機関連絡窓口」参照)

- 2 危険物等災害に係る応急活動の関係機関は、それぞれが担当する人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。
- 3 危険物等災害に係る応急活動の関係機関は、毒性の強い物質の性状等や解毒剤等救急医薬品の調達情報、治療等について把握しておくものとし、これについては、「化学物質による中毒事件とその対策(平成10年10月:毒物中毒事件対策連絡会)」及び「薬をめぐるチーム医療マニュアル21(平成14年3月:広島県地域保健対策協議会)」のとおりである。なお、これ以外の対処情報等の入手先は、次のとおりである。

区 分	時 間 制 限 等	
	あ り	な し
(公財)日本中毒情報センター	○大阪中毒110番(365日24時間体制) ○つくば中毒110番(365日9~21時対応) ●消防機関専用(緊急ホットライン)	072-727-2499 029-852-9999 072-430-2562
広島中毒119番 (公社)広島県薬剤師会	082-567-6099 0120-279-119 平日9:00~17:00	
広島大学医学部 法医学教室	082-257-5172	

- 4 消防局は、危険物等災害に対応した出動計画を策定するものとする。また、有毒ガス発生、爆発の危険性等を考慮した対応について、あらかじめ定めておくものとする。
- 5 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

第3 防災訓練の実施

《危機管理室、消防局警防課、各消防署》

関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、各種の危険物等災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制

《危機管理室》

危険物等災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

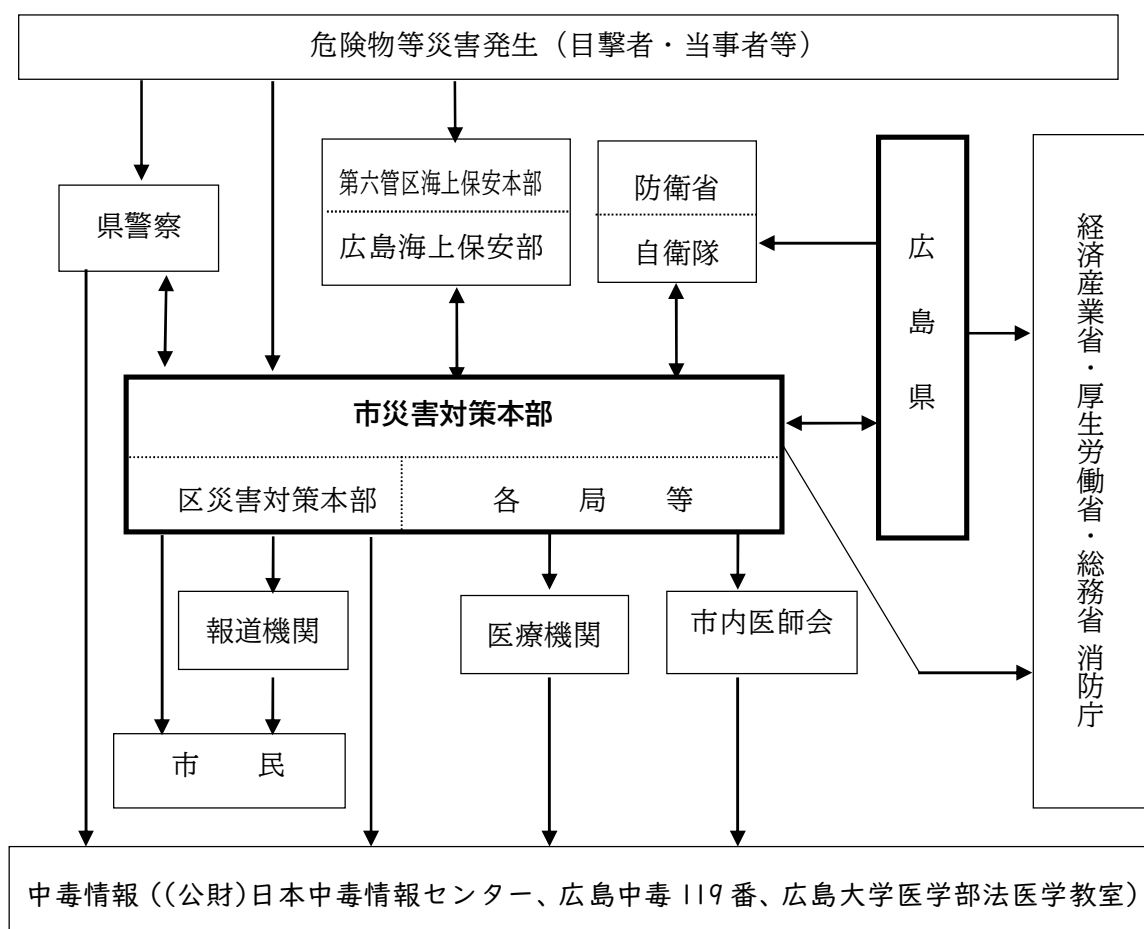
第2 応援要請

《危機管理室》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統

《危機管理室》



第4 関係機関の災害応急活動

《危機管理室》

区 分	危険物等 事業者	広島海上 保安部	県	県警察	消 防	市 災 害 対策本部	区 災 害 対策本部
現地指揮所の設置		○		○	○	△	
情 報 収 集	○	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定	△	△		○	○	△	○
中和剤等の散布	○			○	○		
人命救助・捜索	○	○	△	○	○		○
応急消火活動	○						
消 火 活 動		○			○		
避 難 誘 導	○		△	○	○		○
救急・医療救護	○	○	△		○	○	
海上交通の安全確保		○					
環境汚染対策	○	○	△	○	○	○	○
群 衆 整 理				○			○
交 通 整 理				○			
被災者の支援				△		○	○
市 民 相 談				△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 情報の収集及び広報

《危機管理室、消防局、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- 1 災害現場において活動を行う消防、県警察等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集し、早期の原因物質の特定に努めるとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。

特に、危険物等災害は、有毒ガス発生、爆発の危険性があり、危険物等に関する情報が災害対応を左右することから、収集した情報は直ちに現場活動隊員へ周知し、現場の安全管理の徹底、二次災害防止等に万全を図るものとする。

- 2 市（区）災害対策本部は、警戒区域内からの退去や立入禁止、住民等の避難等について、関係機関及び報道機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行うものとする。

第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動

《消防局警防課、各消防署》

- 1 消防・県警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。
- 2 消防、県警察等の各機関は、一連の人命救助・捜索、消火活動を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、災害発生地を中心として風向き及び地形等を考慮して警戒区域を設定し、関係者以外の区域外への退去など出入制限及び火気使用の制限を行い、活動環境を整える。また、有毒ガス検知管等を活用して、警戒区域の中でも特に危険な区域（爆発、中毒など）を設定し、消防機関を含む全ての者の出入の制限を行い、区域内での活動を統制する。
- 3 消防、県警察等の各機関は、有毒物質に汚染された者を除染する区域を設定し、清拭、脱衣、水等による除染措置を実施後、救護所に搬送する。
- 4 消防、県警察等の各機関は、危険物等又は消火活動等で使用した汚染水の側溝等への流入を防止するとともに、汚染水を適切に処理し、二次災害の防止を図るものとする。
- 5 消防・県警察等の各機関は、必要に応じ、協力して付近の交通規制を早期に実施するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

第7 活動上の安全管理

《消防局警防課、各消防署》

- 1 現場活動を行う各機関の現場指揮者は、風向等の気象情報を把握し、有毒ガス発生、爆発の危険性に常に注意するとともに、特に危険な区域への進入については、防毒衣など身体防護措置を講じた者以外の出入を禁止するものとする。
- 2 消防、県警察等は、物質が特定されていない場合で、特に危険な区域に進入する際には、原則として、陽圧式化学防護衣等の密閉型防護服により身体を防護した者に限るものとする。

第8 救護所の設置と医療救護班の活動

《健康福祉局医療政策課》

- 1 多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、保健医療担当局長は区災害対策本部と協議し、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置する。なお、救護所が設置された場合、区災害対策本部長は住民に対して救護所開設の広報を行う。

医療救護班の編成にあっては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請し、災害時における医療・助産活動を実施する。

- 2 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

第9 トリアージの実施

《健康福祉局医療政策課、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に基づいた救急搬送を行うものとする。
- 2 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したりリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

第10 避難場所等の開設等

《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》

- 1 区長は、多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、基本・風水害対策編「第2章 災害予防計画、第6節 避難体制の整備」に定める指定緊急避難場所一覧表等の中から、被害状況に応じた安全な避難場所等を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
- 2 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。

別表 8

1 特に注意すべき危険物施設《消防局指導課》

区	事業所名称	所在地	主な取扱品目	特性等
南区	出光興産(株)広島	月見町 (月見町油槽基地)	ガソリン、軽油、灯油	引火性を有する液体 (第4類)
	東西オイルターミナル(株) 広島油槽所		ガソリン、軽油、灯油	

2 特に注意すべき毒物劇物施設《県業務課、健康福祉局環境衛生課》

区	事業所名称	所在地	主な取扱品目	特性等
中区	中国電力(株)電源事業本部	小町 4-33	六弗化ウラン	主な取扱品目の特性については、 別表 9 1 を参照
	西部ケミカル(株)	広瀬町 8-11	過酸化水素、水酸化カリウム	
	一般社団法人 広島市医師会 臨床検査センター	千田町三丁目 8-6	ホルムアルデヒド	
南区	全農アグリウエスト(株)	出島一丁目 32-82	過酸化水素、水酸化カリウム	
西区	中外テクノス(株)	横川新町 9-12	水酸化ナトリウム、硫酸、酒石酸アンチモニルカリウム	
安佐南区	(株)セブンリバー	伴西三丁目 5-1	水酸化ナトリウム	
	渡辺化学工業 (株)西風新都工場	伴西二丁目 4-7	塩化水素	
安佐北区	協和物産(株)	大林一丁目 7-7	水酸化ナトリウム	
佐伯区	ラボテック(株)	五日市中央六丁目 9-25	塩化水素、シュウ酸ナトリウム、硫酸、水酸化ナトリウム、酒石酸アンチモニルカリウム、アンモニア、シアン化カリウム	

3 特に注意すべきガス類施設《中国四国産業保安監督部保安課、消防局指導課》

(1) ガス小売事業者を併営する一般ガス導管事業者

事業所名	所在地	幾何容積
広島ガス(株)	皆実町供給所	南区皆実町二丁目
	高陽供給所	安佐北区亀崎四丁目
	可部基地	安佐北区亀山南五丁目
		ガスホルダー25,000m ³
		ガスホルダー15,000m ³
		ガスホルダー140m ³

(2) 高圧ガス

ア 一般高圧ガス大量保有事業所

事業所名	所在地	貯蔵量	取扱品目	特性等
広島日酸(株)	中区江波沖町 6-31	132.57 t	アルゴン、酸素、炭酸ガス、窒素、ヘリウム、液化石油ガス、アセチレン、水素	取扱品目の特性については別表9 2を参照
マツダ(株)	南区	67.33 t	アルゴン、液化アンモニア、酸素、水素、炭酸ガス、窒素、フロン(134a、HFO-1234yf)	
三菱重工業マシナリーテクノロジー(株) 観音ガスセンター	西区観音新町四丁目 6-22	58.86 t	炭酸ガス、液化天然ガス、フロン 134a 等	
三菱重工業コンプレッサ(株)	西区観音新町四丁目 6-22	258.62 t	炭酸ガス、液化天然ガス、フロン 134a 等	
岩谷瓦斯(株)広島工場	安芸区中野一丁目 7-2	58.44 t	アセチレン、アルゴン、酸素、炭酸ガス、窒素、水素、液化石油ガス、アンモニア、酸化エチレン、亜酸化窒素、亜硫酸ガス	

イ 液化石油ガス大量保有事業所

事業所名	所在地	貯蔵量
広島エルピーガスターミナル(株)	南区月見町 2244-18	830 t
日の丸産業(株)LPガス充填所	南区上東雲町 18-35	80 t
(株)榎原プロパン商会 広島支店	南区宇品海岸三丁目 5-33	83 t
日本ホームガス安佐センター	安佐北区安佐町久地掘切山 563-6	63 t

1 毒物劇物の特性等

区 分	消 火 活 動	性 状	人体への影響
アンモニア (劇物) (消防法～届出)	水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等、消火活動に重大な支障を生じる。 (消火剤) 水、粉末、泡、炭酸ガス	無色で刺激臭あり、空気との混合で爆発の危険がある。 ガスは空気より軽い。	吸入 肺や気管支に炎症。高濃度だと喉頭痙攣起こす。
			皮膚 直接液に触れると、腐食性薬傷や凍傷を起こす。
			目 結膜や角膜が炎症、失明の危険性がある。
トルエン (劇物) (消防～第四類)	火気厳禁で静電気対策を考慮し、泡消火剤を用いて、空気を遮断することが有効である。 (消火剤) 粉末、二酸化炭素、乾燥砂、泡	無色透明、芳香がある。蒸気は空気より重く引火性である。	吸入 はじめに短時間の興奮期を経て、深い昏睡状態に陥ることがある。
			皮膚 皮膚を刺激。皮膚からも吸収し吸入と同様の症状
			目 粘膜を刺激し炎症する。
ホルムアルデヒド 別名：ホルマリン (劇物)	水が一番有効である。 (消火剤) 水、粉末、泡、炭酸ガス	無色透明の催涙性で刺激臭がある。	吸入 のど、気管支、肺などを激しく刺激し炎症を起こす。
			皮膚 皮膚炎を起こす。
			目 粘膜を激しく刺激し催涙する。濃い液だと失明の危険性がある。
六弗化ウラン (劇物)	水分との反応によりフッ化水素(毒物)を発生する。汚染水を適切に処理する。	白色の揮発性固体である。 熱に安定(約1,600℃まで分解しない。)している。	身体 被ばく線量によるが、脱毛・不妊などの急性障害、白内障、ガン・白血病などの晩発性障害が発生する。
過酸化水素 (劇物)	容器及び周囲に散水して冷却する。	無色透明で弱い特有の臭いがある。 物質自体は不燃性である。分解が起こると激しく酸素を発生する。	吸入 呼吸困難等の症状が時間をおいて現れる。
			皮膚 腐食性薬傷を起こす。
			目 角膜が侵され、失明の危険性がある。
水酸化カリウム (劇物)	特に腐食性が強いいため身体防護措置が必要である。 容器及び周囲に散水して冷却する。	無臭の強アルカリ性で腐食性が強く、不燃性である。	吸入 のど、気管支、肺を刺激する。
			皮膚 激しく腐食する。
			目 結膜や角膜を激しく刺激し、失明の危険性がある。

区 分	消 火 活 動	性 状	人体への影響	
硫酸 (劇物) (消 防 法 ～ 届 出)	可燃物・有機物と接触させない。 容器に水が入らないように、容器及び周囲に散水して冷却する。 水と急激に接触すると多量の熱を発生し、酸が飛散することがある。	無色無臭、油状で濃硫酸は水と接触すると激しく発熱する。	吸 入	
			皮 膚	激しい薬傷を起こす。
			目	粘膜を激しく刺激し、失明することがある。
水酸化ナトリウム (劇物)	物質自体に爆発性、引火性はない。 アルミニウム、すず、亜鉛等の金属を腐食して、水素ガスを発生させるので注意する。	無色又は灰色で無臭である。濃度、温度で固化することがある。強アルカリ性で腐食性が強く、不燃性である。	吸 入	鼻、喉、気管支、肺を刺激する。
			皮 膚	皮膚が激しく腐食される。
			目	結膜や角膜を激しく侵し、失明の危険性が高い。
塩化水素 (劇物)	容器及び周囲に散水して冷却する。	激しい刺激臭で不燃性である。 空気中の水や湿気と作用して塩酸ミストとなり強い腐食性を示す。 アルコールに溶けやすい。	吸 入	のどや気管支、肺などを刺激し粘膜が侵される。 多量に吸入すると喉頭痙攣、肺気腫を起こし呼吸困難・呼吸停止となる場合がある。
			皮 膚	皮膚を激しく侵し、液に触れると薬傷や凍傷を起こす。
			目	粘膜などが激しく刺激される
シュウ酸ナトリウム (劇物)	容器及び周囲に散水して冷却する。	白色、結晶性粉末で水に溶けやすい。	吸 入	鼻の粘膜を刺激する。 肺や気管支に炎症する。
			皮 膚	
			目	粘膜を刺激し炎症を起こす。
酒石酸アンチモニルカリウム (劇物)	容器及び周囲に散水して冷却する。 強熱すると燃焼し、有害な酸化アンチモン(Ⅲ)の煙霧を発生するので注意する。	空気中で風解する結晶または粉末。 水に溶け(水溶液は弱酸性)、アルコールには溶けない。	吸 入	鼻、のど、気管支を刺激し、粘膜が侵される。
			皮 膚	炎症を起こすことがある。
			目	粘膜を激しく刺激する。
シアン化カリウム (毒物)	容器及び周囲に散水して冷却する。	白色等軸晶の塊片または粉末。 水に溶け(水溶液は強アルカリ性)、アルコールには溶けにくい。	吸 入	シアン中毒(頭痛、めまい、悪心、意識不明、呼吸麻痺)を起こす。
			皮 膚	皮膚から吸収され、シアン中毒を起こす。
			目	粘膜を激しく刺激する。

2 高圧ガスの特性等

区 分	容器色	毒性	呼吸	におい	性 状	比重 (対空気)
アセチレン	褐色	なし	窒息性	なし	可燃性	軽い
アルゴン	ねずみ色	なし	なし	無臭	不燃性	重い
液化アンモニア	白色	あり	中毒	強い刺激臭	可燃性	軽い
液化石油ガス	ねずみ色	なし	麻酔性	着臭あり	可燃性	重い
液化天然ガス	ねずみ色	なし	窒息性 麻酔性	なし	可燃性	軽い
酸素	黒色	なし	なし	無臭	支燃性	重い
水素	赤色	なし	中毒	無臭	可燃性	軽い
炭酸ガス (二酸化炭素)	緑色	なし	中毒	無臭	不燃性	重い
窒素	ねずみ色	なし	中毒	無臭	不燃性	やや軽い
フロン (134a)	ねずみ色	なし	窒息性	無臭	不活性	重い
フロン (HF0-1234yf)	ねずみ色	なし	窒息性	無臭	可燃性	重い
ヘリウム	ねずみ色	なし	酸欠	無臭	不燃性	軽い
エチレン	ねずみ色	なし	窒息性	芳香臭	可燃性	やや軽い
酸化エチレン	ねずみ色	あり	中毒	芳香臭	可燃性	重い
亜酸化窒素	ねずみ色	なし	麻酔性	弱い芳香臭	支燃性	重い
亜硫酸ガス	ねずみ色	あり	中毒	刺激臭	不燃性	重い

第8章 放射性物質災害対策

第1節 放射性物質災害の特徴

《危機管理室》

放射性物質災害の発生は、原子力施設、放射性同位元素等取扱施設において、また、放射性物質の輸送時に想定される。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所が被災し、原子力発電所の周辺住民が広域的な避難を行うこととなった。このことから、原子力発電所が所在しない自治体であっても、原子力発電所が所在する自治体等からの避難住民の受入体制の整備や国、県、原子力事業者等からの情報収集体制の整備、市民等への的確な情報伝達体制の整備等が求められることになった。

一方、防災白書によれば、核燃料物質等の輸送に関する事故については1979年以降1件も発生していない。放射性同位元素等輸送時については、衝突事故等が3件発生している。

放射性物質災害が発生した場合は、人命安全の観点から迅速・的確に対応しなければならず、そのためには、以下の点に留意しておく必要がある。

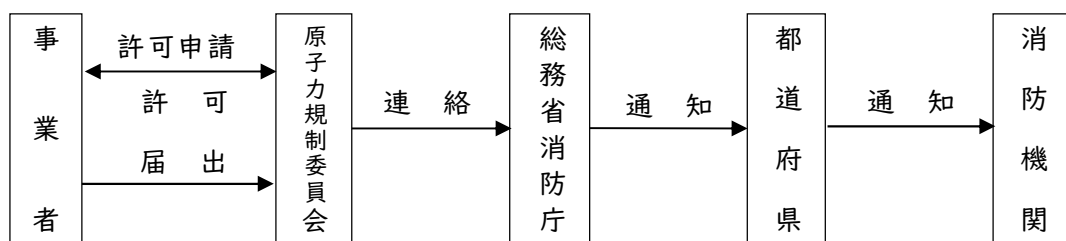
- ・ 放射性物質又は放射線の存在は五感で感じることができず、被ばくの程度を自ら判断できないこと。
- ・ 的確な災害現場活動を行うためには、あらかじめ放射性物質、放射線、原子力等に関する高度な専門知識の修得を必要とすること。
- ・ 災害現場における活動隊員等の被ばくを防止するためには、放射能防護服、個人警報線量計、空間線量計等の特殊な装備が不可欠であること。

第2節 市域における放射性物質使用施設等の現況

《危機管理室》

県域内には、原子力発電所等の原子力施設が存在しないことから、本市域は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において示されている「原子力災害対策重点区域」に含まれていない。

一方、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づいて原子力規制委員会の許可を受け、又は同大臣に届け出た放射線同位元素等を使用する市域内の事業所等の現況は、「（資料編）広島市消防計画・付属資料 9 放射性同位元素等を使用する事業所名一覧表」のとおりである。



また、放射性物質の輸送車両が市域内を通行する際には、県公安委員会へ届出がされることになっている。

第3節 対象とする放射性物質災害

《危機管理室》

本章で対象とする放射性物質災害は、市域等において多数の被ばく者又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような放射性物質災害とする。

第1 市域内の放射性同位元素等取扱施設（病院、研究施設等）における放射性物質の大量漏えい・火災等

《災害対応上の特性》

- 1 被ばくや汚染のおそれによる現場活動の特殊性・困難性
- 2 施設利用者等の心理的動揺や混乱による避難誘導・救助活動への支障
- 3 救急搬送、医療・救護活動等での二次汚染
- 4 専門医療機関への搬送
- 5 注水による汚染の拡大や化学反応

第2 輸送中における市域内での放射性物質の漏えい・火災等

《災害対応上の特性》

- 1 被ばくや汚染のおそれによる現場活動の特殊性・困難性
- 2 周辺住民等の心理的動揺や混乱による避難誘導・救助活動への支障
- 3 救急搬送、医療・救護活動等での二次汚染
- 4 専門医療機関への搬送
- 5 事故概要把握の困難性
- 6 交通規制の実施
- 7 注水による汚染の拡大や化学反応

第3 市域外における放射性物質の大量漏えい等

《災害対応上の特性》

- 1 住民等の心理的動揺や混乱による避難誘導・救助活動への支障
- 2 被ばく者の受入れ等応援活動での二次汚染
- 3 避難住民の受入

第4節 災害予防計画

第1 放射性物質の安全規制

《県医療介護基盤課・薬務課、県公安委員会》

- 1 放射性同位元素等の取扱については、放射線障害防止法に基づき放射性同位元素や放射線発生装置の使用・販売・廃棄等に係る所要の規制が行われ、また、診療用放射線に関しては医療法により診療用器具の構造設備、診療用放射線の防護等について、放射線を放出する医薬品に関しては医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律により構造設備等についてそれぞれ規制が行われている。
- 2 放射性物質の輸送に関する安全規制は次のとおり行われている。
 - (1) 核燃料物質等の陸上輸送については、使用者等に対して、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。）により原子力規制委員会、国土交通省及び都道府県公安委員会による安全規制が行われている。
 - (2) 放射性同位元素等の輸送については、使用者等に対して、放射線障害防止法により原子力規制委員会、国土交通省及び都道府県公安委員会による安全規制が行われている。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

《危機管理室、消防局警防課・救急課》

- 1 放射性物質災害に係る応急活動の関係機関（第5節第4を参照）は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制や手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。（「（資料編）防災関係機関連絡窓口」参照）
- 2 放射性物質災害に係る応急活動の関係機関は、それぞれが担当する人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。
- 3 放射性同位元素等取扱施設は、それぞれの施設における情報収集・伝達の体制や手段を整備するものとする。特に勤務時間外においても、直ちに放射線取扱主任者及び施設管理者と連絡がとれるようにするとともに、防災関係機関への連絡窓口等を平常時より明確にしておくものとする。
- 4 放射性同位元素等取扱施設管理者等は、当該施設に立ち入る者に対して、放射線障害予防規程の周知を図るほか、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を行うものとする。
- 5 放射性物質の輸送を行う使用者等は、関係法令を遵守し輸送物、輸送方法、輸送経路の選定等安全対策に必要な措置をとるとともに、事故発生時における情報収集・伝達の体制や手段を整備し、また、防災関係機関への連絡窓口等を平常時より明確にしておくものとする。
- 6 放射性物質の輸送を行う使用者等は、安全輸送等を確保するため、その職員に対して、防災に関する教育・訓練を実施するものとする。
- 7 市災害対策本部は、物質の性状等や治療等についての情報入手先を把握しておくものとし、これについては、広島大学緊急被ばく医療推進センター、（公財）放射線影響研究所等に協力を要請するものとする。
- 8 消防局は、放射性物質災害に対応した出動計画を策定するものとし、安全確保に関する必要な研修等を行うものとする。

第3 防災訓練の実施

《危機管理室、消防局警防課、各消防署》

関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、各種の放射性物質災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制

《危機管理室》

放射性物質災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

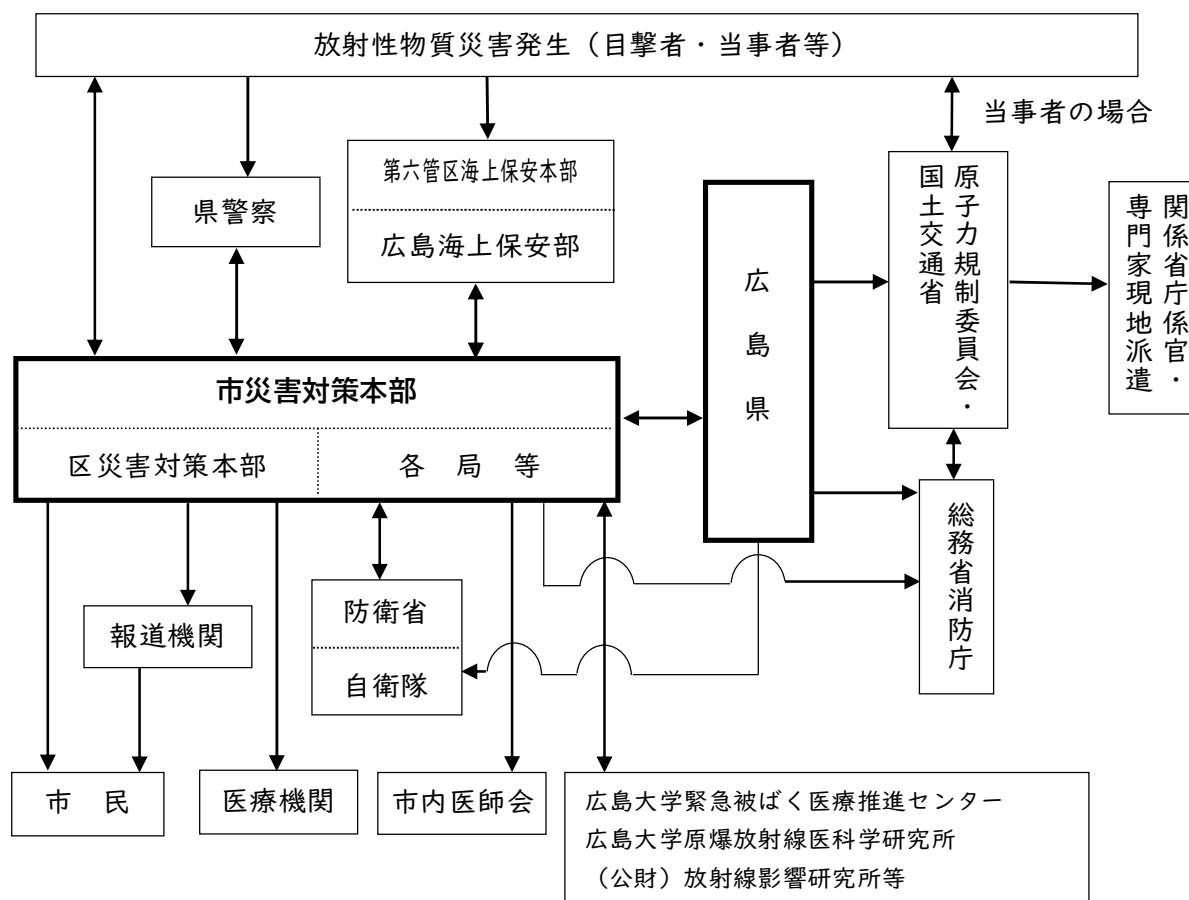
第2 応援要請

《危機管理室》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統

《危機管理室》



第4 関係機関の災害応急活動

《危機管理室》

区 分	施設管 理者等	輸送を 行う使用 者等	国	県	県警察	消 防	市 災 害 対策本部	区 災 害 対策本部
現地指揮所の設置	○	○			○	○	△	○
情 報 収 集	○	○	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定	○	○			○	○	△	○
放 射 能 測 定	○	○	○	△	△	○		
人命救助・捜索	○	○		△	○	○		
消 火 活 動	○	○				○		
避 難 誘 導	○	○		△	○	○		○
救急・医療救護	○	○		△		○	○	
資機材調達（防護服）	○	○				○		
汚 染 者 の 措 置	○	○				○	○	○
汚 染 物 の 措 置	○	○				○	○	○
群 衆 整 理					○			
交 通 整 理		○			○			
被災者の支援	○	○			△		○	○
市民相談					△		○	○
避難住民の受入	○		○	○	○	○	△	△

※ 表中の○印は本務として行う行動、△印は必要に応じて行う行動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 情報の収集及び広報

《危機管理室、消防局、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- 1 被ばくの可能性がある環境下で活動する消防、県警察等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。

また、収集した情報は直ちに現場活動隊員へ周知し、現場の安全管理の徹底、二次災害防止等に万全を図るものとする。

- 2 市（区）災害対策本部は、警戒区域内からの退去や立入禁止、住民等の避難等について、関係機関及び報道機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行うものとする。
- 3 本市周辺の原子力発電所等において事故が発生した場合に、広島県と連携して災害情報や防災基本計画等に基づき原子力規制委員会から提供される周辺環境における放射性物質の大気中濃度などの予測結果を収集し、市民等に的確な情報伝達を行う。

なお、島根原子力発電所における「原子力防災に関する情報」は、中国電力㈱から広島県に提供され、広島県防災行政無線等により県内の各市町に情報提供される。

第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動

《消防局警防課、各消防署》

- 1 消防、県警察等の各機関は、被ばくの可能性がある環境下における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保するものとする。
- 2 消防、県警察等の各機関は、一連の人命救助・捜索、消火活動を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、施設関係者等から情報を得て協議のうえ放射線危険区域、放射線準危険区域及び警戒区域を設定する。

【放射性同位元素等取扱施設関係者が不在の場合の放射線危険区域設定基準】

～「原子力施設等における消防活動対策マニュアル（H26.3 総務省消防庁特殊災害室）」より

- ① 0.1mSv/h 以上の放射線が検出される区域
- ② 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域
- ③ 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域

※ 放射線等の専門家が到着した後は、当該専門家と協議のうえ必要に応じて変更すること。

【輸送時の災害で状況把握ができない場合の放射線危険区域等の設定基準】

～「原子力施設等における消防活動対策マニュアル（H26.3 総務省消防庁特殊災害室）」より

1 放射線危険区域

- ① 0.1mSv/h 以上の放射線が検出される区域
- ② 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域
- ③ 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域

※ 放射線等の専門家が到着した後は、当該専門家と協議のうえ必要に応じて変更すること。

2 放射線準危険区域

放射線危険区域内において活動した隊員及び使用した資機材、車両並びに傷病者等の汚染検査及び除染を行う区域

3 消防警戒区域

道路上輸送物から概ね半径 100 メートルの範囲

また、県警察の協力を得て、必要に応じ、付近の交通規制を早期に実施するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

- 3 被ばくの可能性がある環境下で活動する消防、県警察等の各機関は、消火活動等で使用した汚染水の側溝等への流入を防止するとともに、汚染水を適切に処理し、二次災害の防止を図るものとする。

第7 活動上の安全管理

《消防局警防課、各消防署、企画総務局人事部福利課》

- 1 被ばくの可能性がある環境下で活動する各機関の現場指揮者は、放射線の検出活動及び放射線危険区域へ進入する場合は、放射能防護服、呼吸保護具、個人警報線量計等の被ばく防護装備を必ず装着させ、進入隊員の被ばく線量、活動時間管理等被ばく管理体制を徹底するものとする。

区 分	1回の活動あたりの被ばく線量の上限	個人警報線量計警報設定値
通常の消防活動	10mSv 以下	左記の値未満で設定

区 分	被ばく線量限度	個人警報線量計警報設定値
人命救助等の緊急時活動	100mSv	30～50mSv の範囲で設定
繰り返し活動を行う場合	決められた5年間の線量が100mSv（ただし、任意の1年に50mSv を超えるべきでない。）	左記の条件を確実に満たすよう設定

※「原子力施設等における消防活動対策マニュアル（H26.3 総務省消防庁特殊災害室）」より

- 2 被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、上記の基準を参考として、要請した機関と協議して同指標を定めることができるものとする。
- 3 被ばくの可能性がある環境下で活動する各機関の現場指揮者は、現場活動をした隊員及び資機材すべてを対象に汚染検査を行い、その結果により必要があれば除染を行うものとする。
- 4 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

第8 救護所の設置と医療救護班の活動

《健康福祉局医療政策課》

- 1 多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、保健医療担当局長は区災害対策本部と協議し、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置する。なお、救護所が設置された場合、区災害対策本部長は住民に対して救護所開設の広報を行う。

医療救護班の編成にあっては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請し、災害時における医療・助産活動を実施する。

- 2 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

第9 トリアージの実施

《健康福祉局医療政策課、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合は、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に基づいた救急搬送を行うものとする。
- 2 放射線障害のおそれがある傷病者の措置に当たっては放射線に関する専門医の診断

が必要とされることから、消防局はあらかじめ対応可能な医療機関を把握しておくものとする。

第１０ 避難場所等の開設等

《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》

- 1 区長は、多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、基本・風水害対策編「第２章 災害予防計画、第６節 避難体制の整備」に定める指定緊急避難場所一覧表等の中から、被害状況に応じた安全な避難場所等を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
- 2 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認の問い合わせや健康に関する相談等に対応するものとする。

第１１ 市域外における放射性物質災害への対応

《健康福祉局医療政策課、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、消防局警防課、各消防署》

- 1 市長は、本市域への放射能汚染物質の拡散（飛来、流入等）に留意しながら、住民等の避難等必要な措置を講じるものとする。
- 2 市長は、他の地方公共団体等から要請があった場合には、被ばく者の治療面での受入れ等について、国、県、医療機関、その他の関係機関と協議・調整を行い、積極的に協力するものとする。
- 3 被ばく者の受入れ等応援活動を行う各機関は、従事する職員の二次汚染防止等に万全を図るものとする。
- 4 市長は、他の地方自治体等から要請があった場合には、市有施設の中から避難場所等を選定し、市域外からの避難住民の受入に協力する。

第9章 ライフライン災害対策

第1節 ライフライン災害の特徴

《危機管理室》

現代の都市は、電気、上下水道、通信、ガス、交通等のライフラインやコンピュータシステムの高度なネットワークに支えられて活動している。これらの機能が停止すると市民生活はもとより、経済・産業活動等にも深刻な影響を及ぼすこととなる。

ライフライン災害の特徴としては、災害発生場所だけでなく、ライフラインの供給を受ける広範囲の地域に次のような影響を与えることが挙げられる。

- ・ 長時間にわたる停電は、電気製品の使用不能等による市民生活や経済産業活動の混乱を引き起こす。
- ・ 長時間にわたる断水は、住民等への飲料水や水洗便所の使用など市民生活に影響を及ぼすだけでなく、火災が発生した場合には消防水利が限定されるため、消火活動に大きな制約が生じる。
また、下水道の停止は、汚水の排出を抑えるための節水等の呼びかけや仮設トイレの設置等が必要となる。
- ・ 情報通信の途絶は、金融機関のオンライン業務の停止や情報の収集・伝達不能等の事態を引き起こす。
- ・ ガスの漏えい・爆発は、多数の死傷者や物的損傷をもたらすだけでなく、地域住民の避難等の必要が生じる。

なお、交通に関する災害対策は、本編「第4章 鉄道災害対策」及び「第5章 道路災害対策」のとおりであり、本章では省いている。

第2節 市域におけるライフライン施設等の現況

第1 電力施設

《中国電力(株)、中国電力ネットワーク(株)》

(令和4年10月1日現在)

事業所	発 電 所	変 電 所
広島 ネットワークセンター	なし	広島、大州、南広島、千田町、南宇品、仁保、段原、白島、中広島、白神、国泰寺、鶴見、三川、北広島、大芝、向洋、三篠、小網、吉島、舟入、西広島、井口、光町、己斐、観音、瀬野川、広島中央 計 27 か所
廿日市 ネットワークセンター	なし	隅の浜、五日市、八幡、石内、五日市南 計 5 か所
広島北 ネットワークセンター	なし	矢口、安、古市橋、祇園、川内、沼田、小河原、可部、飯室、可部南、伴南、間野平、太田川 計 13 か所
西部水力 センター	太田川、可部、 間野平、南原 計 4 か所	なし

第2 水道施設

《水道局計画課》

令和6年3月末現在の給水区域内人口は、1,236,468人、給水人口は、1,216,402人で、水道の給水普及率は98.4%となっている。

浄・受水場の給水能力及び市域の主な給水区域は次のとおりである。

(令和6年3月末現在)

名 称	給水能力 (m ³)	主 な 給 水 区 域
牛田浄水場	119,000	中区(一部)、東区(一部)、南区、安芸区(一部)
緑井浄水場	200,000	中区(一部)、西区、安佐南区(ほぼ全域)、安佐北区(一部)、佐伯区(一部)
高陽浄水場	200,000	東区(一部)、安佐南区(一部)、安佐北区(ほぼ全域)
湯来水道ステーション	1,150	佐伯区(湯来町の一部)
欄浄水場	297	佐伯区(湯来町の一部)
大谷浄水場	24	佐伯区(湯来町の一部)
鹿ノ道浄水場	30	佐伯区(湯来町の一部)
瀬野川・矢野・阿戸受水場	41,700	安芸区(一部)
河内・北原・坪井受水場	39,000	佐伯区(湯来町を除くほぼ全域)
計	601,201	令和5年度一日最大給水量 378,186 m ³ 令和5年度一日平均給水量 353,629 m ³

第3 下水道施設

《下水道局計画調整課》

本市の人口は1,175,327人、汚水処理人口は1,147,243人で、汚水処理人口普及率は97.6%となっている。(令和6年3月末現在)

市域における主な処理場の処理能力及び処理区域は次のとおりである。

(令和6年3月末現在)

名 称	処 理 能 力 (日最大 (m ³))	主 な 処 理 区 域
千田水資源再生センター	68,800	中区
江波水資源再生センター	63,000	中区、西区
旭町水資源再生センター	56,700	東区、南区
西部水資源再生センター	307,200	東区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区
和田水資源再生センター	900	佐伯区(湯来地区)
東部浄化センター	148,380	東区、南区、安芸区
計	644,980	

*東部浄化センターは県管理

第4 通信施設

《西日本電信電話㈱》

市域における電話交換所名は次のとおりである。

(令和4年3月末現在)

電話交換所	広島中、広島南、戸坂、中山、福木、宇品、西蟹屋、大州、似島、広島庚午、広島三篠、広島西、商工、安芸祇園、安古市、安古市安、八木、伴、戸山、阿戸、可部、可部三入、新高陽、狩小川、安佐、安佐久地、安佐後山、白木井原、白木三田、海田、海田畑賀、瀬野、瀬野川、矢野、新矢野、五日市、寺田、石内 計 38箇所
-------	--

第5 ガス施設

1 一般ガス事業《広島ガス㈱》

広島地区（広島市とその周辺地域）におけるお客さま件数は約 35 万戸で、市域のガス供給地域は、中区、東区、南区（似島町、金輪島を除く。）、西区、安佐南区（川内、緑井、東野、中筋、中須、古市、大町、東原、西原、祇園、長束、山本、伴、大塚）、安佐北区（深川、亀崎、真亀、倉掛、落合、口田、亀山）、安芸区（船越、矢野）、佐伯区（河内、小深川、藤の木、五月が丘を除く。）である。

広島地区のガス施設は次のとおりである。

(1) ガスホルダー等設置場所

事業所名	種 類	幾何容積（m ³ ）	所 在 地
皆実供給所	中圧球形	25,000	南区皆実町二丁目
高陽供給所	中圧球形	15,000	安佐北区亀崎四丁目
可部基地	中圧円筒形	140	安佐北区亀山南五丁目
計		40,140	

(2) ガス導管延長

（令和 6 年 3 月末現在）

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数（km）
低 圧	0.1Mpa 未満	2,762
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	306
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	189
高 圧	1.0Mpa 以上	21
合 計		3,278

2 簡易ガス事業（14 事業者）《中国四国産業保安監督部保安課》

市域における供給地点群（団地）は 70 箇所、需要家件数は約 3 万 2 千戸である。

（令和 6 年 3 月末現在）

第3節 対象とするライフライン災害

《危機管理室》

本章で対象とするライフライン災害は、市域において広範囲にわたり市民生活に重大な支障を及ぼすなど社会的影響が大きいと判断される次のようなライフライン災害とする。

災害区分		災害対応上の特性
1	大規模な停電	・ 他のライフライン事業者との連携 ・ 情報の収集及び伝達手段の制約
2	大規模な断水	・ 給水対策 ・ 火災発生時における消火活動の制約
3	大規模な情報通信の途絶	・ 情報の収集及び伝達手段の制約
4	大規模なガス漏えい・爆発	・ 多数の負傷者等の救出及び医療・救護 ・ 地域住民の避難

第4節 災害予防計画

第1 ライフライン機能の確保

《各ライフライン事業者》

- 1 ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。
- 2 ライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- 3 ライフライン事業者は、ライフライン施設の定期点検や補修を行い、機能の維持に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

《各ライフライン事業者、危機管理室、消防局警防課・救急課》

- 1 ライフライン災害に係る応急活動の関係機関（第5節第4を参照）は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制や手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。（資料編「防災関係機関連絡窓口」参照）
- 2 ライフライン災害に係る応急活動の関係機関は、それぞれが担当する消火、人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。
- 3 市は、広島市ライフライン連絡調整会議を開催し、ライフライン関係機関相互の情報交換等に努める。
- 4 ライフライン事業者は、広域的な応援を前提として、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとする。
- 5 消防局は、ライフライン災害に対応した出動計画を策定するものとする。特に、断水時の火災については、地域特性を考慮した出動体制や現地指揮体制の強化などを行うものとする。

第3 防災訓練の実施

《各ライフライン事業者、危機管理室、消防局警防課、各消防署》

関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、各種のライフライン災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制

《危機管理室》

ライフライン災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

第2 応援要請

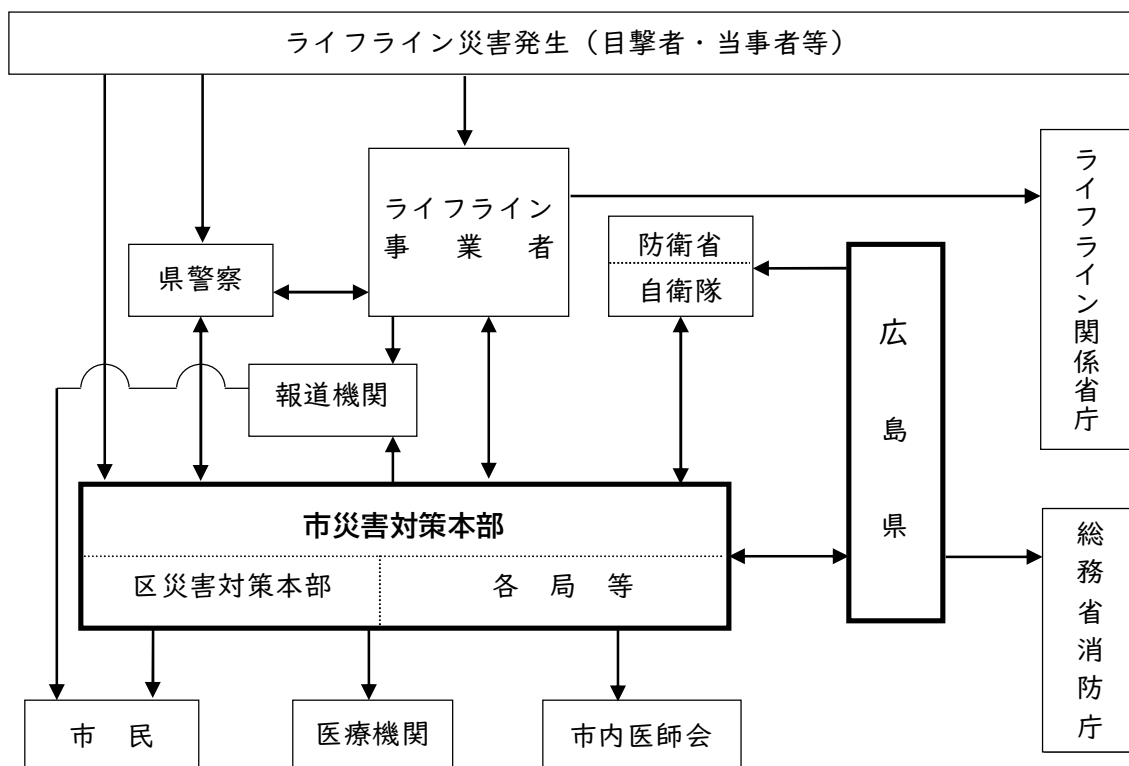
《危機管理室》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。

- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統

《危機管理室》



第4 関係機関の災害応急活動

《危機管理室》

区 分	ライフライン 事 業 者	県	県警察	消 防	市 災 害 対 策 本 部	区 災 害 対 策 本 部
現地指揮所の設置	○		○	○	△	
情 報 収 集	○	○	○	○	○	○
警 戒 区 域 の 設 定	△		○	○	△	○
人 命 救 助 ・ 捜 索	△	△	○	○		○
消 火 活 動	△			○		
避 難 誘 導	△	△	○	○		○
救 急 ・ 医 療 救 護		△		○	○	
供 給 路 遮 断	○					
給 水 対 策	○				○	○
水 質 汚 染 対 策	○	○			○	
群 衆 整 理			○			
交 通 整 理			○			
被 災 者 の 支 援	○		△		○	○
市 民 相 談	○		△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う行動、△印は必要に応じて行う行動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 大規模停電対策

- 1 情報の収集及び広報《中国電力ネットワーク㈱、危機管理室、消防局、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- (1) 災害現場において活動を行う中国電力ネットワーク㈱、消防等の各機関は、応急

対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。

- (2) 中国電力ネットワーク㈱は、停電状況、復電見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、市災害対策本部及び関係機関への報告・通報に努めるものとする。
- (3) 中国電力ネットワーク㈱、市（区）災害対策本部は、停電状況、応急対策状況、復旧予定時刻などの情報をラジオ放送、広報車両などの方法により、迅速かつ正確な広報に努めるものとする。
- (4) 市災害対策本部は、必要があると認めた場合は、広島市ライフライン連絡調整会議を開催し、被害・復旧関連情報の交換、協議調整等を行うものとする。
- (5) 市災害対策本部は、関係機関等から停電及びこれに伴う断水、交通、通信状況など応急対策に必要な情報を収集し、これを関係部局等に伝達して、応急対策の迅速な実施を図るものとする。

2 迅速かつ効率的な応急対策《中国電力ネットワーク㈱》

- (1) 中国電力ネットワーク㈱は、応急の仮復旧工法により早期送電を図るとともに、短期間での復旧に努めるものとする。また、応急復旧は、人命にかかる箇所や防災上重要な施設に供給する設備など電力系統及び需要の重要性等を考慮して、復旧効果の大きなものから行うものとする。
- (2) 応急対策が必要となる機関は、収集した情報に基づき、所管する施設の機能確保や二次災害防止のため、速やかに必要な措置を講じるものとする。（地域防災計画（基本・風水害対策編）「第3章、第8節 停電応急対策」を参照）

3 市民等相談窓口の開設《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》

市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる要望、相談等に対応するものとする。

第6 大規模断水対策

1 情報の収集及び広報《水道局企画総務課、危機管理室、消防局、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- (1) 災害現場において活動を行う水道局、消防等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。
- (2) 水道局は、断水状況、復旧見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、市災害対策本部及び関係機関への報告・通報に努めるものとする。
- (3) 水道局、市（区）災害対策本部は、断水状況、応急対策状況、復旧予定時刻などの情報をテレビ・ラジオ放送、広報車両などの方法により、迅速かつ正確な広報に努めるものとする。
- (4) 市災害対策本部は、必要があると認めた場合は、広島市ライフライン連絡調整会議を開催し、被害・復旧関連情報の交換、協議調整等を行うものとする。

2 迅速かつ効率的な応急対策《水道局維持課》

- (1) 水道局は、所有する給水車、給水タンク等の応急給水用資機材により、市災害対策本部の指定する場所へ運搬するとともに、区災害対策本部は、必要に応じて飲料水兼用型耐震性防火水槽又は仮設水槽等により給水を行うものとする。（地域防災計画（基本・風水害対策編）「第3章、第7節 給水及び上水道施設応急対策、第3給水対策」を参照）
- (2) 水道局は、被害の状況、施設の重要度等を総合的に勘案して短期間での応急復旧に努めるものとする。（地域防災計画（基本・風水害対策編）「第3章、第7節 給水及び上水道施設応急対策、第4 施設の応急対策」を参照）
- (3) 河川の水質汚濁事故情報を入手した機関は、ただちに関係機関に連絡するとともに、事故状況の把握に努めるものとする。また、関係機関は連携して「水質汚濁事故対策マニュアル」に基づき、処理に当たるものとする。（地域防災計画（基本・風

水害対策編)「第3章、第7節 給水及び上水道施設応急対策、第5 水質事故対策」を参照)

3 市民等相談窓口の開設《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》

市(区)災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる要望、相談等に対応するものとする。

第7 大規模情報通信途絶対策

1 情報の収集及び広報《各電気通信事業者、危機管理室、消防局、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- (1) 災害現場において活動を行う西日本電信電話(株)その他電気通信事業者、消防等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。
- (2) 西日本電信電話(株)その他電気通信事業者は、被害状況、復旧見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、市災害対策本部及び関係機関への報告・通報に努めるものとする。
- (3) 西日本電信電話(株)その他電気通信事業者、市(区)災害対策本部は、被害状況、応急対策状況、復旧予定時刻などの情報をテレビ・ラジオ放送、広報車両などの方法により、迅速かつ正確な広報に努めるものとする。
- (4) 市災害対策本部は、必要があると認めた場合は、広島市ライフライン連絡調整会議を開催し、被害・復旧関連情報の交換、協議調整等を行うものとする。

2 迅速かつ効率的な応急対策《各電気通信事業者》

- (1) 西日本電信電話(株)その他電気通信事業者は、関連機関と連携して通信の確保を図るとともに、早期復旧に努めるものとする。

〈通信確保手段〉※各事業者において実施可能な手段で通信を確保する。

- ・ 商用電源の確保〔自家発電用エンジン、移動電源車〕
- ・ 重要通信の確保
 - そ通の確保〔110、118(海上保安庁)、119〕
 - 優先利用〔災害時優先電話〕
 - 非常電報・緊急電報〔115〕
- ・ 特設公衆電話の設置
- ・ 災害用伝言ダイヤルの運用〔171〕
- ・ 災害用伝言板サービスの運用
- ・ 公衆電話の無料化
- ・ 移動基地局車による通信エリアの確保
- ・ 携帯電話の貸出し

- (2) 通信の復旧に当たり西日本電信電話(株)その他電気通信事業者は、防災関係機関やライフライン事業者など社会生活に及ぼす影響が大きい機関を優先して実施するものとする。

3 市民等相談窓口の開設《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》

市(区)災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる要望、相談等に対応するものとする。

第8 大規模ガス漏えい・爆発対策

1 情報の収集及び広報《各ガス事業者、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、消防局、各消防署》

- (1) 災害現場において活動を行う広島ガス(株)その他ガス事業者、消防等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。
- (2) 広島ガス(株)その他ガス事業者は、被害状況、復旧見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、市災害対策

本部及び関係機関への報告・通報に努めるものとする。

- (3) 広島ガス㈱その他ガス事業者、市（区）災害対策本部は、被害状況、応急対策状況、復旧予定時刻などの情報をテレビ・ラジオ放送、広報車両などの方法により、迅速かつ正確な広報に努めるものとする。
- (4) 市災害対策本部は、必要があると認めた場合は、広島市ライフライン連絡調整会議を開催し、被害・復旧関連情報の交換、協議調整等を行うものとする。

2 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動等《各ガス事業者、消防局警防課、各消防署》

- (1) 消防、県警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。
- (2) 消防、県警察等の各機関は、一連の人命救助、消火活動等を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、必要に応じて災害発生地を中心として警戒区域を設定する。

また、県警察の協力を得て、必要に応じ、付近の交通規制を早期に実施するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

- (3) 広島ガス㈱その他ガス事業者は、市民生活等への影響を抑えるため、短期間での応急復旧に努めるものとする。

3 救護所の設置と医療救護班の活動《健康福祉局医療政策課》

- (1) 多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、保健医療担当局長は区災害対策本部と協議し、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置する。なお、救護所が設置された場合、区災害対策本部長は住民に対して救護所開設の広報を行う。

医療救護班の編成にあっては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請し、災害時における医療・助産活動を実施する。

- (2) 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

4 トリアージの実施《健康福祉局医療政策課、消防局警防課・救急課、各消防署》

- (1) 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合は、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に基づいた救急搬送を行うものとする。
- (2) 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

5 避難場所等の開設等《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》

- (1) 区長は、多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、基本・風水害対策編「第2章 災害予防計画、第6節 避難体制の整備」に定める指定緊急避難場所一覧表等の中から、被害状況に応じた安全な避難場所等を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
- (2) 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。